丹波国における律令制成立期および盛期の寺院

上原　眞人

はじめに―律令制下の神祇と仏教―

古代日本の律令国家が精神的支柱とし、宗教政策のかなめになったのが神祇（神道）と仏教である。律令官制において神祇を司る役所は神祇官、仏教を司る役所は玄蕃寮。二官八省という官庁のランクでいえば、神祇官は八省を統括する太政官と並ぶ最高位にあり、玄蕃寮は雅楽寮・諸陵司・喪儀司とともに、治部省管下の一機関にすぎない。少なくとも、日本の律令官制の枠組みを定めた政治家が、神祇を仏教より上位とみたことは疑いない。神祇が弥生・古墳時代を通じて培った伝統に立脚しており、古代天皇制のバックボーンとなる記紀神話にも直結している事実を重視したためだろう。

一方、基本法典となる令では、「神祇令」が年中行事、祝詞・幣帛の担当氏族や官司、散斎・致斎（＝物忌）の作法など、祭祀施行に関わる定例を明文化するのに対し、「僧尼令」は僧尼の禁止行為と違反した時の罰則を個別詳細に規定する。本来、僧尼は戒律にもとづく教団の規定に縛られるが、俗的権威による禁令や罰則の対象外にある。「僧尼令」が禁止行為と違反した時の罰則にこだわったのは、大宝令や養老令の制定者が、伝統的な神祇に対し、仏教には未知数が多く、今後の運用次第では危険をもたらすと考えていたことを示す。

未知数が多いと認識していた以上、律令国家の仏教政策は二転三転する。もちろん律令国家の精神的支柱となる仏教をめざす以上、実態を踏まえた上で、より目的にかなった政策転換が一般的である。仏教を構成する基本要素は三宝、すなわち礼拝対象となる仏像・仏舎利＝「仏」、釈迦の教えを説いた経典等＝「法」、釈迦の教えを実践し、修行・法会を通じて福利をもたらす「僧」である。三宝が集中・凝縮する場所が「寺」なので、律令国家の仏教政策の主眼は「僧尼令」を基本とする僧尼対策に加え、寺院の造営・運営・管理に関わる具体策が重要になる。しかし、「僧尼令」には、僧尼が寺院以外の道場で布教することを禁じた［5非寺院条］、僧房に婦女、尼房に男夫を停めることを禁じた［11停婦女条］、僧寺・尼寺間の無限定な交流を禁じた［12不得輒入尼寺条］、禅行修道を目的とした山居の手続きを規定した［13禅行修道条］を除けば、寺院に関する規定はない。それが令を制定した時点で、寺院制度が固定しておらず、寺院概念さえ流動的だったことに由来する事実は、本論文を通じて明らかになる。

本稿では、七～八世紀に天皇や太政官が出した寺院制度に関わる詔や法令をおおよその時代順に提示し、その法令と丹波国内における同時代

寺院跡（**表1、図1**）のあり方との対応を考える。丹波国を対象としたのは、二〇一九年六月一五日に亀岡市で開催した京都府教育委員会・公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター主催の第一四一回埋蔵文化財セミナー「丹波の古代寺院を探る―新たな寺院発見か―」で、丹波国の古代寺院を概観する機会を与えられたことを契機とする。国郡郷という地方行政組織の下で機能した古代寺院を、律令制下の一国単位で通時的に検討することは重要な分析視角と考えていたが、これまで私が関心をはらっていた大和・山背・河内国では議論するのが困難だった。

なによりも、研究史や資料数が膨大すぎて、図2のように見開きで出土軒瓦の概要を示し、説明が必要な和久寺廃寺跡（**図3**）・寺内廃寺跡（**図4**）・丹波国分僧寺跡（**図6**）の軒瓦の図を補うことで、七・八世紀を主体とする国全体の寺院変遷を提示するという芸当は、大和・山背・河内国ではできない。また、年代論や技術系譜論のかなめとなる軒瓦の組み合わせ［藤沢一九四一］を検討するとき、一つの寺院跡で多種多様の軒瓦が出土している大和・山背・河内国では、認定に多大のエネルギーを要する。とくに多数出土した軒丸瓦と軒平瓦で主要な組み合わせを確定しても、自余の軒瓦に関しては認定根拠が薄弱になる。胎土・焼成の類似から組み合わせを認定することは一般的だが、多量の瓦が必要なら分業生産するの

	所在旧郡	遺跡名	現所在地	検出遺構	11世紀以前の瓦	主要文献
○	桑田郡	丹波国分僧寺跡	亀岡市千歳町国分桜久保	金堂・塔・講堂・僧房他	図6	亀岡市 2000
○	桑田郡	丹波国分尼寺跡	亀岡市河原林町河原尻	南門・金堂・講堂・尼房	図 2-41 ～ 45	市教委 2004
○	桑田郡	(三日市遺跡)	亀岡市馬路町諸山	国分僧・尼寺瓦窯 (灰原)		府埋文 2005
○	桑田郡	池尻廃寺跡	亀岡市馬路町池尻高戸	瓦積基壇仏堂他	図 2-36 ～ 40	府埋文 1994
○	桑田郡	観音芝廃寺跡	亀岡市篠町見晴６丁目	金堂・講堂・僧房	図 2-1 ～ 16	市教委 1988
○	桑田郡	與能廃寺跡	亀岡市曽我部町寺坊垣内	塔心礎	図 2-28 ～ 30	亀岡市 2000
○	桑田郡	佐伯廃寺跡	亀岡市薭田野町佐伯	掘立柱塀他	図 2-31 ～ 35	府埋文 2019
○	桑田郡	桑寺廃寺跡	亀岡市千代川町北ノ庄桑寺	基壇	図 2-17 ～ 20	亀岡市 2000
○	桑田郡	周山廃寺跡	京都市右京区京北周山町	基壇礎石建物６	図 2-21 ～ 27	李 2019
○	桑田郡	(周山瓦窯跡)	京都市右京区京北周山町	周山廃寺瓦窯 (登窯)		京大考古 1982
○	船井郡	(鳥羽瓦窯跡)	南丹市八木町鳥羽	供給先不明 (登窯)	図 2-51	森下 1991
○	多紀郡	寺内廃寺跡	丹波篠山市寺内		図4	丹南町 1994
○	多紀郡	竜円寺遺跡	丹波篠山市野中	掘立柱建物・瓦窯	図 2-58 ～ 61	丹南町 1994
○	多紀郡	(王地瓦窯跡)	丹波篠山市小枕字王地	竜円寺遺跡瓦窯 (平窯)		県教委 1984
○	氷上郡	三ツ塚廃寺跡	丹波市市島町	金堂・西塔・東塔・南門	図 2-53 ～ 57	市島町 1975
○	氷上郡	(天神山瓦窯跡)	丹波市市島町	三ツ塚廃寺瓦窯 (登窯)		市島町 2000
○	何鹿郡	綾中廃寺跡	綾部市綾中町	瓦積基壇状遺構他	図 2-46 ～ 50	市教委 1981
○	天田郡	和久寺廃寺跡	福知山市字和久寺	塔心礎・掘立柱建物	図3	大槻 1987
○	天田郡	多保市廃寺跡	福知山市字多保市	塔心礎	図 2-52	市教委 1985b
	加佐郡	河守廃寺跡	福知山市大江町河守			松本 2013
	与謝郡	丹後国分僧寺跡	宮津市国分	14 世紀前半塔・金堂	図 5-5･6	宮津市 1996
	与謝郡	中野遺跡	宮津市中野 (国分尼寺？)	掘立柱建物・石敷	図 5-7･8	宮津市 1996
	丹波郡	(古代寺院遺跡・瓦窯跡ともに確認できず)				
	熊野郡	(堤谷２号窯跡)	京丹後市久美浜町堤谷	供給先不明 (登窯)	図 5-9 ～ 13	府教委 1993
	熊野郡	佐野遺跡	京丹後市久美浜町佐野		図 5-14	府教委 1993
	竹野郡	俵野廃寺跡	京丹後市網野町俵野	礫敷・護岸施設	図 5-1 ～ 4	府埋文 2009

凡例　①和銅６(713) 年の丹後国成立後も丹波国に属した旧郡名には○を付した。　②瓦窯跡はカッコで括った。

表1　丹波国における８世紀以前の寺院跡・瓦窯跡一覧

が当然で、絶対的な根拠にならない。その点で、出土軒瓦の型式数が限られる丹波国の古代寺院では、比較的容易に組み合わせが認定できる。

検討に際しては、おもに出土軒瓦を材料に、同じ現京都府に属する山背国における古代寺院のあり方と比較して、山陰道第一番目の丹波国の特徴を浮彫にする。山背国は「大化改新詔」が定めた畿内を構成する国であるのみならず、隣国として丹波国に多くの文化的影響を与えており、丹波国の古代寺院の特徴を検討する上で有意義と考えるからである。以下、山背国の古代寺院を引用するときは、表1と同様、旧郡名と現市町村名を明示する。なお、和銅六（七一三）年四月乙未、丹波国北部の五郡をさいて丹後国が生まれる［『続日本紀』］。したがって、丹後五郡（加佐郡・与謝郡・丹波郡・熊野郡・竹野郡）で出土した七一三年以前の軒瓦は丹波国の瓦で、以後の軒瓦は丹後国の瓦となる。丹後国分僧寺跡や尼寺跡（中野遺跡）出土軒瓦（**図5―5～8**）は確かに八世紀に属するが、これに先行する型式の軒瓦製作下限年代は確定できず、丹波の瓦と丹後の瓦を厳密に区別するのはむずかしい。ここでは、和銅六年以降、丹後国となった地域で出土した軒瓦を図5にまとめて提示する。時代呼称は、軒瓦編年との対応を意識して、大化元（六四五）年の乙巳の変（蘇我本宗家の滅亡）までを飛鳥時代、和銅三（七一〇）年の平城京遷都までを白鳳時代、延暦三（七八四）年の長岡京遷都までを奈良時代と呼ぶ。軒瓦編年においては、飛鳥時代は飛鳥寺式軒丸瓦、白鳳時代は山田寺式（百済大寺式）・川原寺式軒丸瓦等と重弧文軒平瓦および薬師寺式・藤原宮式の軒丸・軒平瓦、奈良時代は平城宮式軒丸・軒平瓦、平安時代は平安京および周辺出土瓦がおもな型式指標となるが、型式呼称は必ずしも実年代と整合しないので、瓦の年代は幅に余裕をもたせて世紀で表示するように努める。

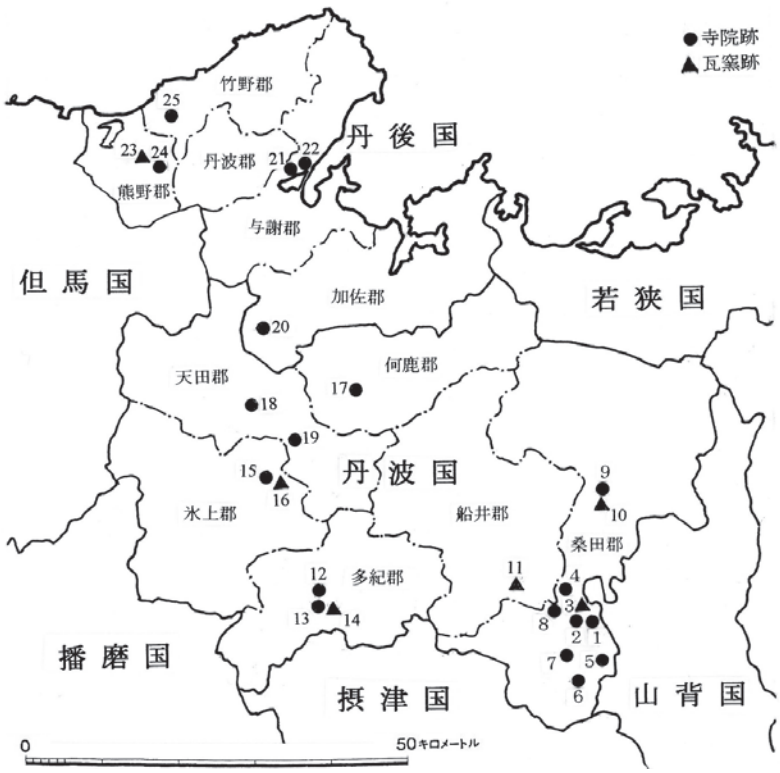

図1 丹波国における８世紀以前の寺院跡・瓦窯跡の分布

1丹波国分僧寺跡
2丹波国分尼寺（御上人林廃寺）跡
3三日市遺跡
4池尻廃寺跡
5観音芝廃寺跡
6與能廃寺跡
7佐伯廃寺跡
8桑寺廃寺跡
9周山廃寺跡
10 周山瓦窯跡
11 鳥羽瓦窯跡
12 寺内廃寺跡
13 竜円寺（野中）遺跡
14 王地瓦窯跡
15 三ツ塚廃寺跡
16 天神山瓦窯跡
17 綾中廃寺跡
18 和久寺廃寺跡
19 多保市廃寺跡
20 河守廃寺跡
21 丹後国分僧寺跡
22 中野遺跡
23 堤谷2号窯跡
24 佐野遺跡
25 俵野廃寺跡

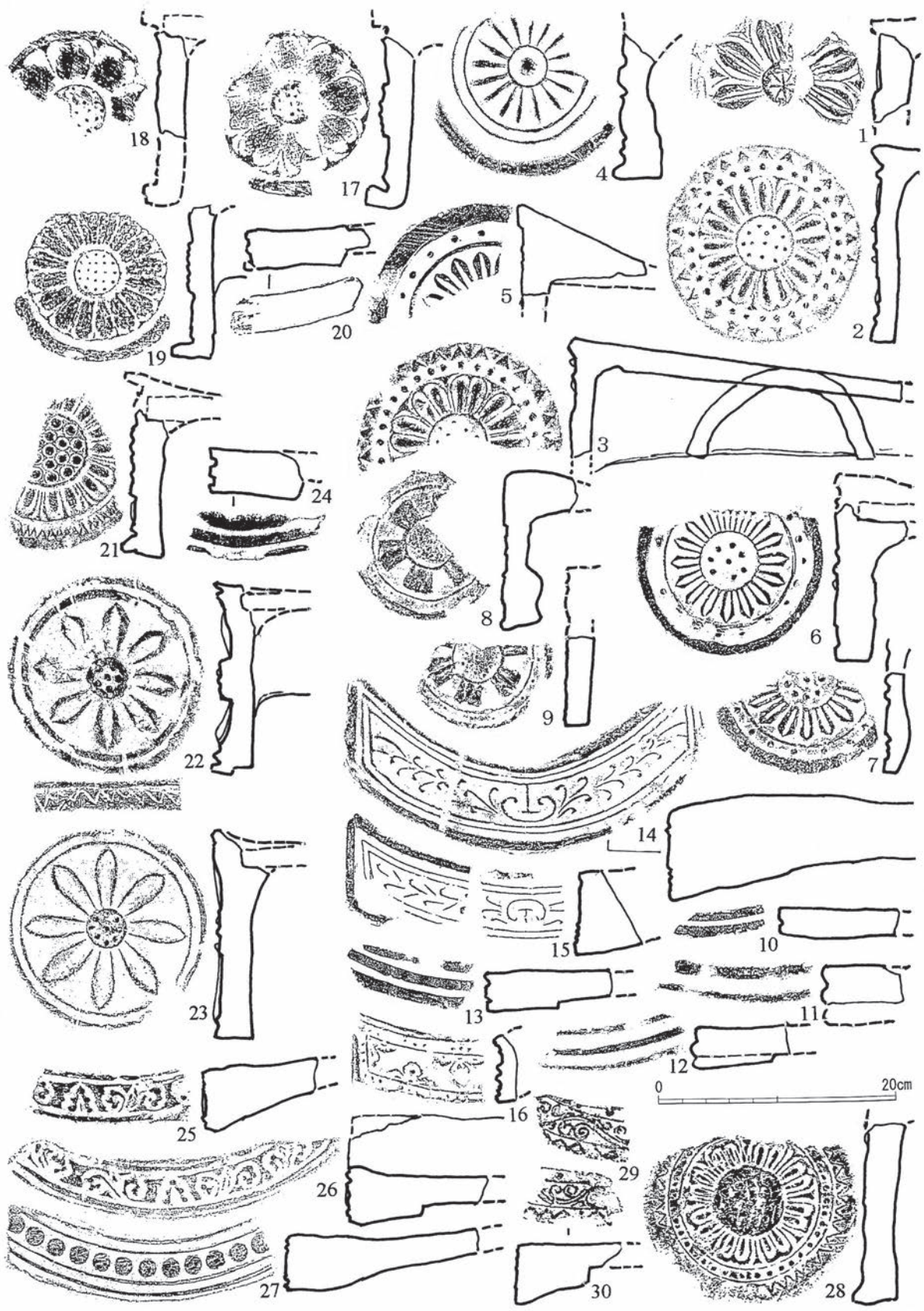

図 2 丹波国古代寺院跡出土軒瓦 (図 3 ～ 6 収録分以外)

[亀岡市 2000、亀岡市教委 1988･2000･2004、京都府教委 1979、京都府埋文センター 1985･1992･1994･2019、綾部市教委 1981、福知山市教委 1985b、市島町 1975、丹南町 1994、小山 1987、森下 1991] 縮尺 5 分の 1

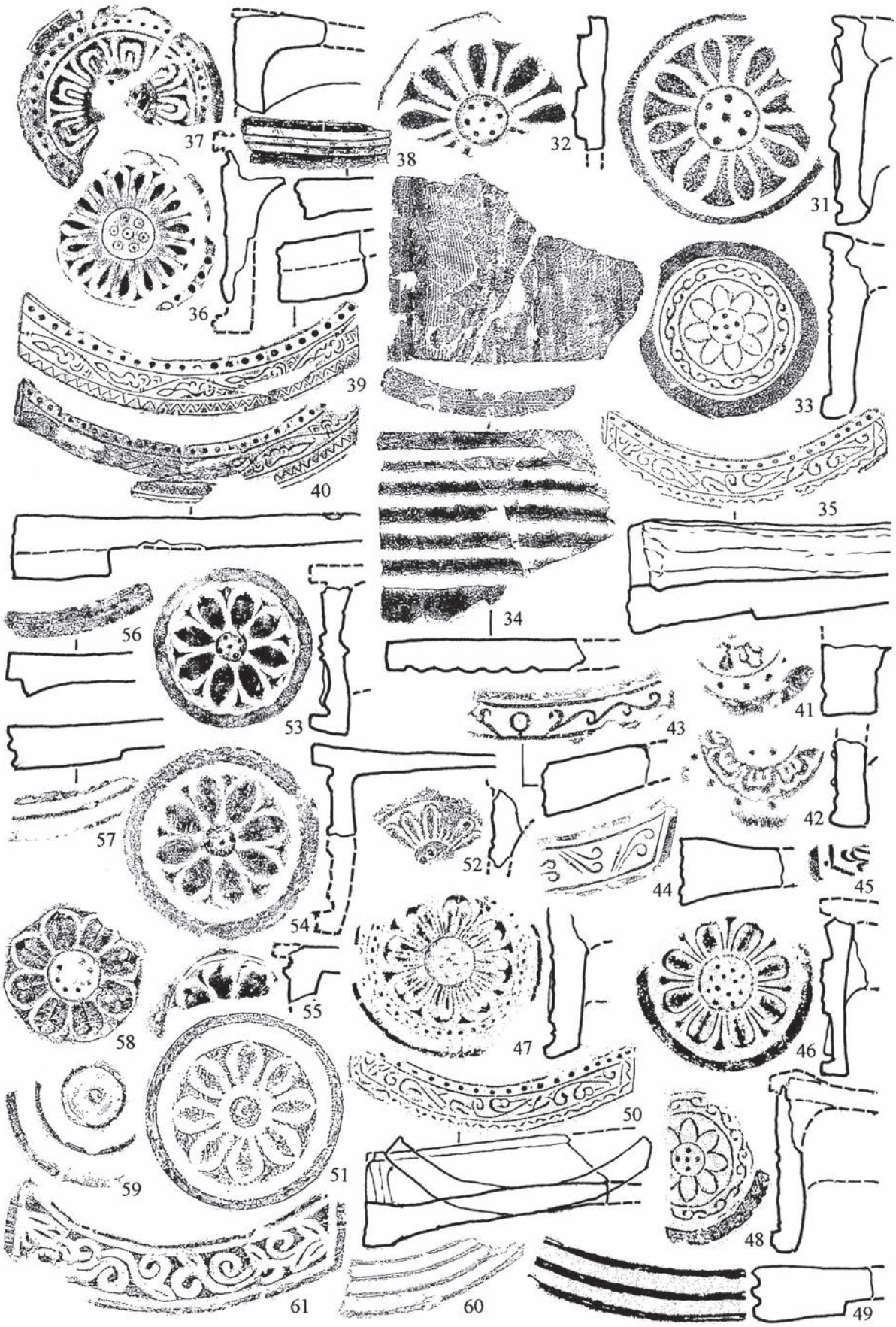

1～16 観音芝廃寺跡　17～20 桑寺廃寺跡　21～27 周山廃寺跡　28～30 與能廃寺跡　31～35 佐伯廃寺跡　36～40 池尻廃寺跡　41～45 丹波国分尼寺跡　46～50 綾中廃寺跡　51 鳥羽瓦窯跡　52 多保市廃寺跡　53～57 三ッ塚廃寺跡　58～61 竜円寺(野中)遺跡

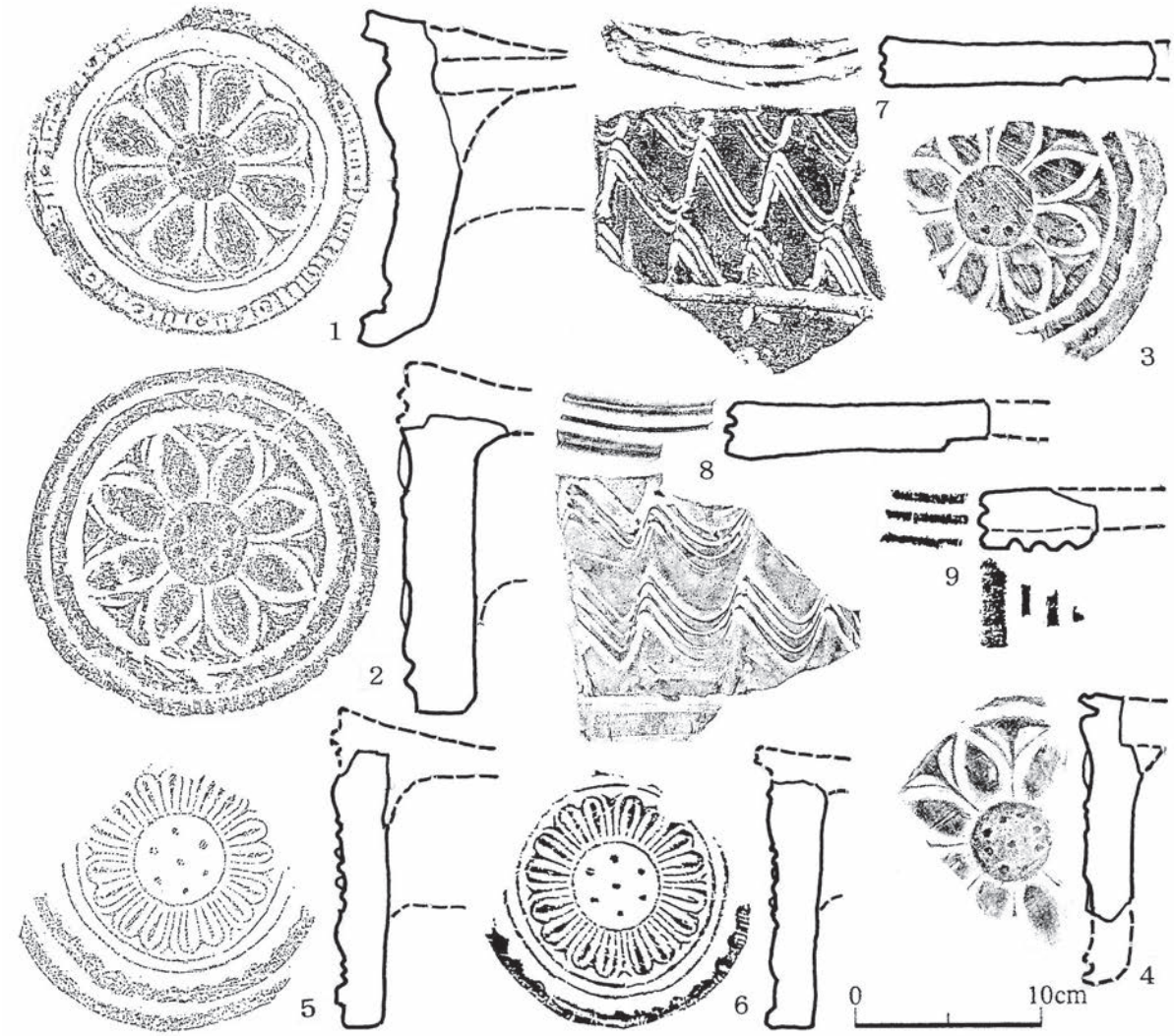

図3 和久寺廃寺跡出土軒瓦 [福知山市教委 1983･85a･85b、大槻 1987] 縮尺4分の1

1の花弁に子葉は見えないが、北山背の山田寺式軒丸瓦において、周縁をめぐる重圏文に珠文と輻線を交互に配した意匠が生まれ、丹波・但馬・東播磨へ伝播した北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦の一例で (図 10)[上原 1997]、文様系譜では単弁8葉蓮花文軒丸瓦に属する。2～4の素弁8葉蓮花文軒丸瓦との新旧を決定しにくいが、2～4には8世紀の軒丸瓦 5･6 との共通性・共時性が認められる。とすれば、7～9の顎面施文重弧文軒平瓦は軒丸瓦 1 と組み合う可能性が高い。顎面に施文した素文・重弧文軒平瓦は南山背や播磨で顕著に展開し、丹波にもその影響がある。6 は平城 6225 系の複弁8葉蓮花文軒丸瓦で、外区斜縁の面鋸歯が中心を向く。寺内廃寺 (図4-1) に酷似するが、径がひとまわり小さい。6 の周縁に外郭段を加え大型にしたのが 5 で、同じ法量拡大が素弁8葉蓮花文軒丸瓦 4 と 2･3 の間にも認められる。しかも、2～4の外区斜縁に中心を向く面鋸歯文を不揃いにした凹凸が認められ、2～6は同時期と判断したい。ただし、2～6に組み合う軒平瓦は未確認である。実査に際して福知山市教委 (当時) の大槻真純さんのお世話になった。

7世紀末～9世紀に存続したと推定できる。東隣に瓦窯跡 (八木田の坪瓦窯跡) があり、西 1.7km の東浜谷遺跡で「郡」刻印須恵器や「厨」墨書土器が出土し、多紀郡衙跡と考えられている。篠山盆地南の竜円寺 (野中) 遺跡でも、素弁8葉蓮花文軒丸瓦 (図2-58)、8世紀の重圏文軒瓦 (同 -59･60)、8世紀末～9世紀の唐草文軒平瓦 (同 -61) が出土したが、寺内廃寺と同笵ではない。竜円寺遺跡の西北 1.7km に、重圏文軒瓦を焼いた王地瓦窯跡がある [丹南町 1994、兵庫県教委 1984]。実査に際して丹波篠山市教育委員会の植木友さんのお世話になった。

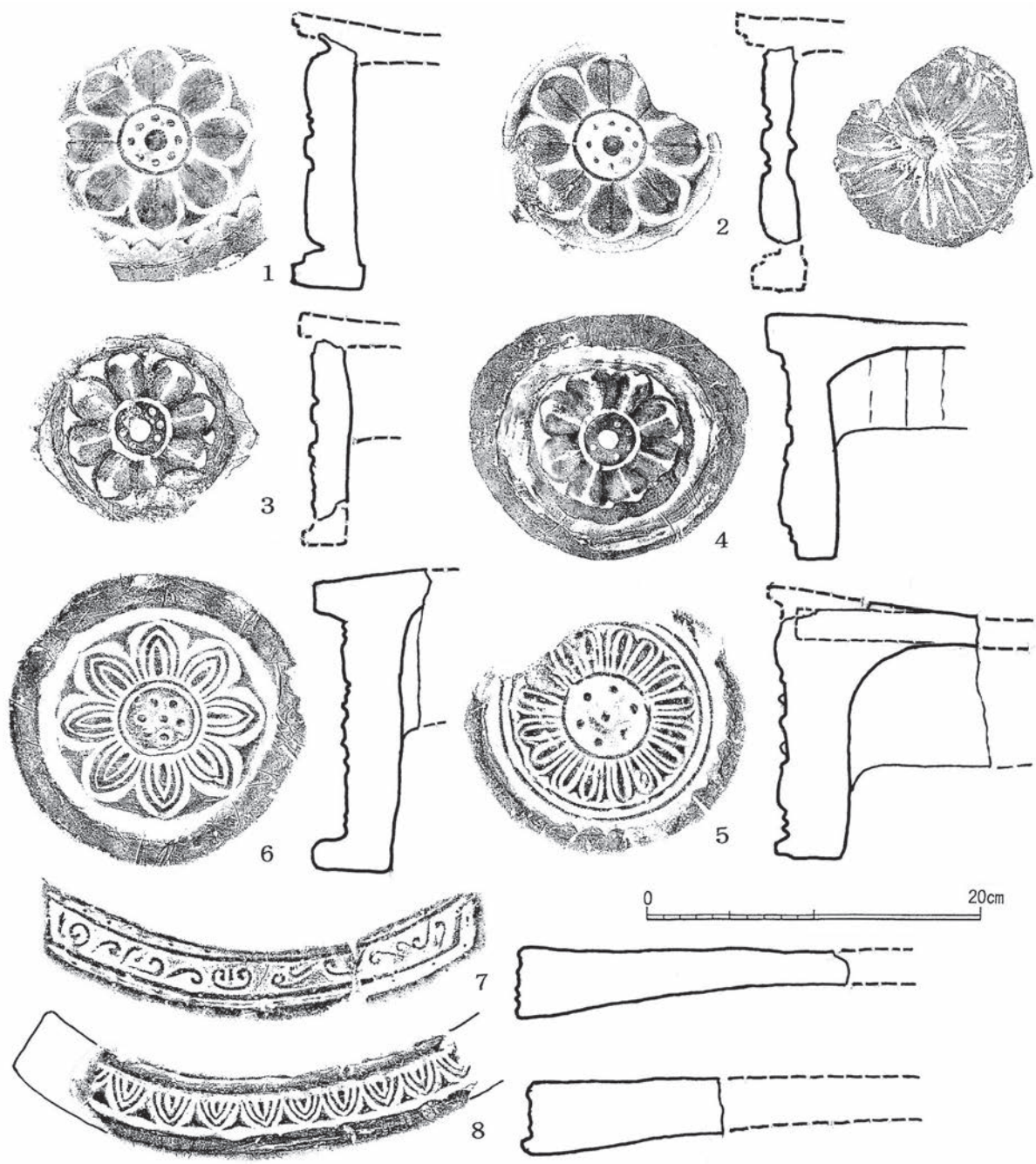

図4 寺内廃寺跡出土軒瓦 (丹波篠山市教育委員会所蔵) 縮尺４分の１

篠山盆地の北、黒岡川の西岸に立地する寺内廃寺は、昭和 51 年から３ヶ年にわたり旧多紀郡篠山町教育委員会が発掘調査した。付近に「堂の前」「堂裏」「東門」などの寺院関係地名が残るが、基壇や礎石は見つかっていない。１・２は素弁８葉蓮花文軒丸瓦。７世紀末～８世紀前葉。中房蓮子１＋８の中央だけが大きく、尖った花弁中軸に凸線が走る。外区斜縁は外向き面鋸歯文。１は瓦当裏面に布目圧痕、２は絞目のある布目圧痕が残り、截頭円錐台状の内型を使って共土で丸瓦部と瓦当部とを成形した「縦置型一本作り」とわかる。旧氷上郡市島町の三ツ塚廃寺創建瓦 (図2-53) と同じ成形技術である。３・４は1・２の製品自体を笵型とする。周縁内面を円圏状にナデ、斜縁鋸歯文まで笵が及ぶか不明。接合式だが、焼成は1・２と共通する。５は中房蓮子１＋６、外区斜縁に内向きの面鋸歯文がめぐる複弁８葉蓮花文軒丸瓦。８世紀。接合式で丸瓦凸面は縦縄叩き。平城 6225 系だが、和久寺廃寺 (図3-5･6) とは異笵。平城 6663 系の影響を受けた軒平瓦7と組む。７はC字上向の中心飾に、右脇から蕨手二葉を四転、左脇から蕨手を五転させ、上下外区と右脇区に珠文をまばらに配す。６は中房蓮子が1＋６の単弁８葉蓮花文軒丸瓦。８世紀末～９世紀。同じ花弁を横に連ねた軒平瓦８と組む。以上の瓦から、寺内廃寺は

第一章　飛鳥時代の寺院政策と丹波の古代寺院

推古朝の三宝興隆

我国最初の本格的仏教寺院である法興寺（飛鳥寺）は五九六年に竣工し、蘇我馬子の息子が寺司を拝命。高句麗僧の慧慈と百済僧の慧聡が居住した（**史料1**）。この二年前、推古大王は三宝興隆の詔を出した。その詔を受け、諸臣連等は君親之恩のために、競って仏舎を造った（**史料2**）。『日本書紀』は、仏像を安置する建物を「金堂」ではなく「仏舎」「仏殿」「仏堂」と呼ぶことが多い。これが寺ならば、飛鳥時代には、仏舎一棟でも「寺」と認識されていたことがわかる。

史料1『日本書紀』（推古）四年冬十一月、法興寺造竟。則以大臣男善徳臣拝寺司。是日慧慈・慧聡、二僧、始住於法興寺（五九六年冬一一月に法興寺を作り終えた。蘇我大臣の息子の善徳が寺司を拝命した。この日、慧慈と慧聡の二僧が法興寺に住み始めた）。

史料2『日本書紀』（推古）二年春二月丙寅朔、詔皇太子及大臣、令興隆三宝。是時、諸臣連等、各為君親之恩、競造仏舎。即是謂寺焉（五九四年春二月一日、皇太子〈厩戸王〉と大臣〈蘇我馬子〉に詔して、三宝を興隆させた。この時、諸臣連等は、おのおの君親の恩のために争って仏舎を造った。すなわちこれを寺という）。

大和国飛鳥寺・豊浦寺・斑鳩寺・中宮寺、摂津国四天王寺を指標とする飛鳥時代寺院の造営は、蘇我馬子や厩戸王が推進しており、推古大王自身が三宝興隆にどれほど積極的だったか定かでない。詔を出しても、寺の造営には時間がかかる。しかし、三〇年も経過すると、寺や僧尼を公的に管理する方向性が生まれ、具体的な数も把握されるようになった（**史料3**）。

史料3『日本書紀』（推古三二〈六二四〉年）秋九月甲戌朔丙子、校寺及僧尼、具録其寺所造之縁、亦僧尼入道之縁、及度之年月日也。当是時、有寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、幷一千三百八十五人（秋九月一日、寺と僧尼を調べて、その寺が造られた由縁、僧尼が出家した由縁と得度した年月日をつぶさに記録させた。この結果、寺が四六ヶ寺存在し、僧八一六人、尼五六九人の合わせて一三八五人を数えた）。

史料3の四六ヶ寺には、早くから金堂・塔を中心とする「七堂伽藍」を整えた飛鳥寺や斑鳩寺もあるが、推古二年条が明言するような仏舎一棟のみ、あるいは塔一基のみからなる一堂（一塔）伽藍を含む可能性がある。それは飛鳥寺式軒瓦が確認できても出土量が少なく、所要堂塔も明確ではない古代寺院跡の存在から推定できる。通常、寺院跡の大規模発掘においては、数量的に他を圧倒する軒瓦を創建瓦と認定する。絶対多数の論理である［上原一九九七］。しかし、軒瓦の型式学的年代観がこの論理に整合しない場合、個別寺院ごとに歴史的状況を検討せねばならない。以下、具体的な堂塔が未確認でも、おもに瓦の出土量を根拠に、一堂（一塔）伽藍と七堂伽藍を対立概念として用いる。

推古朝仏舎の実態

たとえば山背国相楽郡（木津川市）高麗寺は、川原寺創建軒瓦と同笵お

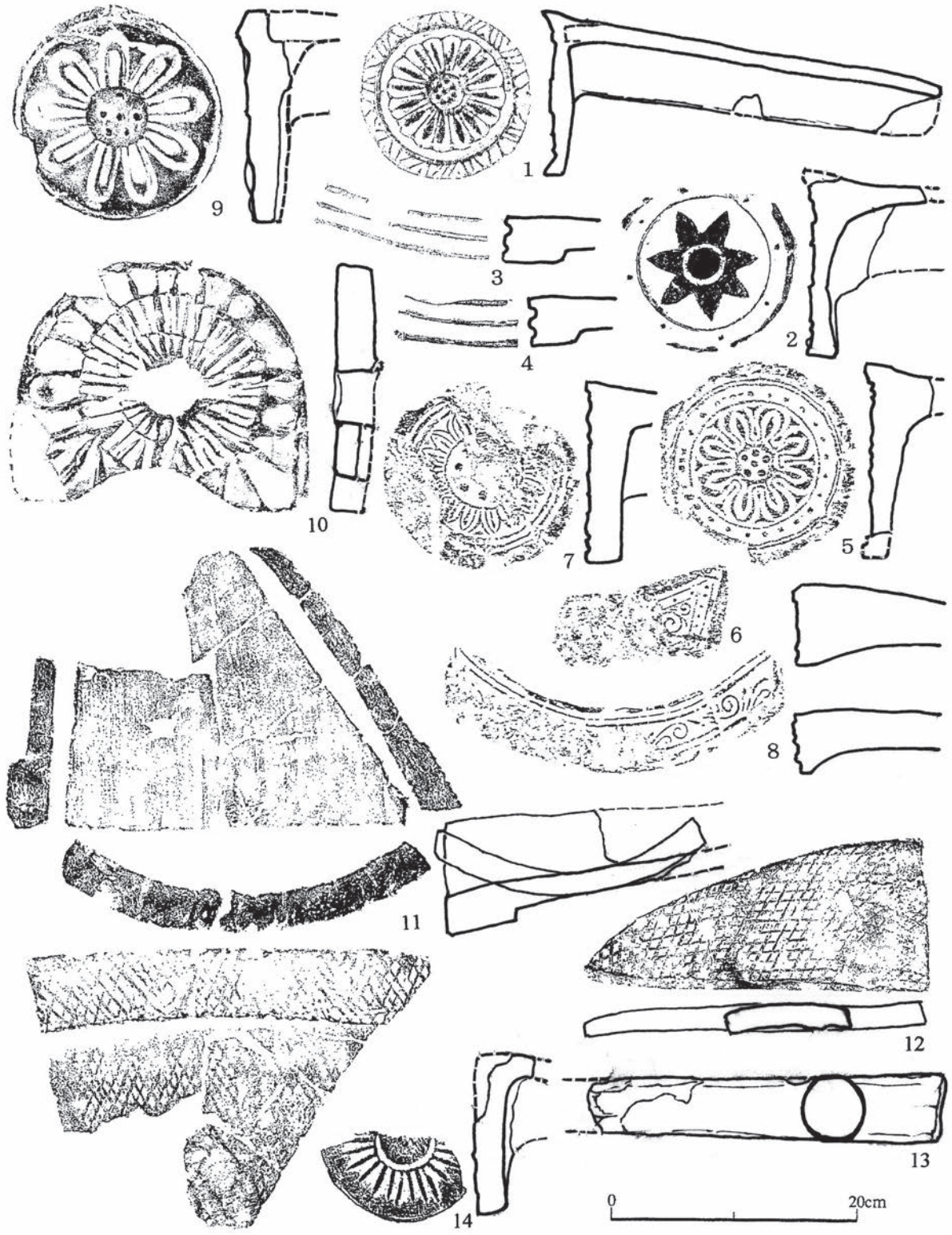

図5 丹後国古代寺院跡出土瓦 [京都府埋文センター 2009、宮津市 1996、京丹後市 2010、京都府教委 1993] 縮尺5分の1

(1～4 俵野廃寺跡　5･6 丹後国分僧寺跡　7･8 中野遺跡 (丹後国分尼寺跡)　9～13 堤谷2号窯跡　14 佐野廃寺跡)
俵野廃寺跡では古く塔心礎が出土し、発掘で広範に瓦が分布することがわかった。塔以外にも瓦葺建物があったらしい。主体となる軒丸瓦1は、花弁中軸と間弁の区別が曖昧になった複弁8葉蓮花文軒丸瓦で、外区斜縁に崩れた鋸歯文がめぐる。星形の単弁7葉蓮花文軒丸瓦2は系譜づけにくいが、1･2とも重弧文軒平瓦3･4と組むなら、8世紀前葉が下限となる。堤谷2号窯の単弁八葉蓮花文軒丸瓦9は供給先不明。素文軒平瓦11と組むなど白鳳時代的特色が顕著だが、同じ窯で焼いた須恵器杯蓋は、内面にかえりがあるのは1点のみ。共伴した鬼板10の平面形は8世紀的だが、蓮花文を配するのは7世紀的。佐野廃寺の軒丸瓦14の蓮花文に通じる。なお、鬼板の中心にあいた孔に粘土棒13を挿入し、棟に固定したらしい。丹波国所属時の瓦が、旧桑田郡等の瓦に比べ地方作なのに、丹後国が分割された後の国分僧寺瓦5･6、国分尼寺 (中野遺跡) 瓦7･8は畿内に直接起源する。5は京田辺市普賢寺と同笵、7･8は平城 6225-6663 系である。

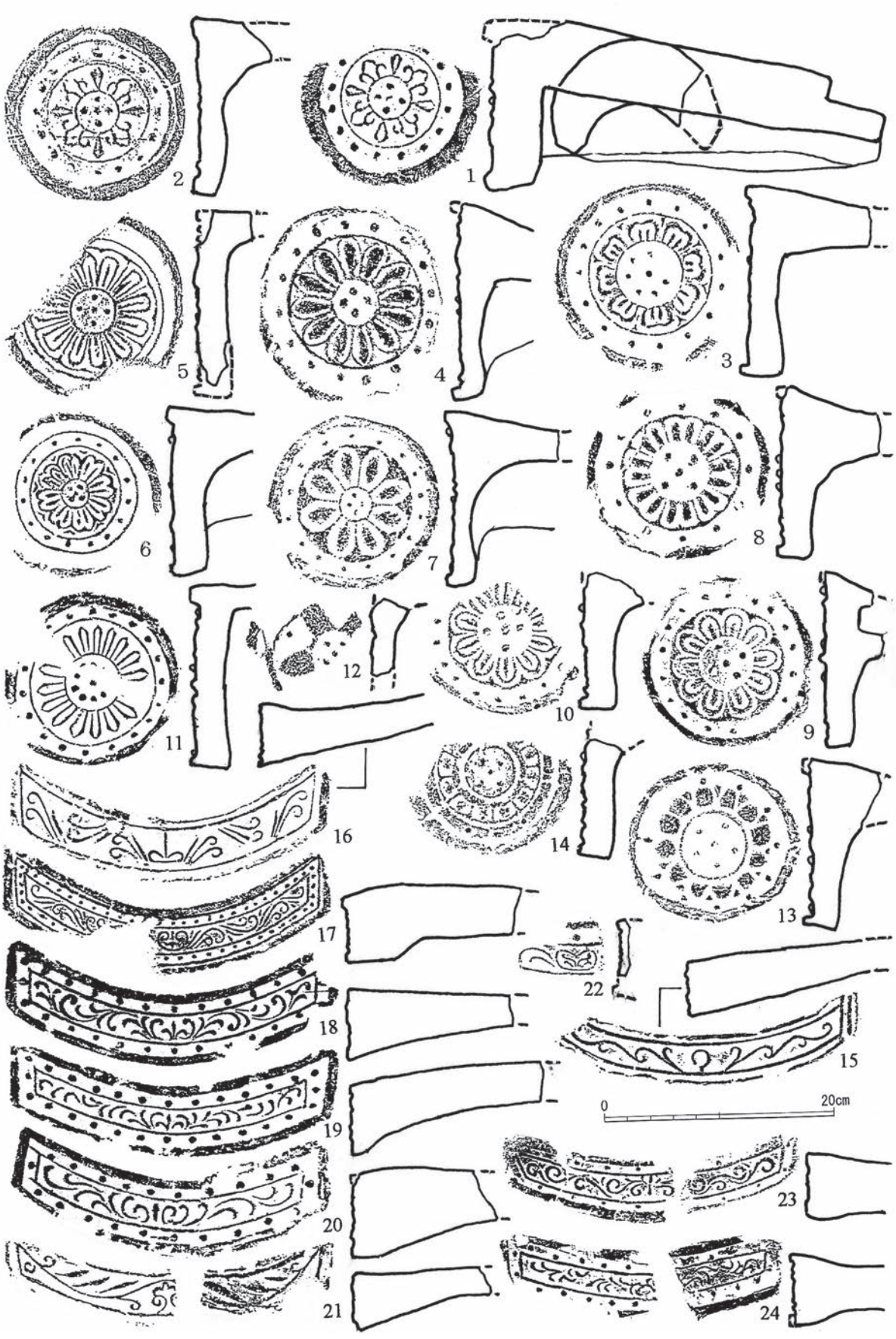

図 6　丹波国分僧寺跡出土軒瓦 [亀岡市 2000] 縮尺 5 分の 1

よび同じ文様系譜下にある高麗寺系列川原寺式軒丸瓦によって、金堂・塔・講堂・回廊・南大門・築地塀などの屋根を葺いており、七世紀後半に七堂伽藍が整ったことが明確である［山城町教委一九八九、上原一九九七、木津川市教委二〇一一、中島二〇一七］。しかし、伽藍地内で飛鳥寺創建瓦（花組）と同笵・同文異笵の軒丸瓦が少量出土する。一括出土品に古い遺物が混入することはよくあるが、少量でも複数個体がまとまっている場合や、丸瓦・平瓦・軒瓦など組み合う同時期・複数種の瓦が共存する場合は、充実期に先行する小規模施設が想定できる。高麗寺跡では、塔跡瓦積基壇の内側で確認された石積を推古朝基壇とする説もあった［梅原一九三九］が、再調査で一連の工事の可能性が高まり［山城町教委一九八九］、七世紀前半にさかのぼる遺構は未確認である。七世紀後半の大規模な伽藍整備時に、七世紀前半の施設を完全に解体・改造した可能性、狛（高麗）氏邸宅内など別の場所にあった小仏堂（仏舎）を継承して、瓦を再利用した可能性を想像できるが、遺構では確認できない。なお、欽明大王の時代に外交使節を接待した相楽館［『日本書紀』欽明三一年秋七月「是月条」］と飛鳥寺式軒丸瓦を関連づける説もあるが［小笠原二〇〇五］、宮殿や官衙で瓦を使うのは七世紀末以降である。

同様の事実は大和国檜隈寺でも指摘できる（**図7**）。檜隈寺金堂は周縁に輻線がめぐる複弁八葉蓮花文軒丸瓦と重弧文軒平瓦、講堂や塔は藤原宮式軒瓦で創建もしくは大規模に整備された。七世紀後半～八世紀初頭の事業である。しかし、講堂の瓦積基壇化粧に檜隈寺特有の飛鳥寺式軒丸瓦を嵌め込んでいるほか、七世紀前半の瓦が点々と出土する［飛鳥資料館一九八三］。これも消滅した創建仏舎の所用瓦か、倭漢氏邸宅にあった仏舎から瓦を移動したのか定かでない。なお、宮殿・官衙内の仏堂所用瓦を、隣接地に創建した寺院に転用した実例は、伊予国久米官衙関連遺跡群における来住廃寺創建において推定できる（**図9―8・9**）［松山市教委一九九六、上原一九九七］。

一堂伽藍から七堂伽藍へ

一堂（一塔）伽藍から七堂伽藍への進化は、六世紀末～七世紀における畿内に限った現象ではない。天平五（七三三）年二月に勘造された『出雲国風土記』は、意宇郡舎人郷の教昊寺以外に一〇ヶ所の新造院を登録する（**表2**）。同郡山代郷（二ヶ所）・山国郷、楯縫郡沼田郷、出雲郡河内郷、神門郡朝山郷・古志郷（各一ヶ所）、大原郡斐伊郷（二ヶ所）・屋裏郷（一ヶ所）の新造院である。『出雲国風土記』によれば、教昊寺は五層之塔、山国郷新造院は三層之塔、屋裏郷新造院は□層塔、山代郷・沼田郷・河内郷・朝山郷・古志郷・斐伊郷新造院は厳堂を有し、教昊寺は有僧、屋裏郷と山代郷新造院の一つは僧一躯、斐伊郷新造院の一つは僧五躯、もう一つは尼二躯がいた。すなわち、教昊寺も一〇ヶ所の新造院も、風土記成立時には一堂（一塔）伽藍であった。しかし、山代郷北新造院（来美廃寺跡）の発掘調査では、三尊仏を安置した金堂（厳堂、第2基壇）以外に、東西両塔（第1・3基壇）、東向き講堂（第4基壇）など複数の堂宇からなる八世紀の寺院跡が確認され（**図8**）、天平五年以後に施設が充実あるいは整備されたことが判明した［島根県教委二〇〇二・二〇〇七］。これは出土瓦の年代からも裏付けられる。八世紀の出雲でも、一堂伽藍から七堂伽藍への進化があったのだ。

ただし、「上宮聖徳法王帝説」の裏書にあるように、大和山田寺は整地（六四一年）から金堂建立（六四三年）、塔完成（六七六年）、講堂丈六仏開眼（六八五年）まで四〇年以上を費やした。ところが、七堂伽藍は同じ山田寺式軒丸瓦で統一されている。施主である蘇我倉山田石川麻呂の

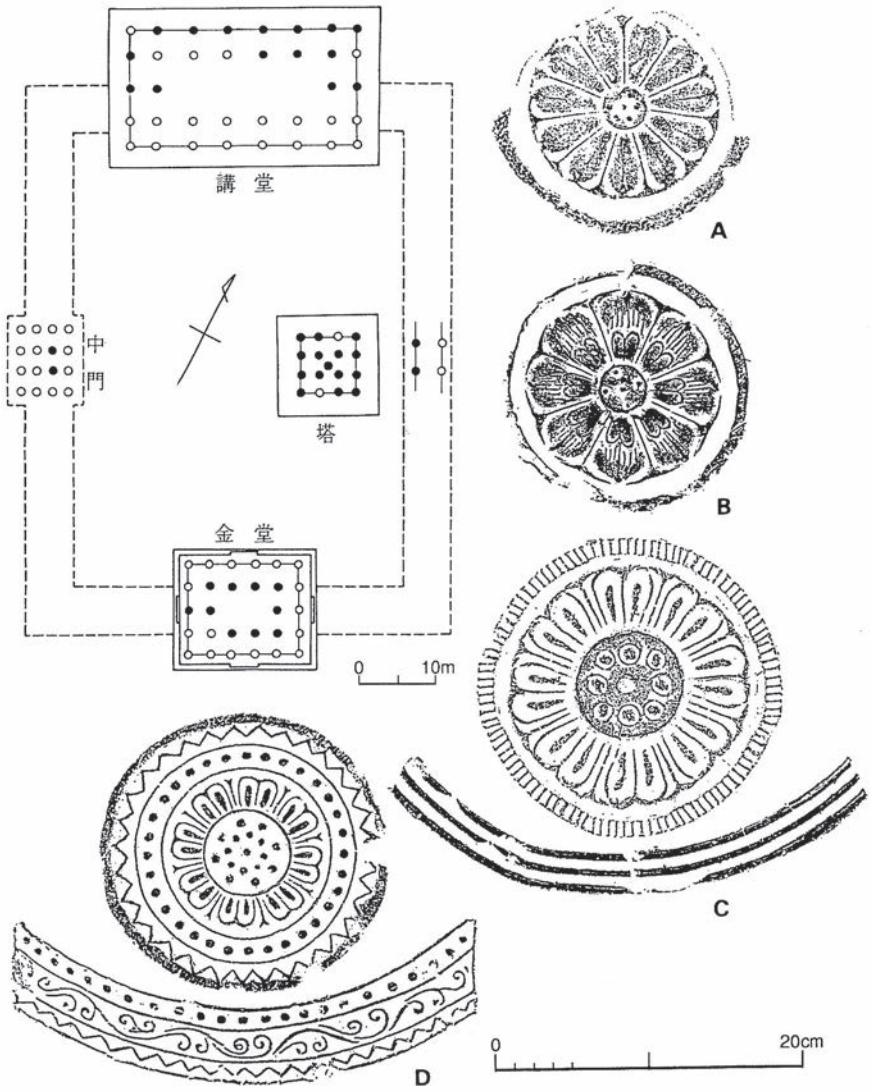

図7　檜隈寺跡 (縮尺 1000 分の 1) と出土軒瓦 (縮尺 5 分の 1)
[飛鳥資料館 1983、上原 1997]

渡来系氏族である倭漢氏（やまとのあやうじ）の氏寺＝檜隈寺（ひのくまでら）は、奈良県明日香村の西南部丘陵上に立地する。現在は倭漢氏の祖＝阿知使主（あちのおみ）を祭神とする於美阿志神社（おみあしじんじゃ）境内地となり、塔跡に十三重石塔 (重要文化財) が建つ。昭和 44 年の石塔解体修理にともなう奈良県教育委員会の調査、昭和 54 年から 4 次にわたる奈良国立文化財研究所の発掘調査により、西の中門から発した回廊が塔を囲み、南北に並ぶ金堂・講堂に取り付く特異な伽藍配置が想定されている。金堂創建瓦は周縁に輻線がめぐる複弁８葉蓮花文軒丸瓦と重弧文軒平瓦 (C)、講堂・塔の創建瓦は藤原宮式軒瓦 (D) で、７世紀後半～８世紀初頭に伽藍が整ったことがわかる。しかし、７世紀中葉以前の軒丸瓦 (A･B) も少量出土する。B と同様に子葉に光芒 (火焔) をあしらった山田寺式軒丸瓦は檜隈寺では少数派だが、同笵品およびその系譜を引く軒丸瓦は安芸横見廃寺や明官地廃寺で多数出土し、大和国から安芸国に笵が移動したとわかる [妹尾 1994]。

死をはさんでも、一連の計画で七堂伽藍が整ったのである。前項で述べた高麗寺も高麗寺系列川原寺式軒丸瓦で七堂伽藍を統一しているが、堂塔によってともなう瓦の型式・量比が異なり、七堂伽藍の整備にかなりの時間を要したことがわかる［上原一九九七、中島二〇一七］。とすれば、出雲国山代郷北新造院における一堂伽藍から七堂伽藍の進化を、ことさら強調するのは見当はずれかもしれない。しかし、山田寺も高麗寺も七堂伽藍を同じ系列・型式の軒瓦で荘厳している。諸堂塔所用瓦に型式の不連続や断絶が著しい山代郷北新造院における一堂伽藍から七堂伽藍への進化には、計画性の欠如や計画変更あるいは造営主体者の意志変更など、山田寺や高麗寺とは異なる意味を見いだせるだろう。

丹波国において、伽藍地の全貌がほぼ把握できた古代寺院跡に、観音芝廃寺（**図13**）がある［亀岡市教委一九八八］。出土軒瓦（**図2―1～16**）も七世紀後半～一一世紀の長期に及び、丹波国分僧寺出土軒瓦（**図6**）に次いで型式数が多く、年代幅も広い。型式ごとの出土数量や出土

地点が未報告で、堂塔の消長と整合できないが、破片化状況から推測すると、山背国葛野郡（京都市西京区）樫原廃寺に似た重弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―1**）より、後出の藤原宮式軒丸瓦（**図2―2・3**）と重弧文軒平瓦（**図2―10～13**）の組み合わせが数量的に主体を占める。おそらく七世紀後半に図2―1で小規模仏堂を創建し、七世紀末～八世紀前葉に図2―2・3・10～13で伽藍を整備・充実したのだ。

また、佐伯廃寺［京都府埋文センター二〇一九］において、単弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―31・32**）と端部に平行する複数の太突線を顎面に施した無文軒平瓦（**図2―34**）の出土量がきわめて少なく、外区に唐草文がめぐる単弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―33**）と藤原宮式の系譜を引く偏行唐草文軒平瓦（**図2―35**）の組み合わせが圧倒的多数を占める事実も、同じ視点で説明できる。報告者は後者の組み合わせが創建年代を示すと考えたが、丸・平瓦を含めて古い瓦が存在する事実は無視できない。すなわち、前者の組み合わせで七世紀後半に創建された佐伯廃寺は小規模仏堂からなり、後者の組み合わせで八世紀に整備・充実されたのである。ただし、建物跡は未検出なので、小規模仏堂を現地で解体・改造したのか、他所から瓦だけ運んだのかは議論の余地がある。

なお、一括資料から、佐伯廃寺で単弁蓮花文軒丸瓦と顎面施文素文軒平瓦（**図2―31・32・34**）が組み合うのは明確だが、顎面に端部と平行する沈線や突線を施す軒平瓦は山背国で顕著である［上原一九九五、竹原二〇一〇］。山背国の顎面施文軒平瓦は樫原廃寺を初現とし、素文・重弧文軒平瓦において散見する。ただし、久世郡などでは同時代の軒丸瓦の種類が多いことに加え、顎面施文のない重弧文軒平瓦との使い分けが認定しにくく、組み合う軒丸瓦や年代を特定することがむずかしい。採集資料であるが綴喜郡（京田辺市）三山木廃寺・普賢寺では同時代瓦の種類が限定され、組み合う軒丸瓦や年代が限定できる［星野二〇〇〇］。すなわち、周縁に重圏文がめぐる素弁八葉蓮花文軒丸瓦との組み合わせである。軒丸瓦（**図9―12・14**）は同笵だが、製作技法からすると三山木廃寺が先行し、組み合う重弧文軒平瓦の顎面施文は三山木廃寺が細突線、普賢寺が太突線である（**図9―13・15**）。樫原廃寺の顎面施文軒平瓦の瓦当文は素文で、顎面には端部に平行する沈線を施す。つまり、山背国における顎面文は沈線→細突線→太突線の順で出現した可能性が高い。瓦当文が素文と古式であるにもかかわらず、佐伯廃寺の顎面文が太突線である事実は、実年代は山田寺式軒丸瓦の盛行以降であることを示す。佐伯廃寺の軒丸瓦（**図2―31・32**）を単弁蓮花文と呼んだ理由でもある。なお、北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦と組む和久寺廃寺の重弧文軒平瓦の顎面文は、太突線（**図3―9**）よりも波状沈線文（**図3―7・8**）が主体である。これには播磨国の影響が考えられる。

丹波国の古代寺院跡や瓦窯跡には、飛鳥時代にさかのぼる軒瓦はない。高麗寺や葛野郡（京都市右京区）広隆寺・北野廃寺などで飛鳥寺式軒丸瓦が出土し、七世紀前半の豊浦寺や四天王寺に瓦を供給した宇治市隼上り瓦窯や八幡市平野山瓦窯が操業した山背国の古代寺院跡・瓦窯跡と大きく異なる。つまり、瓦を葺かない仏舎の存在を度外視すれば、本節冒頭で挙げた推古二年の詔に対応する寺院造営事業は、丹波国では進行しなかった。花弁形態（**図2―17**）から桑寺廃寺を飛鳥時代末期の創建とする説もあるが、花弁長が短く中房蓮子を三重に配する特徴（**図2―18**）は七世紀後半と考えられる。小規模仏堂が七堂伽藍となる姿は『日本書紀』推古大王の時代相に似ていても、丹波国では同じ現象が半世紀以上も遅れて発生したのだ。しかし、七世紀後半における丹波国の古代寺院の動向も、律令政府による同時期の仏教政策の影響を反映している。

所在郡	所在郷	郡家からの位置	呼称	造営者	建物施設	僧尼
意宇郡	舎人郷	正東 25 里 120 歩	教昊寺	散位大初位下上腹首押猪之祖父 (教昊僧)	五層塔	有
同	山代郷	西北 4 里 200 歩	新造院	日置君目烈 (出雲神戸日置君猪麻呂之祖)	厳堂	無
同	山代郷	西北 2 里	新造院	飯石郡少領出雲臣弟山	厳堂	住僧 1 躯
同	山国郷	東南 31 里 120 歩	新造院	山国郷人 日置部根緒	三層塔	不詳
楯縫郡	沼田郷	正西 6 里 160 歩	新造院	大領出雲臣太田	厳堂	不詳
出雲郡	河内郷	正南 13 里 100 歩	新造院	旧大領日置臣布彌 (今大領佐底麻呂之祖父)	厳堂	不詳
神門郡	朝山郷	正東 2 里 60 歩	新造院	神門臣等	厳堂	不詳
同	古志郷	東南 1 里	新造院	刑部臣等	本立厳堂	不詳
大原郡	斐伊郷	正南 1 里	新造院	大領勝部臣虫麻呂	厳堂	僧 5 躯
同	屋裏郷	東北 11 里 120 歩	新造院	前少領額田部臣押嶋 (今少領伊去美之従父兄)	□層塔	僧 1 躯
同	斐伊郷	東北 1 里	新造院	斐伊郷人 樋伊支知麻呂	厳堂	尼 2 躯

表 2　『出雲国風土記』に登録された仏教施設 (岩波書店日本古典文学大系本『風土記』より作成)

第二章　白鳳時代の寺院政策と丹波の古代寺院

孝徳朝の寺院造営援助と山田寺式軒丸瓦

乙未の変の直後に、孝徳大王は大寺（百済大寺）に使者を遣して僧尼を集め、衆僧を教導する十師を定めること、恵妙を百済寺の寺主とすること、天皇から伴造に至るまでの寺院造営を援助することを詔する。さらに、各寺の経営に携わる寺司・寺主に対し、僧尼・奴婢・田畝の実態を申告することを命じる（**史料 4**）。

史料 4『日本書紀』（大化元〈六四五〉年八月）癸卯、遣使於大寺、喚聚僧尼、而詔曰（中略）故以沙門狛大法師・福亮・恵雲・常安・霊雲・恵至・寺主僧旻・道登・恵隣・恵妙、而為十師。別以恵妙法師、為百済寺寺主。此十師等、宜能教導衆僧、修行釈教、要使如法。凡自天皇至于伴造、所造之寺、不能営者、朕皆助作。今拝寺司等與寺主、巡行諸寺、験僧尼・奴婢・田畝之実、而尽顕奏（八日、大寺に使者を派遣し、僧尼を招集して詔した〈中略〉沙門狛大法師・福亮・恵雲・常安・霊雲・恵至・寺主僧旻・道登・恵隣・恵妙を十師とし、別に恵妙法師を百済寺の寺主とする。この十師たちは、衆僧に仏教を学ばせ、法の如くなるように教導せよ。また、天皇から伴造に至るまで、寺の造営が困難なら、朕が皆助け作ろう。今、寺司たちと寺主とを任命するので、諸寺を巡行し、僧尼・奴婢・田畝の実態を調査し、すべてについて報告せよ）。

この詔は、僧尼の管理組織、寺院造営援助、寺院の実態調査の三点に

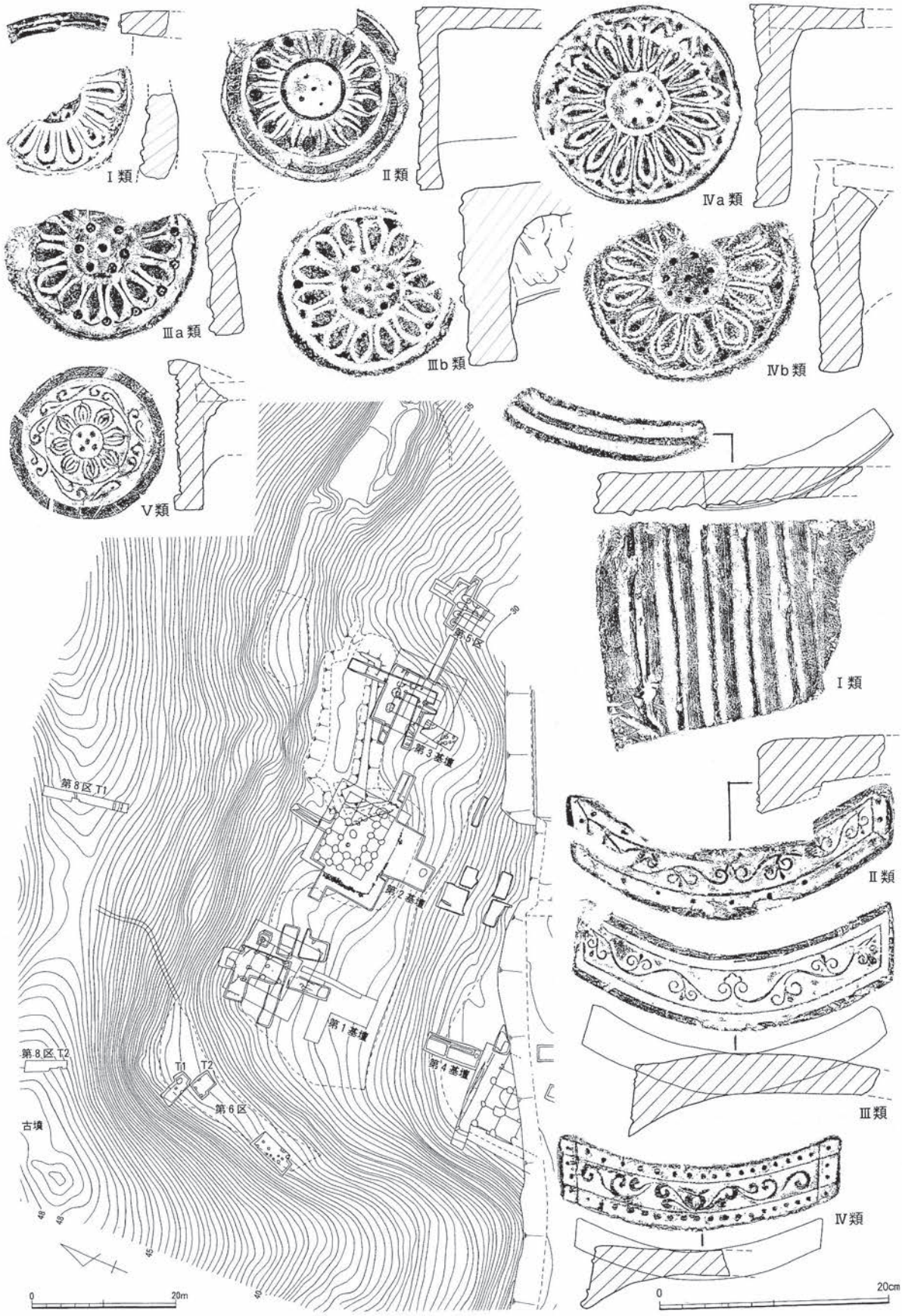

図8　来美廃寺跡 (縮尺 800 分の 1) と出土軒瓦 (縮尺 5 分の 1)[島根県教委 2002・2007]

来美廃寺跡は『出雲国風土記』における意宇郡家の西北 4 町 200 歩にある山代郷新造院に該当する。風土記が作られた天平 5 年前後には、日置君目烈が建てた金堂 (厳堂) 1棟のみからなる一堂伽藍だったが、発掘調査では金堂跡 (第2基壇) の東西に配した塔跡 (第3基壇・第1基壇)、南の一段下がった所にある南北棟＝講堂跡 (第 4 基壇)、西塔の西の掘立柱建物跡 (第5区) などが検出され、 8世紀後半までに七堂伽藍が整ったことが判明した。出土軒瓦も7世紀後半～8世紀前葉の軒丸瓦Ⅰ・Ⅱ・Ⅲa類、軒平瓦Ⅰ類 (顎面施文でａ～ｃに細分) よりも、 8世紀中葉以降の軒丸瓦Ⅲb・Ⅳa-b・Ⅴ類、軒平瓦Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ類が圧倒的に多く、大規模に伽藍を整備したことがわかる。

ついて述べている。僧尼の管理組織は、律令制下では玄蕃寮が監督する僧綱として、寺院の実態調査は八世紀の寺院資財帳として結実する。本稿で問題となるのは、孝徳大王が宣言した寺院造営援助が、どの程度の実態をともない、その影響が丹波国までおよんだのかという点である。

七世紀中葉における寺院造営事業の指標となるのが、大和国百済大寺（吉備池廃寺）創建軒丸瓦（**図9—1**）［奈文研二〇〇三］を初出とする山田寺式軒丸瓦の動向である。ただし、基準作である山田寺の軒丸瓦（**図9—10**）は七世紀中葉～八世紀初頭の長期間にわたり製作されており［奈文研二〇〇二］、伴造に至るまでの造寺援助を宣言した孝徳大王詔を直接に反映するのは、百済大寺同笵瓦を含む一部に限定される。すなわち、四天王寺で出土した百済大寺同笵の軒丸瓦（**図9—4・5**）は、孝徳朝難波宮を守護する寺院として四天王寺を特別視したことを示し、同じ瓦で創建された和泉国海会寺［泉南市教委一九八七］は、伴造に至るまでの寺院造営事業に、孝徳大王が直接に援助したことを示す［上原一九八六、三舟二〇〇三］。四天王寺においては、百済大寺系軒丸瓦は単弁八葉から単弁十葉に変遷し多用される（**図9—6**）。よく似た単弁十葉蓮花文軒丸瓦は伊予国久米官衙関連遺跡群で使用される（**図9—8**）。伊予国は白村江の戦いを前に軍が集結した場所で、図9—8・9も共伴土器（飛鳥Ⅱ）から斉明朝の瓦と判断してよい。おそらく、孝徳朝の寺院造営援助ではなく、百済滅亡後の対唐・新羅戦争の拠点として当該地を整備した可能性が高い。

百済大寺創建瓦は周縁をめぐる重圏凸帯が一本だけ太いのが特徴である。久米官衙関連遺跡群の単弁十葉蓮花文軒丸瓦は周縁に凸帯が一本だけめぐる。同じ特徴は、山田寺跡の山田寺式軒丸瓦にも認められ（**図9—10**）、組み合う重弧文軒平瓦も一本だけ凸帯が太い。同じ特徴は、山背国愛宕郡（京都市左京区）北白川廃寺金堂創建軒丸瓦（**図9—11**）にも認められ、北白川廃寺も孝徳・斉明朝に創建されたと判断できる。山背国久世郡（城陽市）正道遺跡・平川廃寺など、山背国久世郡衙関連遺跡で出土する山田寺式軒丸瓦も大きく年代は下降しないが、丹波国には七世紀中葉までさかのぼる山田寺式軒丸瓦はない。和久寺廃寺の周縁に輻線と珠文がめぐる単弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図3—1**）は、北白川廃寺や北野廃寺で成立した北白川廃寺系列の山田寺式軒丸瓦で、東播磨や但馬にも系譜がたどれる七世紀後半の所産である（**図10**）。なお、年代を確定する要素が少ないが、観音芝廃寺創建の重弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2—1**）は、後に河内などで展開する状況から判断して、七世紀後半のなかでも古い可能性がある。ただし、瓦当文様が系譜的に大和にさかのぼらないため、孝徳朝「寺院造営援助」詔で技術援助を受けた結果ではない。

寺院造営援助の実態Ⅰ—瓦に反映した食封施入—

乙未の変以後の一連の政策は大化改新と呼ばれるが、山田寺式軒丸瓦の動向で想定できる技術援助に限定すれば、孝徳朝「寺院造営援助」詔はさほど有効性がなかったように見える。しかし、実際に法が機能するまでに、猶予期間があるのは現在も同じで、斉明朝も含めて同詔の有効範囲を考えるべきだろう。少なくとも、同詔を有言非実行の典型と決めつけられない。また、孝徳朝「寺院造営援助」詔を瓦が反映する技術援助に限らなければ、もっと広範に詔が作用した可能性もある。たとえば、七世紀中葉の寺院造営援助詔の効果が瓦で見えない斑鳩寺（法隆寺）において、大化三年から食封による寺院造営資金を得ていたことが「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」に明記されている（**史料5**）。

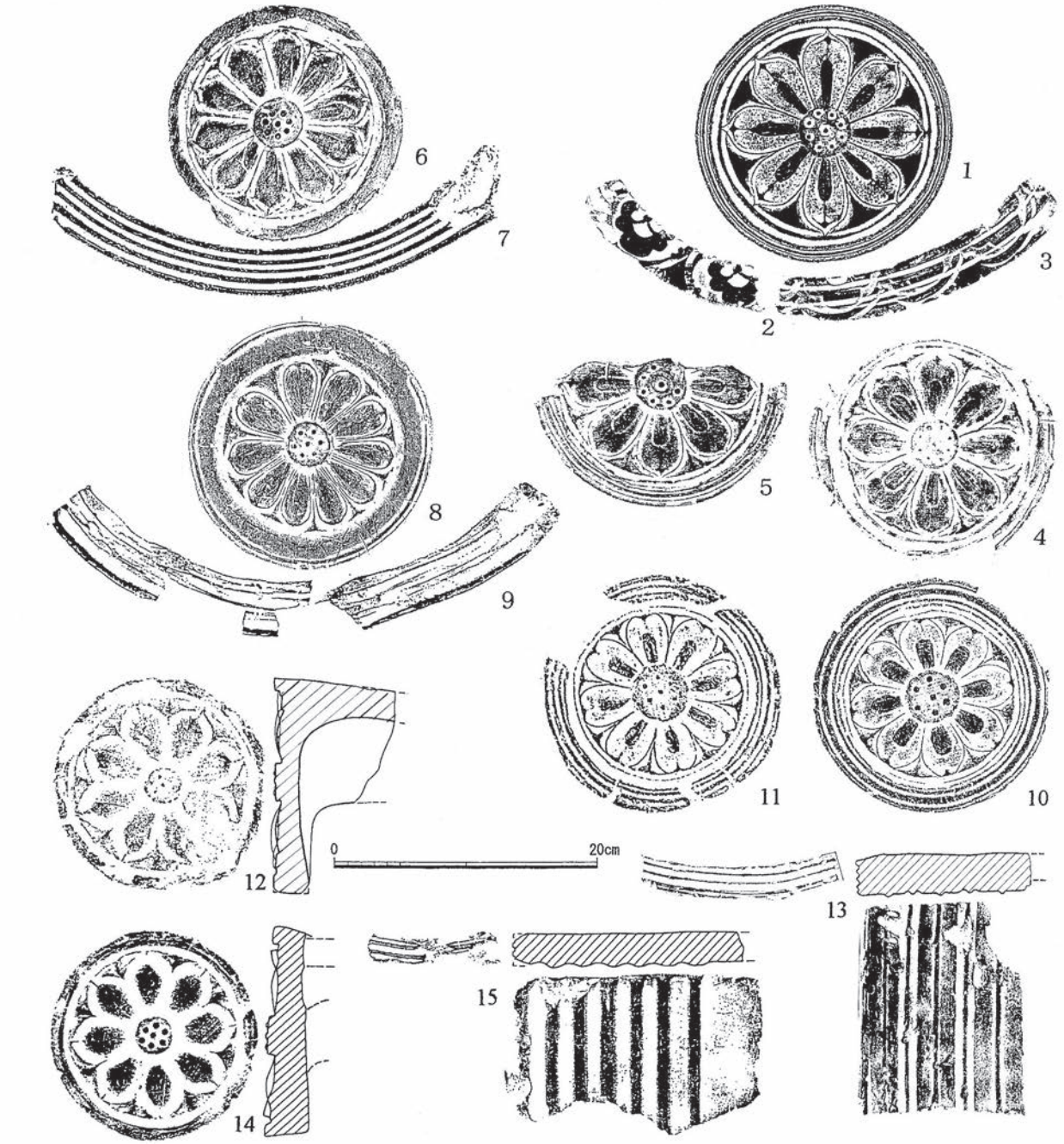

図 9　山田寺式軒丸瓦などの系譜 (縮尺 5 分の 1)
[奈文研 2003、四天王寺 1986、松山市教委 1996、上原 1997、星野 2000]

(1 ～ 3 百済大寺跡　4 ～ 7 四天王寺　8･9 久米官衙関連遺跡群　10 山田寺跡　11 北白川廃寺跡　12･13 三山木廃寺跡　14･15 普賢寺)
法隆寺若草伽藍 (斑鳩寺) 創建時の素弁 9 葉蓮花文軒丸瓦 (飛鳥寺式、星組) は、瓦当面に型紙を当て文様を彫り起こした軒平瓦 (手彫忍冬唐草文軒平瓦) と組み合った。若草伽藍末期には、手彫に替えて単位文様をスタンプにし、交互に反転押捺する方式を編み出す。そのスタンプを反転せず、同じ方向で連続押捺した軒平瓦 (2) が百済大寺 (吉備池廃寺) 創建軒丸瓦 (1) と組み合う。また重弧施文後にスタンプを押捺した軒平瓦 (3) もあり、重弧文軒平瓦と組み合う山田寺の軒丸瓦 (10) との時間的平行性も確認できる。百済大寺創建軒丸瓦の笵は 2 種あり、両者は孝徳大王の難波宮遷都にともなう四天王寺の整備で用いる (5･4)。また、伊予国久米官衙関連遺跡群において、来住廃寺に西接する回廊状遺構で囲まれた官衙区画で、飛鳥Ⅱ期の土器と共伴して単弁 10 葉蓮花文軒丸瓦と重弧文軒平瓦 (8･9) が出土する。斉明朝の百済支援関連施設内仏堂で、来住廃寺はそれを吸収・発展したのだろう。8 の祖型となる四天王寺の単弁 10 葉蓮花文軒丸瓦 (6) も孝徳～斉明朝の所産である。9 は軒平瓦凹面に残る分割界線痕から、桶巻粘土円筒を 3 分割したため横幅の広い重弧文軒平瓦になったことがわかる。四天王寺で出土する重弧文軒平瓦 (7) が組む軒丸瓦 (4 ～ 6) は確定できないが、横幅が広いのは特徴的である。

史料5「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」（天平一九〈七四七〉年）

（前略）

合食封弐百戸　永年者　播磨国揖保郡林田郷五十戸　相模国足下郡倭戸郷五十戸　在四国　但馬国朝来郡枚田郷五十戸　上野国多胡郡山部郷五十戸

右天平十年歳次戊寅四月十二日、納賜平城宮御宇　天皇者

合食封参百戸

右本記云、又大化三年歳次戊申九月廿一日己亥、

許世徳陀高臣宣命納賜、己卯年停止

又食封参百戸

右養老六年歳次壬戌、納賜平城宮御宇　天皇者、

神亀四年歳次丁卯年停止

すなわち、天平一九年時点で、法隆寺に施入された食封は過去三件あった。一件は天平一〇（七三八）年四月一二日に聖武天皇が納賜したもので、播磨・但馬・相模・上野国から各五〇戸、計二〇〇戸を永年にわたり提供する。ただし、『続日本紀』は、山階寺（興福寺）に食封一〇〇〇戸、鵤寺（法隆寺）に食封二〇〇戸、隅院（海龍王寺）に食封二〇〇戸、筑前国観世音寺に五年を限って食封一〇〇戸を施したのは、天平一〇年三月丙申のことと記す。「法隆寺東院縁起」によれば、荒れ果てた聖徳太子の斑鳩宮跡に「流涕感嘆」した行信が、奏聞して八角円堂建立を実現し、救世観音像を安置したのが天平一一年四月一〇日という。「法隆寺東院縁起」は信憑性にとぼしいといわれるが、法隆寺東院創建瓦（**図11**―**3**・**4**）は、天平一二～一五年に造営された恭仁宮大極殿（山背国分寺金堂）創建瓦（**図11**―**5**～**9**）に先行する組み合わせで、「法隆寺東院縁起」が記す東院創建年代は瓦の年代観に一致すると判断した［京都府教委一九八四、上原一九八六］。その後、天平一七年還都後の平城宮第二次大極殿閤門における軒瓦の組み合わせ（**図11**―**14**・**15**）が判明。軒平瓦顎部断面形の変遷、すなわち曲線顎Ⅰから瓦当部下端に平坦面をもつ曲線顎Ⅱへの変遷も明らかになり［佐川一九八九、奈文研一九九三］、法隆寺東院創建瓦の年代的位置づけは、文様と技法の両面から確定したと考えている［上原二〇〇二］。六二八五B―六六九一Aの組み合わせは法隆寺西院でも確認できるので、天平一〇年に施入された食封を財源に、法隆寺東院創建と西院修理が実施されたと推定できる。

寺院造営援助の実態Ⅱ―瓦に反映しない食封施入―

一方、大化三（六四七）年九月二一日に、孝徳大王の命を受けて許世徳陀高臣が納賜し、己卯（六七九）年に停止された食封三〇〇戸は、年代的に史料4の孝徳朝「寺院造営援助」である。ただし、法隆寺で当該期の山田寺式軒瓦は出土しない。巨勢徳太臣は蘇我入鹿の命で斑鳩宮の山背大兄王を襲撃した一人として名を残すので［『日本書紀』皇極二（六四三）年一一月丙子朔条］、怨霊調伏・鎮魂・懺悔のため食封を施入したとする説もある［梅原一九七二］。しかし、食封施入は天皇（大王）の命で実施され、関与した官僚の特殊事情は考えにくい。少なくとも、孝徳朝「寺院造営援助」詔を受けた四天王寺・海会寺の実績が確認できる以上、法隆寺の食封施入もその具体例とみなすのが穏当である。なお、大化三年の食封は、三二年後の己卯年に廃止された。有封寺を先後三〇年を限るとした天武九（六八〇）年の寺院格付け政策（**史料12**）に相当する措置である。怨霊跳梁に有効期限はないはずで、食封施入に鎮魂などの切実な意味があれば法適用外となるはずである。鎮魂の願いを込めて施入した食封を、期限切れを理由に杓子定規に停止したら、怨霊

はまた暴れ出すに決まっている。この事実をとっても、大化三年の法隆寺食封施入が怨霊調伏のためとする説は成立しないだろう。

一方、養老六（七二二）年に元正天皇が施入した食封三〇〇戸は、五年後の神亀四（七二七）年に停止された。天平一九（七四七）年「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、五重塔の塔本塑像や中門の金剛力士像は和銅四（七一一）年に寺が自前で造っており、中心伽藍の建物施設は八世紀初頭までに竣工し、仏像安置や荘厳に主力が移っていたと考えられる。養老六年時点に想定できる補助事業として、養老五年一二月に亡くなった元明太上天皇の一周忌供養がある。すなわち、華厳経八〇巻、大集経六〇巻、涅槃経四〇巻、大菩薩蔵経二〇巻、観世音経二〇〇巻を写し、灌頂幡八首、道場幡一〇〇〇首、着牙漆机三六、銅鋺器一六八、柳箱八二を作り、一二月七日より京并畿内諸寺において僧尼二六三八人を屈請して斎供を設けたのである［『続日本紀』養老六年一一月丙戌条］。この供養に使った経典や道具が大安寺や法隆寺に納賜されたことは、両寺の資財帳からわかる。灌頂幡（資財帳では「秘錦灌頂」と記す）と銅鋺器の数から、納賜された寺院は八ヶ寺で、大安寺などの官大寺と並んで法隆寺が納賜先に選ばれた［上原二〇一四］ことは重要だ。法隆寺には納賜先にふさわしい外観・内装・荘厳が要求されたはずで、養老六年～神亀四年の食封も、そうした環境整備に用い

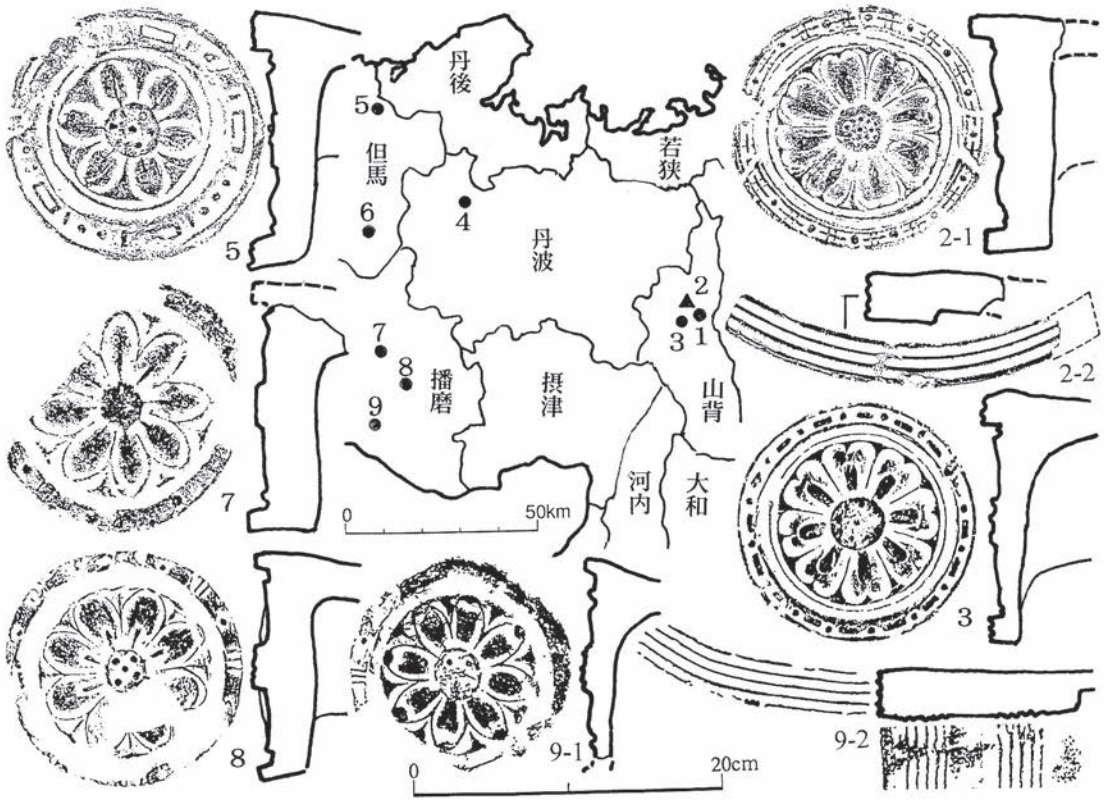

図 10　北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦 (縮尺 5 分の 1) の分布 [上原 1997 を改訂]

(1北白川廃寺跡 2深泥池瓦屋 3北野廃寺跡 4和久寺廃寺跡 5三宅廃寺跡 6立脇廃寺跡 7殿原廃寺跡 8河合廃寺跡 9中西廃寺跡)

北白川廃寺金堂創建時に採用された山田寺式軒丸瓦 (図9-11) は、周縁をめぐる重圏文に珠文と輻線を交互に配した独自の意匠を生み、山背・丹波・但馬・東播磨に分布を広げた。これを北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦と呼ぶ。北白川廃寺の同系列軒丸瓦は、京都市北区にある深泥池瓦屋 (ケシ山瓦窯・御用谷瓦窯の総称) の製品で、ケシ山瓦窯の発掘により四重弧文軒平瓦との組み合わせが判明した (2-1、2-2) [京都市埋文調査センター 1985]。北野廃寺 (3) や三宅廃寺 (菜琳寺，5) では組む軒平瓦が未確認だが、和久寺廃寺では顎面に波状文を施した三重弧文軒平瓦 (図3-1･7･8)、加西市殿原廃寺 (7) や小野市河合廃寺 (8) では三重弧文軒平瓦 [小野市 1997]、加古川市中西廃寺では顎面に端面と平行する凸線をもつ五重弧文軒平瓦と組む可能性が高い (9-1、9-2)。

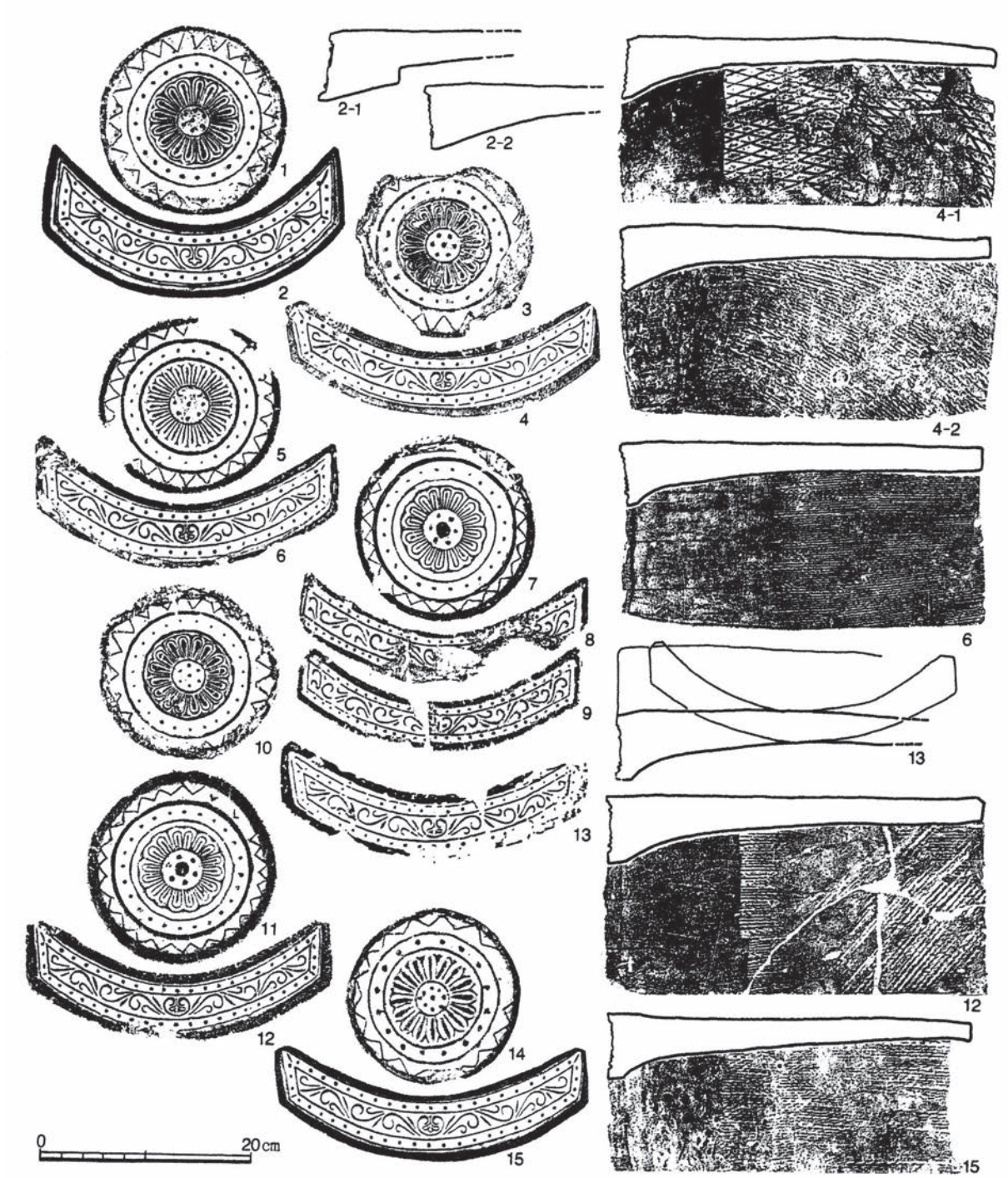

図 11　恭仁 KH01(平城 6691A) 軒平瓦の組み合せと製作技法の変遷 [上原 2001] 縮尺 6 分の 1(断面・叩目番号は拓影番号に対応)

1･2 法華寺下層 (平城 6285A-6667A)　3･4 法隆寺東院 (平城 6285B-6691A)　5 ～ 9 恭仁宮大極殿 (KM01= 平城 6320Aa-KH01= 平城 6691A、KM02A= 平城 6282Ha-KH04A･B= 平城 6721C･6721A)　10 ～ 12 恭仁宮内裏 (KM03C･KM02A= 平城 6285B･6282Ha-KH01= 平城 6691A)　13 二月堂仏餉屋 (平城 6691A)　14･15 平城宮第２次大極殿院閤門 (平城 6232B= 旧番号 6296A-6691A)

都における軒平瓦の形態変遷を理解する鍵を握るのが平城 6691A(恭仁 KH01) の動向である。軒平瓦の断面形は、大きく段顎 (藤原宮期・恭仁遷都前平城宮) から曲線顎 (還都後平城宮・長岡宮期・平安宮期) へと変るが、平城 6691A のもとになる平城 6667A は段顎と曲線顎が共存 (2)。曲線顎は平瓦凸面から瓦当下端に向けて厚味を増す曲線顎Ⅰ (2-2･4-1) から、強く屈曲して瓦当下端に平坦面を持つ曲線顎Ⅱ (6･12･13･15) へと変遷する。法華寺下層・法隆寺東院・恭仁宮・還都後平城宮において組み合う軒丸瓦の文様変遷もこれに対応し、段顎から曲線顎Ⅰを経て曲線顎Ⅱに至る変遷が、天平 10 年代前半に前後して起こったことがわかる。

たのだろう。つまり、食封は建設事業だけでなく環境整備事業にも使ったのだ。

なお、孝徳朝「寺院造営援助」の基準を百済大寺創建瓦をはじめとする山田寺式軒丸瓦に限ったため、大化三年の法隆寺食封に関して、瓦による造営・修理事業を認定しなかった。法隆寺西院伽藍創建瓦、いわゆる法隆寺式軒瓦の組み合わせは、現在では天智朝の法隆寺焼亡［『日本書紀』天智八（六六九）年是冬条、同九年四月癸卯朔壬申条］以後に年代づけるのが定説である［法隆寺昭和資財帳編集委員会一九九二、奈文研二〇〇七］。しかし、かつては金堂創建時の法隆寺式軒平瓦が斑鳩宮所用軒平瓦と酷似することから、西院伽藍金堂の創建を天智朝以前の七世紀中葉とする説［岡本一九八三、山本一九八四］も一説をなしていた。この年代観にしたがえば、法隆寺式軒瓦の一部は、孝徳朝「寺院造営援助」詔を反映する可能性が生じる。私は素直な性格なので定説にしたがっているが、瓦編年表を作ると、必ずしも釈然としない思いも残る。［上原一九八六、上原二〇一七a］

丹波国における山田寺式・川原寺式軒丸瓦

丹波国内では法隆寺式軒瓦は出土していない。山田寺式だけでなく法隆寺式軒瓦を含めたとしても、丹波国は孝徳朝「寺院造営援助」の対象外だったことになる。和久寺廃寺図3―1は、周縁の線と珠文で北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦と認定できるが、花弁は子葉を失って素弁蓮花文と区別しにくい。佐伯廃寺（**図2―31・32**）・鳥羽瓦窯（**図2―51**）・三ッ塚廃寺（**図2―53～55**）など一見すると素弁にも見える花弁形態は、単弁蓮花文が簡略化したと見るのが無難である。少なくとも、飛鳥寺・豊浦寺に端を発する飛鳥寺式軒丸瓦（花組・星組）や「高句麗式」の素弁蓮花文の系譜を引くものではない。一方、素弁中軸に突線が走る寺内廃寺・竜円寺遺跡の創建瓦（**図4―1・2、図2―58**）は、近江国南滋賀廃寺・穴太廃寺・石山寺など、大津宮周辺で顕著に展開した単弁八葉蓮花文軒丸瓦に起源する。同地域・同時期の寺院が採用した川原寺式軒丸瓦にみる縦置型一本作りの技法や外区斜縁の鋸歯文を取り入れたのだろう。類例は明石市太寺廃寺・小野市広渡廃寺・加古川市西条廃寺など播磨国に広く認められる。

つまり、七世紀中葉の孝徳・斉明朝にも、丹波国では律令政府の仏教政策に対応する古代寺院は僅少で、次の天智朝あるいは天武・持統朝にいたって、ようやく律令政府の仏教政策に応えた寺院跡の存在が確認できる。ただし、『日本書紀』には白村江敗戦の戦後処理を中心とした外交記事の陰に隠れ、天智朝における顕著な仏教政策は記録されていない。しかし、「天智紀」に編集上の遺漏欠陥が多いことは古くから指摘されており［坂本一九六六］、山田寺式軒丸瓦に次いで列島を席巻する川原寺式軒丸瓦の分布は、おもに天智朝の仏教政策を反映する可能性が高い。川原寺式軒丸瓦の分布を壬申の乱の「論功行賞」（天武朝）とする議論は根強い［高橋一九七〇、八賀一九七三、三舟二〇〇三］が、川原寺創建は天智朝のことで、しかも原型に近い川原寺式軒丸瓦が近江国に顕著に分布する事実を直視すれば［上原二〇一五］、近年見直されつつある天智朝の政治的意義［吉川二〇一一］を示す要素となる。

周山廃寺出土の川原寺式軒丸瓦（**図2―21**）は外区斜縁の面違鋸歯文が線鋸歯文だが、川原寺式の特徴を残し、山背・近江国で顕著に展開した川原寺式軒丸瓦の系譜下に置けば、桑田郡北部で孤立して存在する意味も理解できる。ただし、周山廃寺例が天智朝にさかのぼることはないだろう。また、周山廃寺は六棟の堂塔が密集する寺院跡として注目され

る［石田・三宅一九五九、岡崎ほか一九九九］が、川原寺式軒丸瓦や組み合う重弧文軒平瓦（**図2―21・24**）は破片が少量出土しているだけなので、本来は一堂（一塔）伽藍だった可能性がある。

また、桑寺廃寺や俵野廃寺の単弁一六葉蓮花文軒丸瓦（**図2―19、図5―1**）も、中房に三重に配した蓮子や周縁の鋸歯文から川原寺式軒丸瓦の系譜下に位置づけられる。これらは文様がさらに崩れているので、天智朝はおろか天武・持統朝までさかのぼるか疑問だ。七世紀末～八世紀前葉の年代を想定しておく。

天武・持統朝の諸国毎家作仏舎Ⅰ

天武・持統朝期の寺院政策の基本は、列島規模で寺院造営を奨励したこと、推古朝のように仏像を祀った仏舎だけで寺を認知せず、供養・祈願の必須アイテムである経典を重視し、寺院の格付けと食封施入以外の経済援助の施策を打ち出したことにある（**史料6・史料8・史料12**）。天武一四年の基本方針は、六斎日における戒の遵守を加えて、持統朝にも継承された（**史料7**）。持統朝の寺院数が五四五ヶ寺を数えた（**史料8**）のも、その成果である。史料8は寺院数のみがよく引用されるが、灯明供養を目的とした具体的経済援助をしている点が重要だ。五四五ヶ寺に各稲千束を施入したら、租税二万五千町分が灯明料に化けたことになる。とてつもない寺院優遇策である。灯明供養には、山背国相楽郡（木津川市）神雄寺跡で鮮明になった大量の燈明皿廃棄をともなう燃燈供養もあるが［京都府埋文センター二〇一〇、木津川市教委二〇一四］、これは臨時イベントなので、特別予算を組んで実施したはずである。恒常的な灯明料の対象としては、堂前の燈籠にともす燈明や仏前にともす燈明がある。堂前の燈籠に関しては、これまで石燈籠跡の検出例が少なかったが、木燈籠の先駆性と普遍性を明らかにしたので［上原二〇一九］、今後、類例が増えると期待している。

史料6『日本書紀』（天武一四〈六八五〉年三月）壬申、詔、諸国毎家、作仏舎、乃置仏像及経、以礼拝供養（二七日、詔して、諸国の家ごとに仏舎を作り、仏像と経典を置いて礼拝供養させた）。

史料7『日本書紀』（持統五〈六九一〉年）二月壬寅朔、天皇詔公卿等曰、卿等、於天皇世、作仏殿経蔵、行月六斎。天皇時々遣大舎人問訊。朕世亦如之。故当勤心、奉仏法也（二月一日、公卿等に詔した。天武天皇は、在家の卿たちに仏殿・経蔵を作り、毎月の六斎日に戒を守るように指示し、その時々に、大舎人を派遣して状況を確認した。朕もこの方針を踏襲する。だから、敬虔な心で仏法を尊重するように）。

史料8『扶桑略記』（持統六〈六九二〉年九月）有勅令計天下諸寺。凡五百四十五寺。寺別施入燈分稲一千束（勅令で天下諸寺の数を調査した。五四五ヶ寺だった。寺ごとに灯明料として稲一〇〇〇束を施入した）。

前項でふれた観音芝廃寺の創建を示す重弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―1**）、桑寺廃寺・佐伯廃寺・三ッ塚廃寺・和久寺廃寺の創建を示す素弁・単弁八葉蓮華文軒丸瓦（**図2―17・18・31・32・53～55・58、図3―1**）、寺内廃寺・竜円寺遺跡の創建を示す中軸に突線が走る素弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図4―1・2、図2―58**）、供給先がわからない鳥羽瓦窯の単

弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―51**）は、天智・天武・持統朝から八世紀前葉までの所産と考えている。史料との整合性にやや欠けるが、可能性の幅を広く取れば誤りが少ないのは自然科学的年代測定も同じだ。また、池尻廃寺の創建瓦＝単弁一五葉蓮花文軒丸瓦（**図2―36**）や綾中廃寺の創建瓦＝単弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―46**）、供給先がわからない堤谷二号窯の単弁九葉蓮花文軒丸瓦（**図5―9**）は系譜づけにくいが、同時期の範囲内に置けば問題ないだろう。池尻廃寺例には蓮子周環という白鳳時代的要素もあるが、いずれも重弧文軒平瓦や素文軒平瓦（**図2―38・49、図5―11**）と組み合う可能性が高いことが、年代観を支える根拠となる。

天武・持統朝の諸国毎家作仏舎Ⅱ

前々項および前項で述べた桑寺廃寺・周山廃寺・佐伯廃寺・池尻廃寺・綾中廃寺・三ッ塚廃寺・和久寺廃寺・俵野廃寺・堤谷二号窯の創建軒丸瓦には、素文軒平瓦や重弧文軒平瓦（**図2―20・24・34・38・49・56・57、図3―7～9、図5―3・4・11**）を共伴する。組み合わせを確定できない場合もあるが、素文は七世紀、重弧文は七世紀中葉～八世紀前葉の軒平瓦に顕著である。古い瓦当文様が残ることもあるので、素文・重弧文軒平瓦が丹波国でいつまで採用されていたか断言できない。しかし、特定型式の軒瓦の下限を、同じ地域において次に出現する新型式瓦の年代を目安として設定するのは一つの方法である。丹波国では、素文・重弧文軒平瓦に後続する軒平瓦は、本薬師寺式を含む藤原宮式軒平瓦で、藤原宮遷都の年（六九四年）が実年代の目安になる。

丹波国では、観音芝廃寺（**図2―2・3**）・與野廃寺（**図2―28～30**）・佐伯廃寺（**図2―35**）・池尻廃寺（**図2―37・39・40**）・綾中廃寺（**図2―47・50**）で、本薬師寺式・藤原宮式軒瓦が出土している。なかでも、池尻廃寺の軒瓦の組み合わせ（**図2―37・39・40**）は、本薬師寺創建瓦六一二一A―六六四七C・六六四六に近い。山背国愛宕郡（京都市上京区）出雲寺に供給された蟹ヶ坂窯産の本薬師寺式軒瓦は、軒平瓦が薬師寺六六四七Gと同笵で［堀二〇一〇］、池尻廃寺に先行する可能性が高い。出雲寺の実態が不分明であるが、池尻廃寺は丹波国一宮である出雲神社に近接するので、本薬師寺式軒瓦は出雲氏との関係で山背国愛宕郡出雲郷から丹波国にもたらされた可能性もある。瓦当文様系譜は基本的に工人・工房系譜を示し、特定氏族の動向と結び付けるのは危険だが、近辺の他寺に例がない本薬師寺式軒丸瓦が、出雲寺―池尻廃寺に限って存在するので、単なる偶然の一致ではあるまい。工人・工房の移動に際し、関係した特定氏族を媒介に、新たな仕事場に赴くことはあり得るだろう。

與野廃寺の軒丸瓦（**図2―28**）は藤原宮六二七五系に近く、軒平瓦（**図2―29・30**）は偏行方向が逆だが六六四一系に近い。綾中廃寺の軒丸瓦（**図2―47**）も藤原宮式の範疇で考えてよかろう。佐伯・綾中廃寺の軒平瓦（**図2―35・50**）は藤原宮六六四五系で、石光寺・尼寺廃寺など大和国の在地寺院で展開した文様系譜を引く［新倉一九九八］。なお、綾中廃寺では藤原宮式軒瓦の組み合わせ（**図2―47・50**）が想定されていた［小山一九八七］が、佐伯廃寺で外区唐草文帯の単弁八葉蓮花文軒丸瓦との組み合わせ（**図2―33・35**）が確定し［京都府埋文センター二〇一九］、国分寺造営直前（八世紀前葉）まで藤原宮式軒瓦が作られていたと推定できる。一方、観音芝廃寺例（**図2―2・3**）は、外区斜縁の突鋸歯文や三重構成の中房蓮子から藤原宮六二七三の系譜下にあり、同笵品が河内国正法寺で確認され、単弁化したものが正法寺以外に山背国乙訓郡（長岡京市）鞆岡廃寺でも出土する［新倉一九九八］。観音

芝廃寺では創建の重弁蓮花文軒丸瓦（**図2―1**）に比べて重弧文軒平瓦（**図2―10～13**）の出土量が多く、重弧文軒丸瓦は複弁八葉蓮花文軒丸瓦（**図2―2・3**）と組み合う可能性が高い。つまり、本薬師寺式・藤原宮式軒瓦採用後も、丹波国の一部では重弧文軒平瓦の製作が継続していたことを認めざるを得ない。

山背国では、宇治郡（京都市山科区）大宅廃寺において、外区に雷文がめぐる複弁八葉蓮花文軒丸瓦（紀寺式軒丸瓦）が重弧文軒平瓦と変形偏行忍冬唐草文軒平瓦（藤原宮六六四六系）の両方に組み合う［坪井一九五八］。藤原京の紀寺（小山廃寺）においては、紀寺式軒丸瓦は基本的に重弧文軒平瓦と組み合い［奈良県立橿原考古学研究所附属博物館一九九八］、藤原宮式軒瓦に先行する。大宅廃寺においては、造営途上で紀寺式軒丸瓦は重弧文軒平瓦から藤原宮式軒平瓦と連れ合いを変えたのだ。大宅廃寺における藤原宮式軒平瓦の最古型式は藤原宮六六四六C型式軒平瓦と同笵で、しかも藤原宮に先行する［山崎一九九五］。一方、大宅廃寺と同笵の紀寺式軒丸瓦は、北白川廃寺でも引き続き使用され、組み合う藤原宮式軒平瓦の後出型式を原型に北白川廃寺独自の文様変遷をとげる［堀二〇一〇］。つまり、藤原宮式軒瓦の導入においては、山背国は最新情報を鋭敏に反映しており、素文・重弧文軒平瓦の製作が継続する丹波国は鋭敏さを若干欠く。

天武・持統朝の諸国毎家作仏舎Ⅲ

本薬師寺式を含む藤原宮式軒瓦が顕著に展開するのは、丹波国でも桑田郡内で、例外となる綾野廃寺の藤原宮式軒平瓦（**図2―50**）は佐伯廃寺（**図2―35**）と同笵である。したがって、藤原宮式軒平瓦の出現で、素文・重弧文軒平瓦の下限を推定する場合、桑田郡域に限れば問題が少ないとしても、丹波国全域には適応できない。とすれば、細かな実年代は共伴土器に頼らざるを得ないが、良好な共伴例は少ない。池尻廃寺の寺院地北部では、漆工房の存在を示す漆が付着した須恵器長頸壺が大量にまとまって出土し、八世紀初頭（平城宮土器編年Ⅰ期）の年代が与えられている［京都府埋文センター一九九二］。寺院地内の北で創建・整備・再建・修理に関わる工房を操業するのは一般的で、池尻廃寺では本薬師寺式軒瓦が大規模な造営事業に対応するので、漆工房も同時期に操業したとすれば七〇〇年前後の実年代となる。桑田郡における藤原宮式軒瓦の導入年代として妥当であろう。

丹波国北部は和銅六年以後は丹後国となるが、その北西端で但馬国と接する堤谷二号窯では、三時期にわたる灰原が層位的に発掘され、須恵器との共伴が確認された。主体は単弁九葉蓮花文軒丸瓦（**図5―9**）と素文軒平瓦（**図5―11**）の組み合わせで、前者は旧但馬国出石郡（豊岡市）三宅廃寺（薬琳寺）出土単弁九葉蓮花文軒丸瓦の系譜を引く。三宅廃寺例は中房蓮子が方形に並ぶのが特徴的で、祖型は阿波国美馬郡（徳島県美馬市）郡里廃寺（立光寺）、讃岐国那珂郡（仲多度郡まんのう町）弘安寺、三木郡（木田郡三木町）上高岡廃寺、大川郡（さぬき市寒川町）極楽寺跡で出土した同笵の単弁一二葉蓮花文軒丸瓦にさかのぼり、さらなる祖型は讃岐国の川原寺式軒丸瓦へ遡源する［上原二〇〇〇、蓮本二〇〇一］。

堤谷二号窯の共伴須恵器には、内面にかえりをもつ杯蓋もあるが、基本は八世紀初頭の特徴をもつ。鬼板（**図5―10**）は、崩れた蓮花文を配するが、平面形は側辺から上辺がア―チ形をなす。近畿地方における鬼瓦は、平面方形のもの（六世紀末～七世紀前半）、方形の上辺のみが弧状をなすもの（七世紀）、側辺から上辺がア―チ形をなすもの（八世紀）

に変遷する［三省堂『日本考古学事典』二〇〇二年］。藤原宮東面大垣の北門付近で出土した重弧文鬼板は方形の上辺が弧状をなし、平城遷都を契機に鬼板の平面形がア―チ形になった事実が再確認されている［今井二〇一四］。堤谷二号窯の製品供給先は今後の検討課題だが、年代は八世紀初頭と考えて大過あるまい。

山背国大宅廃寺・出雲寺や河内国片山廃寺など、山背国や河内国には藤原宮や藤原京諸寺と同笵あるいは酷似した軒瓦が分布するが、池尻・與野・観音芝・綾中・佐伯廃寺など丹波国の藤原宮式・薬師寺式軒瓦は、大和平野南部の飛鳥藤原地域から直接影響を受けて採用したのではなく、大和・山背・河内国の在地寺院との交流でもたらされた例がいくつか確認できる。先行する和久寺廃寺・佐伯廃寺・鳥羽瓦窯・寺内遺跡・竜円寺遺跡・三ツ塚廃寺・綾中廃寺などの単弁蓮花文軒丸瓦や桑寺廃寺・俵野廃寺の複弁蓮花文軒丸瓦は、北白川廃寺系列山田寺式軒丸瓦や除くと、文様系譜論的に説明するのは難しいが、やはり飛鳥寺・斑鳩寺・百済大寺・山田寺・川原寺などの飛鳥藤原地域や斑鳩地域から直接もたらされたものではなく、大和・河内・山背・近江国の在地寺院を経由させて、その系譜を説明するのが穏当であろう。ただし、堤谷二号窯の単弁九葉蓮花文軒丸瓦のように、系譜が但馬国、東讃岐国へとさかのぼるものもある。瓦当文様がすべて畿内に起源すると考える必要はなく、在地間交流も射程に入れ、造瓦工房、古代寺院、古代仏教文化の系譜を理解する視点が重要である。

寺院の格付けと公認

天武・持統朝における経典重視の方針は、単なるお題目ではなく、具体的な経典流布と講経の行事化をともなった（**史料9**）。また、講経・誦経を担うのが僧尼である以上、経典重視の方針は僧尼の身分表示を推進し（**史料10**）、寺院常住を義務づける。しかし、寺院が仏を祀り祈願する清浄な場所である以上、病者や死者を避ける必要がある。老疾の僧尼をいつまでも寺院内に留めるわけにはいかない（**史料11**）。高齢化社会の現代でも遅れ気味の老病者対策に向き合っている以上、僧尼が寺院に常住するという原則はそれなりに守られたはずだ。ただし、『出雲国風土記』（**表2**）からわかるように、僧尼の寺院常住は、天平五年段階には出雲国でも部分的に実現しているにすぎない。丹波国でも大差なかっただろう。しかし、天武・持統朝に僧尼の寺院常住と老病者対策を方針化したことは重視してよい。つまり、仏像を祀る仏舎・仏殿、供養・祈願のための経典、それを実行する僧尼の三宝を、寺院が備えるよう義務づけたのである。当然、それは寺院を公認する条件となり、寺院の格付けや経済援助の具体化に結びつく。

史料9『日本書紀』（天武五〈六七六〉年一一月）甲申、遣使於四方国、説金光明経・仁王経（二〇日に、四方の国に使者を派遣して、金光明経・仁王経を説かせた）。

『同』（持統七〈六九三〉年冬一〇月）己卯、始講仁王経於百国。四日而畢（二三日から始めて仁王経を諸国で説かせた。四日かけて終えた）。

『同』（持統八〈六九四〉年五月）癸巳、以金光明経一百部、送置諸国。必取毎年、正月上玄読之。其布施、以当国官物充之（一一日に金光明経百部を諸国に送り、保管させた。毎年正月の上弦〈新月から満月まで〉にこれを読め。その布施には当国の官物を充てよ）。

史料10『日本書紀』（天武八〈六七三〉年一〇月）庚申、勅制僧尼等威儀及法服之色、並馬従者往来巷閭之状（一三日に、勅によって僧尼の威儀や法服の色、および馬や従者などが郷村を往来する時の状況を定めた）。

史料11『日本書紀』（天武八〈六七三〉年一〇月）是月、勅曰、凡諸僧尼者、常住寺内、以護三宝。然或及老、或患病、其永臥狭房、久苦老疾者、進止不便、浄地亦穢。是以、自今以後、各就親族及篤信者、而立一二舎屋于間所、老者養身、病者服薬（この月に勅して言った。諸僧尼は寺内に常住し、三宝を護るべきだ。しかし、老いたり病を患い、狭い僧房に永く臥せって、長期間に老疾に苦しむのでは、動くにも不便で、清浄な場が穢れる。そこで、今後は各親族や信心の篤い者が、空いたところに舎屋を一、二建て、老人は身を養い、病人は薬を服するようにせよ）。

天武九（六八〇）年、諸寺を国大寺・有封寺・一般氏寺に分類し格付ける（**史料12**）。国大寺は天皇勅願の官営寺院で、持統朝以後、藤原京四大寺（大官大寺・川原寺・薬師寺・飛鳥寺）が卓越した寺院となり、平城京遷都後は大安寺・興福寺・薬師寺・元興寺が受け継ぐ。一方、有封寺はおもに造営資金にかかわる規定である。寺院は檀越が施入した土地等を基本資産として維持経営するが、造営や大規模修理には、それとは別に膨大な資金が必要となる。大化元年に孝徳大王が「寺院造営援助」を詔した理由である。「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」から、食封がその資金と推定できるが、天武九年勅は資金提供期間の限界を明言している。六九二年に全国に五四五ヶ寺があると認識した（**史料8**）以上、提供期間だけでなく、提供対象となる寺も限定したはずで、朱鳥元（六八六）年、飛鳥藤原京から紀伊国に至る街道沿いの寺に集中的に食封を与えたように（**史料13**）、対象を政治的に配慮した可能性もある。

氏寺にとって国庫補助（食封）は垂涎の的だったが、「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」を見れば三〇年期限は比較的厳密に実施されたらしい［上原二〇一四］。丹波国では、出土瓦から見て一堂（一塔）伽藍がようやく天武・持統朝に成立し、伽藍が整備されるのは八世紀になってからという寺が多い。三〇年という食封施入期間は七堂伽藍を整える上で十分な期間・資金である［田中一九八三、大脇一九八九］。天武・持統朝の丹波国における有封寺は確認できないが、観音芝廃寺が孝徳・斉明朝に一堂寺院として成立し、藤原宮式軒丸瓦（**図2―2・3**）と重弧文軒平瓦（**図2―10～13**）の組み合わせで伽藍を整備したならば、有封寺として国庫補助を受けた可能性もある。ただし、図2―2・3は国分寺創建以前としても、持統朝までさかのぼらせるのは躊躇する。

史料12『日本書紀』（天武九〈六八〇〉年夏四月）是月、勅、凡諸寺者、自今以後、除為国大寺二三、以外官司莫治。唯其有食封者、先後限三十年。若数年満三十則除之。且以為、飛鳥寺不可関于司治。然元為大寺、而官司恒治、復嘗有功。是以、猶入官治之例（この月に勅により命じた。今後、二、三の国大寺を除く諸寺を、官が直接治めることはない。ただし、食封を所有している寺は三〇年を限度とする。もし数年で三〇年に達してしまう場合は、例外とする。また、飛鳥寺は官治の寺ではないが、古くから大寺として官治の対象となり、功労の歴史があるので例外的に官治の大寺に含める）。

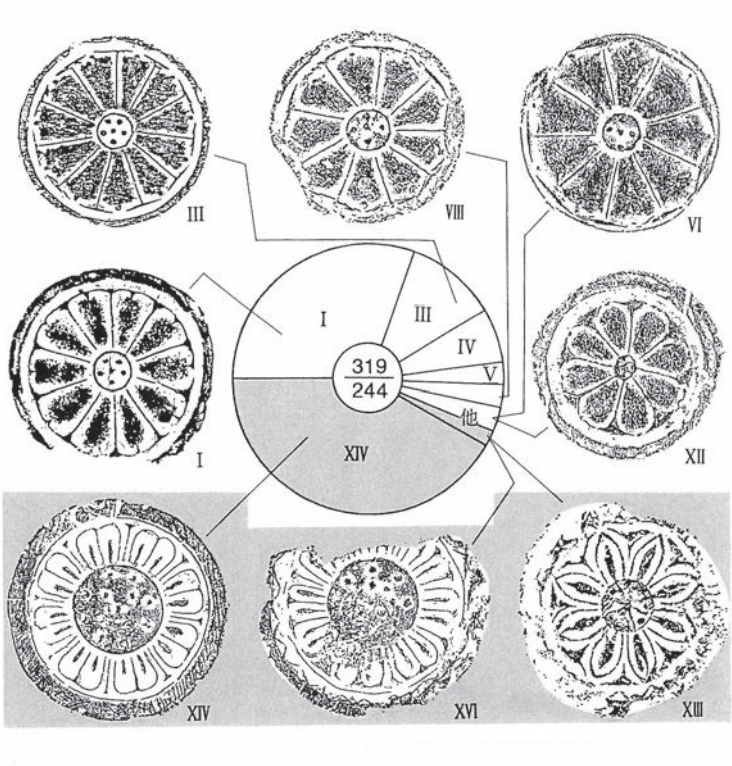

図 12　飛鳥寺出土軒丸瓦の型式別割合［上原 1997］

昭和 31･32 年に実施した飛鳥寺伽藍中枢部 (中金堂・東西金堂・塔・中門・南門・西門と回廊・講堂・南石敷広場の一部) の発掘調査 [奈文研 1958] で出土した6世紀後葉～8世紀前葉の軒丸瓦を型式別に百分率で示す。拓本は縮尺 6 分の 1。グラフ中央円内の数字は、6世紀後葉～7世紀中葉の軒丸瓦数／7世紀後葉～8世紀前葉の軒丸瓦数を表し、後者の拓本に網目をかけた。XIV型式軒丸瓦は、大きめの中房に配した1＋4＋8の蓮子に周環がなく、外区斜縁に面違鋸歯文はない。天智朝に創建された川原寺式軒丸瓦の特徴をよく残すが明らかに新しい。天武6(677) 年8月の飛鳥寺大設斎で一切経を読み、天武天皇が南門から三宝を礼拝したこと［『日本書紀』］などを背景に、飛鳥寺の修理・再建・整備が進んだとすれば、史料 14 の天武9(680) 年勅が述べた大寺の実績がXIV型式軒丸瓦と判断できる。XIV型式軒丸瓦の出土量は花組 (I型式) 星組 (III型式) をはじめとする飛鳥寺式軒丸瓦を凌駕し、創建に匹敵する大工事が天武朝になされたのである。平城京に移った元興寺創建には、XIV型式の系譜を引くXVI型式が新調され大官大寺式軒平瓦と組み合った。

史料13『日本書紀』（朱鳥元〈六八六〉年八月）己丑、檜隈寺・軽寺・大窪寺、各封百戸。限三十年。辛卯、巨勢寺封二百戸（二一日、檜隈寺・軽寺・大窪寺に食封各一〇〇戸を各々三〇年を限って賜った。二三日、巨勢寺に二〇〇戸を賜った）。

なお、史料12において、飛鳥寺を国大寺に含めるか否か逡巡し、過去の実績から官治の大寺とすると裁定した事実は、飛鳥寺出土瓦のあり方に対応する（**図12**）。解説のように、飛鳥寺XIV型式軒丸瓦が天武期の年代基準ならば、川原寺式軒丸瓦の分布を壬申の乱における「論功行賞」とした議論［八賀一九七三］の年代論的欠陥が明らかになる。すなわち、八賀さんが抽出した美濃国一二ヶ寺の川原寺式軒丸瓦には外区斜縁に線鋸歯文がめぐる新しいものを含むが、外区斜縁が面違鋸歯文で中房蓮子1＋5（あるいは6）＋8（あるいは9･10･12）と川原寺創建瓦に近いものが多く［八賀一九七三］、主体は天智朝の可能性がある。美濃国における川原寺式軒丸瓦の展開については、小川貴司さんが詳細に検討しており［小川二〇〇四］、美濃国独自の文様系列が抽出できそうだ。一方、伊勢国智積廃寺（四日市市）・縄生廃寺（朝日町）・大鹿廃寺（鈴鹿市）［三重県の古瓦刊行会一九九六］などが、中房の蓮子が1＋4＋8（あるいは9）で周環を欠き、外区斜縁が無文である点において飛鳥寺XIV型式軒丸瓦に近い。ただし、中房蓮子が1＋4＋9で周環を有し、外区斜縁が無文の額田寺（桑名市）例は一点しか出土していないが、川原寺と同笵で、これを原型として伊勢国の川原寺式軒丸瓦が変遷・展開したと考えるなら、東海地方では地域ごとに川原寺式軒丸瓦が独自に在地化したことになる。それは、中央発信の瓦当文様における伝播・拡散・定着過程にみる一般的現象で、とくに川原寺式軒丸瓦だけが王権が強く関与した

「論功行賞」であると主張する根拠はさらに薄くなる。

「郡寺」制論批判

なお、天武一四年の「諸国毎家、作仏舎」に関しては、単純に氏寺（私寺）と理解する以外に、立地や成立年代が郡衙遺跡と対応することを根拠に、家＝評（郡）衙と解釈し、「郡寺」と呼んで国分寺に先行する官寺制度があったとする議論がある。とくに古代寺院が稀薄な地域では、一郡内に一ヶ寺程度の分布を想定し「一郡一寺」制が存在したとする極論もある。しかし、経済的に卓越していた各地の郡司が、寺院造営に積極的なのは当然で、古代には飛鳥寺・斑鳩寺を嚆矢とする地名寺院が一般的なので、「郡寺」概念は古代寺院の呼称の一つとして通用しても、「諸国毎家、作仏舎」を郡寺に限定するのは行き過ぎである。ましてや、「一郡一寺」制のような官寺制度を想定するのは、明らかな誤りである。

すなわち、丹波国における古代寺院遺跡の分布を見れば、何鹿郡や氷上郡は「一郡一寺」だが、船井郡や与謝郡や丹波郡には七世紀にさかのぼる寺院跡は確認できず、桑田郡南部には佐伯廃寺以外に桑寺廃寺・與能廃寺・観音芝廃寺・池尻廃寺など七世紀後半〜八世紀前葉にさかのぼる寺院遺跡が密集する。樋口隆久さんは、二〇一九年六月一五日の埋蔵文化財セミナー「丹波の古代寺院を探る―新たな寺院発見か―」において、古墳の分布と照らし亀岡盆地では後の一郷にほぼ対応して寺院が造営されたと指摘した。桑田郡は亀岡市域より広く京都市右京区北部や南丹市にもおよび、『倭名類聚抄』巻八（二〇巻本）は一二郷を登録しているので「一郷一寺」ではないが、天武・持統朝の桑田郡南部に、寺院建立を積極的に進めた古墳時代以来の在地氏族がほぼ郷単位で存在したことは否定できない。それは桑田郡南部に丹波国府を置いたことと無関係ではないだろう。しかし、それが「諸国毎家、作仏舎」に対応するなら、「家」は評衙を意味しないことになる。『出雲国風土記』を見れば、教昊寺や新造院が存在する五郡（**表2**）以外に、出雲国に所属する嶋根・秋鹿・飯石・仁多の四郡には寺も新造院もない。

『出雲国風土記』では郷単位に仏教施設を記録するので、「郷寺」制を主張する説もあるが、意宇郡山代郷や大原郡斐伊郷には一郷に二つの新造院が存在し、仏教施設がある九郷以外に、出雲国を構成する残りの五三郷には仏教施設は存在しない。もし、天武一四年の「諸国毎家、作仏舎」が、律令政府による「郡寺」制あるいは「郷寺」制の推進を意味するなら、半世紀近くを経過した天平五（七三三）年になっても、寺院分布は律令制下の地方行政組織と対応しておらず、制度として整備・機能しなかったことになる。天平年間の国分寺制度が、ほぼ全国レベルで確認できる事実に対比すれば、結果的に「郡寺」「郷寺」の姿をとる国があったとしても、国分寺に匹敵するような寺院制度として「郡寺」制も「郷寺」制も存在しなかったと理解するのが正当である。つまり、国分寺に先行して七世紀後半〜八世紀前葉に各地で建った古代寺院は、在地寺院や氏寺という概念で叙述するのが穏当なのである。

しかし、丹波国では七世紀後半〜八世紀前葉に、当初はおもに一堂（一塔）伽藍の形をとりつつ各地で氏寺が建立され、船井郡や与謝郡・丹波郡など確認できない郡も少数あるものの、国分寺が成立する以前にほぼ各郡に寺院が建てられていた事実。丹波国府が置かれた桑田郡南部ではほぼ郷単位に氏寺が建てられた事実は否定できない。それを全国一律の寺院制度と理解せず、丹波国における初期仏教の受容状況を示す考古学的事実として評価すれば、他国との比較によって古代丹波国の特徴を考える積極的な材料となるはずだ。

第三章　奈良時代の寺院政策と丹波・丹後の古代寺院

霊亀二年五月詔

天武一四年・持統五年詔（**史料6・7**）は、仏舎・仏殿だけでなく、経典を使った仏の礼拝供養や戒を寺院の必須要素とした。先行する天武八年勅は僧尼の寺院常駐を当然とみなした（**史料11**）が、地方においては必ずしも実態に適合しなかった。そもそも、古墳築造に狂奔していた地方豪族が、寺院造営に鞍替えしたのは、大化改新詔で方針化され、大宝律令で完成した公地公民制（班田収受法）の下でも、基本資産および経営費となる大土地所有を、寺院に許していたことが大きい［間壁一九七〇］。八世紀中葉「額田寺伽藍并条里図」や天平一九年「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」、貞観一五（八七三）年「広隆寺資財帳」、寛平二（八九〇）年「広隆寺資財交替実録帳」は、額田寺・法隆寺・広隆寺の寺院地周辺に寺領が集中し、施入された額田氏・上宮王家・山城秦氏の旧所領を寺領として登録したことがわかる［上原二〇一四・二〇二〇］。当然、寺院造営を盾に、既成権益である土地所有を主張する輩が現れる。霊亀二（七一六）年五月庚寅の詔は、その間の事情を伝える（**史料14**）。

> **史料14**『続日本紀』（霊亀二年五月）庚寅、詔曰、崇飾法蔵、粛敬為本、営修仏廟、清浄為先。今聞、諸国寺家、多不如法。或草堂始闢、争求額題、幢幡僅施、即訴田畝。或房舎不修、馬牛群聚、門庭荒廃、荊棘弥生。遂使無上尊像永蒙塵穢、甚深法蔵不免風雨。多歴年代、絶無構成。於事斟量、極乖崇敬。今故併兼数寺、合成一区。庶幾、同力共造、更興頽法。諸国司等、宜明告国師・衆僧及檀越等、条録郡内寺家可合并財物、付使奏聞。又聞、諸国寺家、堂塔雖成、僧尼莫住、礼仏無聞、檀越子孫、摠摂田畝、専養妻子、不供衆僧、因作諍訟、諠擾国郡。自今以後、厳加禁断。其所有財物・田園、並須国師・衆僧及国司・檀越等、相対検校、分明案記、充用之日、供判出付。不得依旧檀越等専制（一五日、詔した。仏の教えを崇飾するには慎みが基本で、寺院を営修するには清浄が第一である。しかし、諸国の寺家はこれに背き、粗末な仏堂を建てただけで寺額を求め、幢幡でちょっと荘厳しただけで、寺領公認を訴える。或いは僧尼房を建てず、寺院地内に馬牛が群集し、門庭は荒廃して棘で覆われ、尊い仏像も埃にまみれ、経典も風雨にさらされ、創建以来、年月を経ても一向に整備されていないと聞く。この事態は仏教崇敬に違反するので、数寺を合わせて一区とする。協力して寺を整備し、衰退した仏法を興せ。諸国の国司は、国師・衆僧・檀越等に告知して、統合すべき郡内の寺家と所有する財産を箇条書きにして使者に託し奏上せよ。また、諸国寺家では堂塔が完成しても僧尼が住まず、仏像礼拝を怠り、檀越の子孫が田畝を私物化して妻子養育に宛て、衆僧に提供しないために訴訟となって国郡が混乱していると聞く。今後、これを厳しく禁断し、寺家の財産や所領は、国師・衆僧と国司・檀越が協力して検査・記録し、使用時には可否を判定して支出すべきで、従来のように檀越が勝手に処理してはならない）

なお、本詔の末尾には、近江国守だった藤原朝臣武智麻呂が、管下諸寺の実情を報告し、同じ事態は近江国だけでなく他国でも認められるので、寺院政策を見直すよう促した奏上内容を付記する。同じ内容は『家

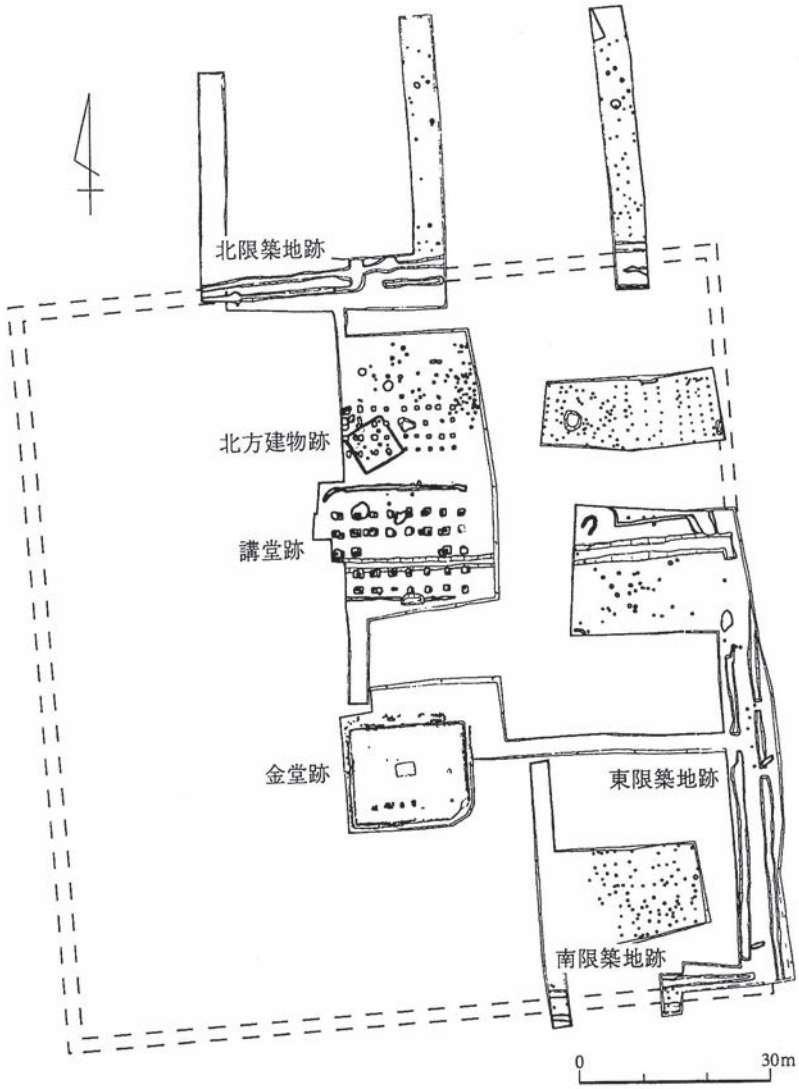

図 13　観音芝廃寺跡伽藍配置図 [亀岡市教委 1988]（縮尺 1200 分の 1）

南北一町（約 118m）の寺院地中央に、基壇礎石立の金堂（5間 × 4間）・7間 × 4間の掘立柱講堂・9間 × 3間の掘立柱僧房（北方建物）が南北に並ぶ。藤原宮大垣は一本柱塀、平城宮大垣は築地塀なので、寺院地を区画する二条の溝が築地塀なら、観音芝廃寺の伽藍は8世紀になって整備されたことになる。金堂背後の広い空間を占める掘立柱講堂と僧房は軸線が揃い、築地塀の軸線方向は金堂と講堂・僧房の中間の傾きなので、金堂→築地塀→講堂・僧房の順で施設が整ったと考えれば、掘立柱僧房も8世紀以後に整備された可能性が高い。

後、七道の按察使と大宰府に諸寺を巡検させ、状況に応じて併合させている（**史料15**）ので、実質をまったく欠いた詔とは考えられない。とくに、併合検討のため、七道の按察使を動員した事実は注目に値する。史料15の二年前、伊勢国守従五位上門部王に伊賀・志摩二国を管轄させたのをはじめ、遠江・常陸・美濃・武蔵・越前・丹波・出雲・播磨・伊予・備後の各国守に、隣接二～四国を管轄させたのが按察使のはじまりである［『続日本紀』養老三年七月庚子条］。畿内および西海道諸国を管下に置いた按察使はなく、七道のなかの同じ道に属する国だけが按察使の管轄対象だったわけではない。按察使の職掌は治安維持といわれるが、単なる治安維持なら国ごとでも十分なはずで、国境確定や関所設置・官道整備等に際し、隣国間の調整に按察使が力を発揮したに違いない。もし、按察使や大宰府が「寺院併合」を推進したのなら、一国単位ではなく複数国単位で併合を検討した可能性がある。後述の国府系瓦の多くが、おもに一国を分布の限界とするのに、七世紀後半～八世紀前葉の瓦には国境を越えて同笵関係が成立する例が少なくない事実は、按察使の活動に対応するかもしれない［上原二〇一七b］。

伝』下巻（武智麻呂伝）にもあり、畿内周辺諸国のなかでも、古代寺院数において卓越していた近江国において、霊亀二年五月詔が指摘した事態が顕在化していたこと、あるいは武智麻呂がその問題を鋭く把握していた事実が伺える。

「寺院併合令」は実施されたか

この霊亀二年五月詔は「寺院併合令」とも呼ばれ［佐久間一九八〇］、八世紀前葉の律令政府による重要な寺院政策として検討されている。五年

しかし、霊亀二年五月詔の評価はまちまちで、出雲国新造院（表2）を「寺院併合令」の成果、すなわち併合寺院が新造院で、未併合だったのが教昊寺とみなす極論もある［瀧音一九九四］。寺名がない新造院は後述のように、未公認寺院と理解できることは次項で述べる。一方、近江国における古代寺院跡から出土した瓦を分析して、霊亀二年段階では数寺合併の痕跡はないと判断し、「寺院併合令」はかけ声だけで、天平七（七三五）年の勅（**史料16**）を、霊亀二年五月詔が失敗に終わり、政策変更した結果とみなす説もある［三舟一九八七］。

史料15『続日本紀』（養老五〈七二一〉年五月）辛亥、令七道按察使及大宰府、巡省諸寺、随便併合（五日、七道の按察使と大宰府に、管下の諸寺を巡省させ、状況に応じて併合させた）。

史料16『続日本紀』（天平七年）六月己丑、勅曰、先令并寺者、自今以後、更不須并。宜令寺寺務加修造。若有懈怠、不肯造成者、准前并之。其既并造訖、不煩分析（六月五日、勅して言った。霊亀二年五月詔で、寺院併合を命じたが、今後は併合せず、各寺々にできる限り修造を加えさせる。もし怠って造成しようとしないなら、前のように併合させるが、すでに併合して修造を終えているなら、改めて分離する必要はない）。

高麗寺や檜隈寺で確認したように、草堂すなわち一堂（一塔）伽藍が七堂伽藍に整備される現象は、古代寺院においてよくあった。丹波国でも、七世紀後半〜八世紀前葉の創建瓦をもつ観音芝廃寺（**図2—1〜3・10〜13**）、周山廃寺（**図2—21・24**）、佐伯廃寺（**図2—31・32・34**）、綾中廃寺（**図2—46・47・49**）、竜円寺遺跡（**図2—58**）、和久寺廃寺（**図3—1・7〜8**）、寺内廃寺（**図4—1〜4**）では、八世紀中葉以降の整備・修理・再建瓦も出土している（**図2—4〜9・14〜16、図2—22・23・25〜27、図2—33・35、図2—48・50、図2—59〜61、図3—2〜6、図4—5〜8**）。ただし、創建瓦と以後の瓦の出土量が比較できる佐伯廃寺以外では、それが七堂伽藍への発展を示すのか、再建や部分修理の結果なのか推定できない。なかには数寺併合の成果を含むかもしれないが、論証はむずかしい。「草堂」には瓦を葺かない寺もあるので、数寺を併合した寺なら霊亀二年以前の軒瓦が複数種出土するという前提は希望的観測にすぎない。また、池尻廃寺のように、比較的大規模に発掘しても、七〇〇年前後の軒瓦（**図2—36〜40**）だけが出土し、以降の軒瓦を欠くのは併合された結果かもしれないが、単に以後の修理・再建が必要なかっただけかもしれない。いずれにしても、某寺が併合されたと主張するなら、併合先を特定する必要がある。しかし、按察使や大宰府が関与したならば、併合先は隣国におよぶ可能性もあり、それを考古学的に特定する作業はさらに困難となる。

そもそも、霊亀二年五月詔は、国司や按察使が主導して、荒廃した既存の草堂を整備させ、僧尼が寺院内で礼仏・読経にはげみ、檀越による寺院資産関与を排斥し、寺院運営を健全にすることを目的としている。「併兼数寺、合成一区」は、それを推進するための「脅し文句」である。むしろ、霊亀二年五月詔の成果は、八世紀中葉以降の寺院関連史料や遺構のあり方から読み取るべきだ。すなわち、天平年間以降、日本各地で作られた寺院資財帳は、檀越の関与を排斥し、寺院運営を健全化するのに多大の効果があったはずである［上原二〇一四］。また、観音芝廃寺では礎石金堂の北に掘立柱講堂・僧房が検出された（**図13**）。七世紀の地方

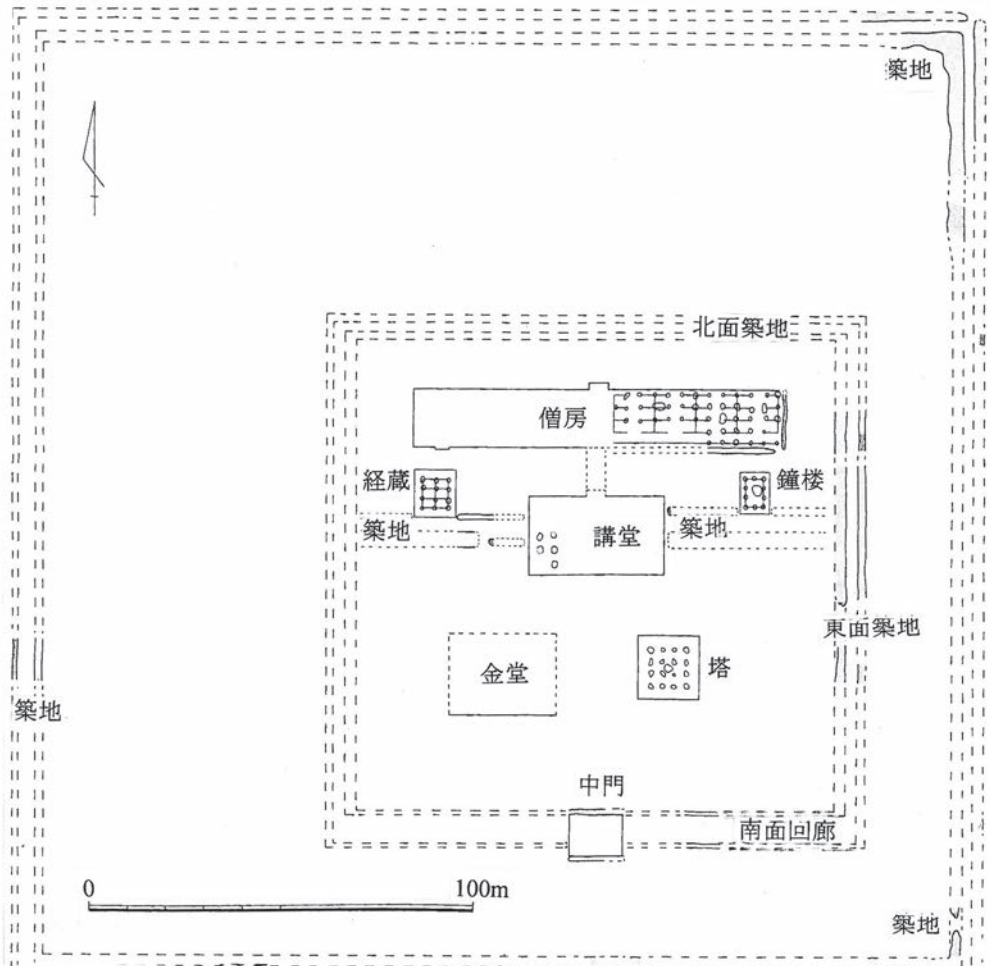

図14　丹波国分僧寺跡伽藍配置図 [亀岡市教2003] (縮尺2000分の1)

築地塀で囲んだ二町 (約 219m) 四方の寺院地のやや東寄に中心伽藍の軸線がある。中門の東西に取り付く築地は、南の仏地と北の僧地を区画する。仏地は塔・金堂が東西に並ぶ法起寺式伽藍配置。僧地は経蔵・鐘楼と僧房とからなる。講堂の背後東西にある経蔵・鐘楼は通常は識別できないが、丹波国分僧寺では梵鐘鋳造遺構を中央に備えた東の礎石建物が鐘楼である。梵鐘鋳造後、上に建てた楼に鐘を吊り上げる究極の出吹型鋳造工房だ。

寺院跡では僧房の検出例は僅少で、年代観など検討すべき点はあるが、八世紀に大規模に修復・整備し、霊亀二年五月詔が命じた僧尼が礼仏・読経にはげむ環境が整ったと理解したい。天平一三（七四一）年の国分寺造営詔を受け、各地に建った国分僧寺は、例外なく講堂背後に東西に長い僧房を配置する（**図14**）事実は、僧房すなわち僧尼の常住が国分寺の大前提だったことを示す。また、上述した七世紀後半～八世紀前葉に創建された丹波国内の諸寺において、八世紀中葉以降の整備・修理・再建瓦が少なからず出土する事実も、霊亀二年五月詔の主旨を正しく受け、一堂（一塔）伽藍を七堂伽藍に近づけ「僧尼莫住、礼仏無聞」という事態を解消した成果と解釈できる可能性が高い。

寺院の条件―**寺額**―

天平六（七三四）年に出雲国司は、中央政府に提出する「寺院資財帳」「僧尼帳」を朝集使に託している。『出雲国風土記』と対照すれば、資財帳は教昊寺の財産目録に違いない［水野一九九三、上原二〇一四］。教昊寺以外の一〇ヶ所の新造院は、天平六年時点で寺院として公認されていなかったのである。寺院として公認されることは、公地公民が原則の律令制下においては、寺領が占有できるか否かに関わり、寺院や檀越にとって死活問題である。しかし、『出雲国風土記』は施設の充実度や僧尼の有無で教昊寺と新造院を区別していない。霊亀二年五

月詔には、公認寺院の外観が暗喩されている。すなわち、物的には、公認寺院は寺名を入れた寺額を掲げ、仏像・仏堂を荘厳する幢幡が施入されている必要があった。『出雲国風土記』にみる新造院という呼称は、まだ正式の寺院名が決まっていなかったことを示している。

古代寺院の名称には、地名や氏族名にもとづく和風寺号＝和名（斑鳩寺、巨勢寺など）と、経典などを根拠とした漢風寺号＝法号（法隆寺、教昊寺など）とがある。福山敏男さんは、寺院を格付けた天武九年勅（**史料12**）に先立って、諸寺が保有する食封の由来を調査してその加除を検討した時に諸寺の名を定めた（**史料17**）のが、漢風寺号の始まりで、それ以前は和風寺号がもっぱら通用していたと考えた［福山一九三四］。しかし、法号は日本仏教の直接の故地となる中国・朝鮮起源の寺院呼称だ。日本列島で仏教寺院の造営が始まって一世紀もの期間、法号がなかったとは信じられない。また、広隆寺のように平安時代に焼亡・再建されるまで、正史においても蜂岡（岳）寺・葛野秦寺・太秦公寺などの和名を使い続けた寺もある［上原二〇二〇］。和名と法号は、いずれも正式な寺院名称として通用していたのだろう。しかし、現在の東大寺南大門の額に「大華厳寺」とあり、倒壊した西大門の額に「金光明四天王護国之寺」とあったように、寺額には法号がふさわしい。和風寺号が地名や氏族名を根拠とするならば、『出雲国風土記』の新造院は、日置寺・山代寺・山国寺・神門寺等々と呼べばよいはずで、教昊寺以外を新造院と呼んだのは、漢風寺号＝法号こそが正式寺名だったことを示す。

史料17『日本書紀』（天武八年）夏四月辛亥朔乙卯、詔曰、商量諸有封寺所由、而可加々之、可除々之。是日、定諸寺名也（夏四月五日、詔して言った。食封を与えられている諸寺の由来を検討し、食封を加増する必要があれば加え、食封が不用なら停止せよ。この日に諸寺の名を定めた）。

史料17の文脈から考えると、天武八年詔に付記された「定諸寺名也」は、漢風寺号がこの時に決まったのではなく、一連の寺院格付けのなかで漢風寺号の寺額を掲げることが寺院公認の象徴になったと理解すべきだろう。すなわち、食封の由来などを調査し、国大寺・有封寺・その他の氏寺を格付けた時、当然、不適格寺院も明確になったはずである。その不適格寺院は寺院として公認しない、つまり、法号の寺院名を入れた寺額を掲げることを認めないことになる。これが「定諸寺名也」の実態と推定したい。もちろん、持仏堂をはじめとする私的な仏教施設の存在を否定したわけではない。しかし、私的仏教施設は寺院として公認され、寺領を保有できることを希望した。その葛藤の結果が、霊亀二年五月詔で指摘された問題点として噴出したのだ。

寺院の条件―幢幡―

一方、幢幡に関しては、七世紀後葉～八世紀前葉の幢幡と八世紀中葉以降の幢幡の違いが重要である［上原二〇一四］。すなわち、正倉院宝物や法隆寺献納宝物に認められる染織幡の墨書銘を比較すると、七世紀後葉～八世紀前葉には誰が幡を奉納・施入したのか特記しており、八世紀中葉以降は幡を使用する場所や年月日・法会名を特記することが多い。これは寺院資財帳に記載された幢幡の登録法にも対応し、天平一九年「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」や「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」においては、幢幡の施入者名や施入年月を記録し、とくに天皇が納賜した幢幡を特別視していた。これに対して、貞観九（八六七）年「安祥寺縁起資財

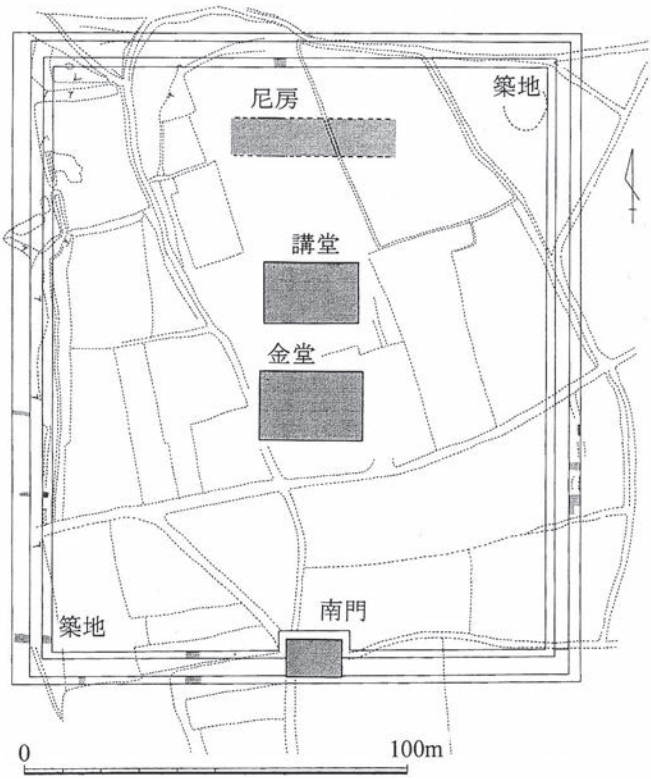

図 15　丹波国分尼寺跡伽藍配置図
[亀岡市教委 2004](縮尺 2000 分の 1)

ごく一部を発掘したにすぎないが、南門・金堂・講堂・尼房が南北に並ぶ伽藍配置は、国分尼寺によくある。通有の尼寺の伽藍配置に対し、ほぼ同時期の僧寺が法起寺式伽藍配置なのはいかにも特異だ。

なく、僧尼の常住と彼らが執行する法会が「寺院の条件」に不可欠と意識されるようになったはずである。以下、第四章において、同じ奈良時代に属する丹波国分僧寺の伽藍配置と出土瓦に関わる諸問題を検討する。なお、国分寺創建に関わる史料は既に体系的に論述されており［井上一九六六］、第四章では引用しない。

第四章　丹波国分寺の造営

丹波国分寺の発掘と僧寺の伽藍配置

天平一三（七四一）年の国分寺造営詔を契機として、全国約六〇ヶ国で国分寺の造営が始まる。飛鳥・白鳳寺院の大部分は本来の寺名が不明となっており、所在地を根拠に○○廃寺跡と呼ぶのが一般的であるのに対し、少なくとも国分僧寺は創建時と同じ場所あるいは近接地に現在も法灯や寺名を継ぐ寺が存在したり、寺院施設が皆無でも地名伝承から国分僧寺跡と認定できる場合が多い。丹波国分僧寺も中・近世の実態はわからないが、一八世紀に再興された本堂や山門が建ち、礎石が残る塔跡と薬師如来坐像（一一世紀、重文）等を根拠に昭和三年に丹波国分寺跡として国の史跡になった。また、西約四五〇 m にある御上人林廃寺跡が丹波国分尼寺跡と推定され、昭和四七年度から尼寺跡の、昭和五七年度から僧寺跡の発掘調査がはじまり、主要伽藍の位置や規模が確認された（**図 14・15**）。

すなわち、丹波国分尼寺跡は東西約一五〇 m、南北約一八〇 m の寺院地中軸線上に、南門・金堂・講堂・尼房が南北に並ぶ（**図 15**）［亀岡市二〇〇〇、亀岡市教委二〇〇四］。また、丹波国分僧寺は二町（約二一九 m）四方の寺院地のやや東寄りに中心伽藍の軸線があり、中門を入っ

帳」においては、天井幡・内陣幡・外陣幡・飛炎幡など、仏堂内の部所ごとに懸ける幡が特化している様が伺える。つまり、霊亀二年五月詔の頃には、幢幡は法会の場を荘厳する以上に、奉納・施入者によって寺院の権威を象徴する存在だったことがわかる。

以上、霊亀二年五月詔で、建てた貧弱な草堂を根拠に「争求題額、幢幡僅施、即訴田畝」と指摘した問題点は、少なくとも八世紀前葉には現実にあった可能性が高い。しかし、一堂（一塔）伽藍が七堂伽藍へと進化して、僧房をそなえた寺院が一般化し、堂内や法会を荘厳する幢幡も正しく機能するようになると、寺額や幢幡が寺院公認の象徴的存在という観念は稀薄になる。その意味で、霊亀二年五月詔は有効に作用したと考えてよい。地方でも国分寺の建立により、寺額や幢幡という外観では

た西に金堂、東に塔、北に講堂を配した法起寺式伽藍配置をとる（**図14**）［亀岡市教委一九八七、亀岡市教委二〇〇三］。両寺は山陰道をはさんで東西に立地し、同じ軒瓦（**図2―41～44、図6―1・3・15・16**）で造営され、寺院地南限が同じ条里線上にあるなど、一連の計画で建てられたことも明らかになった。しかし、法起寺式伽藍配置の国分僧寺はめずらしい。丹波国分僧寺が法起寺式伽藍配置で造営された理由は明確ではないが、以下、その研究史的意義を明らかにしておく。

国分僧寺の伽藍配置には、中門と金堂を結ぶ回廊内を庭儀空間とし、回廊外の西もしくは東に塔を置く興福寺式が圧倒的に多く（但馬・伯耆・播磨・美作・安芸・近江・上野・下野・伊勢・三河・遠江・伊豆・常陸・陸奥）、回廊内の西もしくは東に塔を置く大官大寺式がそれに次ぐ（讃岐・筑前・筑後・美濃・甲斐・上総・豊後）。回廊が金堂背後の講堂に取り付く場合や、金堂・講堂のいずれに取り付くか不明の場合を加えて、広義の「興福寺式」「大官大寺式」を設定すれば、出雲・信濃・山背・河内・因幡・備前・周防・土佐・若狭・駿河国分僧寺が「興福寺式」、紀伊・淡路国分僧寺が「大官大寺式」となり、「興福寺式」伽藍配置が他を圧倒する事実は、さらに顕在化する。興福寺式は、国分寺造営詔が出た時に、最新の都城内官大寺が採用していた伽藍配置で、各国の国分寺造営プロジェクトが最優先で採用した伽藍配置としてふさわしい。興福寺式が平城遷都直後に成立した官大寺の伽藍配置であるのに対し、大官大寺式は平城遷都直前に工事が進行していた官大寺の伽藍配置である。造営途上で焼亡したが、興福寺式に次いで国分僧寺伽藍配置としてふさわしい。なお、かつては国分僧寺の伽藍配置を南回廊外に東西塔を配する東大寺式と理解するのが一般的だったが［石田一九五九］、国分僧寺に双塔伽藍はなく、南回廊より南の回廊外に塔を置く明確な例もない。そもそも、国分寺造営詔を受けて、各国で造営プロジェクトが動きはじめたならば、まだ影も形もない東大寺式伽藍配置がモデルとなるはずがない［上原未刊］。

興福寺式・大官大寺式以外の伽藍配置をとる国分僧寺は数少ないが、下総と相模国分僧寺が法隆寺式、能登・丹波・備後国分僧寺が法起寺式であることは、古くから指摘されている。法隆寺式は近年の調査で、舒明天皇勅願の百済大寺（吉備池廃寺）が採用した伽藍配置であることが判明［奈文研二〇〇三］。大官大寺式に先行する官大寺における最初の伽藍配置である。しかし、舒明天皇が百済大寺の造営に着手してから一世紀、天武天皇がこれを高市大寺に移転してから半世紀以上が経過している。また、和泉国海会寺跡をはじめとして、法隆寺式伽藍配置を採用した七世紀の地方寺院もある。各国の国分寺造営プロジェクトが、中央の官大寺に伽藍配置の範を求めたとしても、法隆寺式が念頭に浮かぶことは稀だったろう。

法起寺式伽藍配置と転用国分寺論

これに対して、法起寺式は古代地方寺院にもっとも普遍的な伽藍配置で、「氏寺型」と評価できる［上原一九八六］。事実、法起寺式伽藍配置が明らかになった能登国分僧寺は、能登守春枝王（七九八～八五六年）が、定額大興寺を承和一〇（八四三）年に国分金光明寺としたもの（**史料18**）、出土した創建瓦は七世紀末～八世紀初頭に属し、伽藍配置も基本的に能登臣の氏寺を踏襲したと考えられる［七尾市教委一九七三・八六・八九・九〇］。塔跡も小規模で三重塔だった可能性が高い。『続日本紀』によれば、能登国は養老二（七一八）年五月に越前国か

ら羽咋・能登・鳳至・珠洲の四郡を割いて成立。天平一三（七四一）年一二月には越中国に併合され、天平宝字元（七五七）年五月に再び分立。国分寺造営の機会を逸していたのである。春枝王の卒伝（**史料18**）を読むと、王個人の仏教崇拝が能登国分僧寺を成立させたように見える。しかし、同じ天平宝字元年に河内国から分立した和泉国安楽寺を国分寺にして、講師一員、僧十口を置き［『続日本後紀』承和六年五月癸未条］、弘仁一四（八二三）年に越前国から分立した加賀国［『日本紀略』同年三月丙辰条］勝興寺を国分寺にして、和泉国に准じ講師一員と僧十口を置き、僧は越前国分寺の僧二十口之内から分割している［『続日本後紀』承和八年九月丁丑条］。したがって、氏寺を転用した能登国分僧寺の成立は、九世紀における律令政府の国分寺政策を反映していると考えられる。

史料18『続日本後紀』（承和一〇〈八四三〉年一二月乙卯）以能登国郡内定額大興寺、始為国分寺（能登国〈能登〉郡内にある定額寺の大興寺を、始めて国分寺とした）。

『文徳実録』（斉衡三〈八五六〉年九月）癸丑、散位従五位上春枝王卒。春枝王、四世従五位下仲嗣王第八之男也。為人謙退、敦崇仏道、弱仕嵯峨太上天皇、承和初、為越後守、頗有政績。十年正月、叙従五位下。時当諒闇、殊擇治国者。春枝預此選叙之。即為能登守。彼国累年荒廃、百姓煩擾。春枝到国。比及三年。国漸興復、民得綏安。上請以定額大興寺、為国分金光明寺。安居之講、自此勤修、梵唄之響、昼夜無休。仁寿三年七月、為中務少輔、十月遷為正親正。四年正月叙従五位上。斉衡二年正月為下総守。称病篤不之任。隠居養痾。有思、諸節禄及位禄等、准見任給、卒時年五十九（一三日、散位上五位上だった春枝王が亡くなった。春枝王は皇族四世に当たる従五位下仲嗣王の八男である。人柄は謙虚で、篤く仏教を敬った。若い時から嵯峨太上天皇に仕え、承和の初めに越後守となって大きな功績を挙げた。承和十年は服喪期間だったが、治国の功で正月に従五位下に叙爵され、能登守に任ぜられた。能登国は累年荒廃し、民衆は擾乱に悩まされていたが、春枝王着任後三年で国は復興し、民も安寧を得ることができた。さらに、春枝王は上申して定額大興寺を国分金光明寺とし、安居之講を自ら勤修したため、梵唄之響は昼夜休むことはなかった。仁寿三（八五三）年七月には中務少輔となり、一〇月には宮内省正親司の長官になった。四年正月には従五位上を叙爵され、斉衡二年（八五五）正月には下総守に任ぜられたが、病気が重いことを理由に着任せず、隠居して治療に専念した。思うところがあり、節禄・位禄などは、在任時の給与に准じた。卒年五九歳）。

転用国分寺と代用国分寺

『延喜式』によれば、能登国大興寺は加賀国勝興寺・和泉国安楽寺・伊豆国山興寺とともに、国分寺として僧十口を置いた（**史料19**）。能登・加賀・和泉国は国分寺造営詔が出た当時、国として独立していなかったために、九世紀前半になって既存の氏寺を国分僧寺に転用したと理解できるが、伊豆国は天武天皇九（六八〇）年に駿河国二郡を別けて分立［『扶桑略記』］。国分寺造営詔の頃には独立した国だったので、能登・加賀・和泉国と同列に評価できない。伊豆国では、承和三（八三六）年に国分法華寺（国分尼寺）が失火焼亡した後、定額寺を法華寺としていたが、元

慶八（八八四）年四月二一日、伊豆国司が法華寺新建の費用に「修理国分并通三宝布施料」を当てることを願い出て許可されている［『三代実録』］。『延喜式』が国分寺とする伊豆国山興寺も、本来の伊豆国分僧寺が機能不能となったための代用国分寺とする意見がある［軽部一九七〇、静岡県教委二〇〇三］。ただし、山田寺式軒丸瓦と重弧文軒平瓦からなる現在の史跡伊豆国分僧寺跡の創建瓦を、八世紀中葉まで下降させるのは躊躇する。私は現在の史跡伊豆国分僧寺のほうが、転用国分寺の可能性が高いと考えている。また、国分寺造営詔の時に創建の機会を逸し、既存の氏寺を転用国分寺とした能登・加賀・和泉国以外に、被災した国分寺機能を既存の氏寺に託した代用国分寺もあったことは史料にみえる。

すなわち、上述した伊豆国分尼寺以外に、貞観一五（八七三）年の太政官符で湧（漢）河寺を相模国分尼寺としたが、元慶三（八七九）年の地震で堂舎が頽壊したため、もとの国分尼寺を復活した例［『扶桑略記』元慶五年一〇月三日条］。尾張国分寺が焼損したため、勅令で愛智郡の定額願興寺を国分金光明寺とした例［『三代実録』元慶八年八月二六日条］。殿堂宏麗な席田郡定額尼寺を、梵宇仏殿が煨燼となった美濃国分寺に代えることを許した例［『三代実録』仁和三（八八七）年六月五日条］。天暦二（九四八）年の火災で再建が困難になった伯耆国分尼寺の機能を、国府から一〇町ほど離れた道興寺へ委譲した例［『続左丞抄』所収の天暦二年一二月二八日太政官符］などである。なお、天暦二年に被災した伯耆国分尼寺（法華寺）は、国分僧寺（金光明寺）に北接すると記載され、法華寺畑遺跡［倉吉市教委二〇〇一］がそれに該当するならば、既存地方官衙を国分尼寺に転用したことがわかる稀有な例である。

史料19『延喜式』（巻二一、玄蕃寮条）凡和泉国安楽寺、伊豆国山興寺、加賀国勝興寺、能登国大興寺、並各為国分寺、置僧十口、壱岐島直氏寺為嶋分寺、置僧五口（和泉国安楽寺、伊豆国山興寺、加賀国勝興寺、能登国大興寺は、すべて国分寺として僧一〇人を置く。壱岐島直の氏寺は嶋分寺として僧五人を置く）。

既存の氏寺をそのまま国分寺に転用・代用した場合、能登国分僧寺と同様、法起寺式伽藍配置を採る可能性がある。しかし、加賀・伊豆国の転用・代用国分寺は所在も確定していない。現在の史跡伊豆国分僧寺の伽藍配置は興福寺式である［軽部一九七〇］。和泉国分寺では七世紀末～中世の軒瓦が採集・報告されているが［岸本ほか二〇〇五］、伽藍配置は明らかになっていない。なお、史料19が壱岐島直の氏寺を転用したと明記する壱岐嶋分寺の発掘でも建物跡が明らかになったが、定型的な伽藍配置は想定しにくい［芦辺町教委一九九一・九三・九四］。壱岐島は律令国制発足当初から壱岐国だった可能性が高いが、下国（小国）・遠国の島国であるため、既存の氏寺を国分寺に転用することを認可したと思われる。しかし、かつては天平一三年の国分寺造営詔を受けて創建された各地の国分寺には、転用国分寺が少なくないと理解されていた。それは各地の大規模発掘によって、古代の政治施設・宗教施設・官道などの実態が明らかになるまでは、律令国家の実力とそれが実現した諸施設を過小に評価する日本史学会の風潮を反映していた。

転用国分寺論の動向

八賀晋さんは、自らが発掘中の美濃国分僧寺伽藍配置を法起寺式と想定し［八賀一九六九・七〇・七一］、塔・金堂基壇土から国分寺以前の瓦が出土することなどをヒントに、転用国分寺を体系づけた［八賀

一九七八］。すなわち、法隆寺式・法起寺式など八世紀初頭以前に一般的な伽藍配置で、古式の瓦が出土する国分僧寺を、既存の氏寺を基礎として成立したと評価したのだ。具体的には、伊勢・伊豆・相模・下総・常陸・美濃・能登・隠岐・備後・紀伊・淡路・阿波・筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・薩摩国分僧寺の一八ヶ寺が「国分寺造営に当たっては、奈良時代前期に建立され、国分寺造営時に存続していた寺院を基礎に拡充整備した」と考えた。

しかし、史跡整備にともなう発掘調査の最終段階で、それまで「講堂跡」と思っていた礎石建物の背後で真正の講堂跡が見つかり、美濃国分僧寺の伽藍配置は大官大寺式であることが確定した［大垣市教委二〇〇五］。そもそも、転用国分寺の普遍性を主張した八賀説は、出土瓦の年代を限定しすぎていた。たとえば、八賀さんが転用国分寺と考えた南海道の紀伊国分僧寺・淡路国分僧寺の創建瓦は興福寺式軒瓦である。興福寺は和銅三（七一〇）年の平城遷都直後に藤原不比等が創建し、興福寺式軒瓦はその創建瓦である。しかし、興福寺式軒瓦は平城京でも八世紀中葉まで用いられており、天平一七（七四五）年の平城還都後に造営が始まった東大寺の伽藍中枢でも、摩耗した瓦笵による興福寺と同笵の軒瓦が出土する［奈良県教委二〇〇〇］。それが聖武天皇一周忌に間に合うよう、造東大寺司が大仏殿歩廊の所用瓦三万枚を興福寺三綱務所に発注した事実［小林一九六四］と対応するなら、実年代は天平勝宝八（七五六）年まで下る。南海道国分寺所用の興福寺式軒瓦は、奈良市古市廃寺・紀伊国分僧寺・淡路国分僧寺の順で同じ笵型を使い回しており、国分寺造営詔を受けて紀伊や淡路で生産したと素直に理解するのが穏当である［原田二〇一六］。平城京や大宰府の影響を受けた国分寺創建瓦も、先行する在地寺院所用瓦の系譜下にある国分寺創建瓦も、それぞれの文様系譜・技術系譜を踏まえて歴史的に位置づければ［梶原二〇一〇］、大部分は国分寺造営詔を受けて、各国で造営プロジェクトが稼働し始めたことを示すと考えられる。

しかし、各地で史跡整備を目的とした国分寺跡の発掘調査が進展する以前には、転用国分寺論は有力な学説であった。一九八二年に刊行された竹内理三・井上辰雄・加藤晋平・坂詰秀一・佐々木銀彌・平川紀一編『日本歴史地図（原始・古代編〈下〉）』（柏書房）の「古代の寺院址」（一七七～一八二頁）においては、「古代（飛鳥～奈良）主要寺院址の分布」が、西日本と東日本に分けた地図二枚と「播磨要部」「讃岐要部」「畿内要部」の三枚の部分拡大地図に掲載され、凡例では「飛鳥時代寺院址」「白鳳時代寺院址」「転用国分寺址（白鳳・奈良時代）」「国分寺址（奈良時代）」「奈良時代寺院址」の五種を色分けで示し、解説文も「奈良時代の寺院は、国分寺を中心として展開していたのであるが、その国分寺はすべて奈良時代創建とはいえず、前代の寺院を利用している例も認められる。前身寺院の存在が認められる場合がそれであり、転用国分寺とでも称さるべきものである」と記載している。

しかし、肝心の寺院址分布図に「転用国分寺址」はほとんどない。わずかに「畿内要部」の山城国分僧寺・尼寺と河内国分僧寺・尼寺が、「転用国分寺址」色で表示されたにすぎない。山城国分僧寺は恭仁宮大極殿を施入したと『続日本紀』が明記しているので、宮殿を国分寺に転用した施設と理解でき、出土瓦もこれを裏づける［京都府教委一九八四］。しかし、河内国分僧寺や所在が確定していない山城国分尼寺・河内国分尼寺を「転用国分寺址」とした理由は明らかではない。いずれにしても、八賀さんが独自の論理で明示した転用国分寺の実例を、一九八二年『日本歴史地図』は採用せず、転用国分寺論は混迷度を増す。とくに、史跡指

定・整備を目的とした各地の大規模発掘・長期発掘で、規模や所用瓦において氏寺より格上の国分僧寺の実態が明らかになると、転用国分寺概念は風化し、明確な批判もないまま、天平一三年の造営詔を受けて各地で国分寺が成立したとする議論が一般化する。

転用国分寺論の行方

私見では、転用国分寺論は重要な分析視角である。とくに所在地が判明しているものが僧寺の半数にも及ばない国分尼寺を検討する上で、転用国分寺論は有効性を発揮する。国分尼寺の所在が不分明な国では、国分寺創建以前から僧寺の近くにあった在地寺院（氏寺）を国分尼寺と推定する議論が古くからあった［角田編一九三八］。すなわち、紀伊国分僧寺の西約五〇〇ｍにある西国分廃寺、土佐国分僧寺の東北約一四〇〇ｍにある比江廃寺、備後国分僧寺の西約五〇〇ｍにある小山池廃寺を国分尼寺とする説などである。これらの国分尼寺推定遺跡は、いずれも塔跡をともなう七世紀後半～八世紀前半に創建された寺院跡で、僧寺と同笵の瓦を補修に用いている。小山池廃寺は、金堂・塔・講堂が東西一線に並ぶ特異な伽藍配置である。前々項で紹介した法華寺畑遺跡［倉吉市教委二〇〇一］のように、既存官衙を国分尼寺に転用した例があるなら、既存氏寺を国分尼寺とする例はあってよい。問題は都合のよい場所に立地する既存氏寺の有無と、あった場合に、それを国分尼寺に転用するための法的手続きである。

丹波国分僧寺と尼寺は、一連の計画のもと一連の工事で造営された。中門―金堂―講堂の南北軸線を等しくして、僧寺を南に尼寺を北に配した遠江国分寺も、同笵瓦で両寺を造営しており［磐田市教委二〇一六］、極めて高い計画性のもとで僧寺と尼寺を造営したことが明確である。しかし、僧寺と尼寺を一連の計画で造営したことが明確な国分寺は、必ずしも多くない［斎藤一九六七］。天平一三年の国分寺造営詔は僧寺と尼寺の造営を命じたが、これまで経験したことがない七重塔建設事業こそが不可避なので、七重塔を含む僧寺造営を優先した可能性が高い。しかし、造営事業計画は各国あるいは各国司の裁量で決めたとすれば、尼寺を転用国分寺で切り抜ける方策は、複数の国で採用した可能性もある。国分尼寺と考えられている既存氏寺が、本当にその機能を果たしたのかは、個別に検討する必要があるが、国分寺制度の全体像を解明する上で、転用国分寺論が有効であることは間違いないと思う。

以上、丹波国分僧寺が法起寺式という国分寺としてめずらしい伽藍配置を取る事実に注目し、過去の検討成果［上原未刊］の一部を披露した。同じ法起寺式伽藍配置を取る能登国分僧寺の場合は、国分寺造営詔を受けて創建する機会を逸し、九世紀前半における国分寺制度見直しの風潮を受け、既存氏寺＝大興寺を国分寺に転用した結果、法起寺式伽藍配置の国分僧寺が生まれた。一方、丹波・備後国分僧寺の場合は、国分寺造営詔を受けて創建したのに、法起寺式伽藍配置を取る。平城京や藤原京の官大寺を伽藍配置の規範にした国が圧倒的に多いなか、両国の存在は特異である。しかし、国分寺の伽藍配置や創建瓦が全国的に統一されていないのは、原則として、造営詔を受けて各国が組織した国分寺造営プロジェクトにその決定権があったことを意味する。理由は定かではないが、丹波・備後国が法起寺式伽藍配置を採用したのは、国府が主導した国分寺造営プロジェクトの意向だったと考えるほかない。とくに丹波国分僧寺では、尼寺と一連計画で国分僧寺を造営し、尼寺は通有の伽藍配置を採用したにもかかわらず、僧寺のほうは中央官大寺の伽藍配置をモデルとせず、伝統的な地方寺院の氏寺型伽藍配置を採用した。その独自性

は、創建瓦の瓦当文様にも伺える。

丹波国分僧寺の軒瓦

報告された丹波国分僧寺所用軒瓦（**図6**）の年代は、八世紀中葉から一一世紀の長期間におよぶ。周山廃寺（**図2—21〜27**）・佐伯廃寺（**図2—31〜35**）・綾中廃寺（**図2—46〜50**）・竜円寺遺跡（**図2—58〜61**）・和久寺廃寺（**図3**）・寺内廃寺（**図4**）も七世紀後半〜八世紀前葉に創建され、八世紀中葉以降（一部は九世紀）にも整備・修理したと出土瓦からわかるが、一一世紀に至るまでの長期間、屋根の修理や葺替をおこなった丹波国内の古代寺院としては、国分僧寺以外に観音芝廃寺が確認できるにすぎない。観音芝廃寺の創建は七世紀にさかのぼり、七世紀後半の創建瓦（**図2—1**）、七世紀末〜八世紀前半の整備・充実時の瓦（**図2—2・3・10〜13**）、八世紀の修理瓦（**図2—4・14**）、一〇世紀の修理瓦（**図2—5〜7・15**）、一一世紀の修理瓦（**図2—8・9・16**）が認知できる。丹波国分僧寺は観音芝廃寺よりも半世紀以上遅れて創建されるが、八世紀中葉の中心伽藍創建瓦（**図6—1・2・15**）、八世紀後半〜九世紀の周辺整備・補修瓦（**図6—3〜6・16〜20**）、一〇〜一一世紀の修理瓦（**図6—7〜14・21〜24**）が抽出できる。

ただし、丹波国分僧寺出土の軒丸瓦一三型式、軒平瓦一〇型式に対し、観音芝廃寺出土の軒丸瓦は五型式、軒平瓦は四型式だから、僧寺の軒瓦型式の多さは圧倒的である。国分僧寺の規模が先行する在地寺院・氏寺を凌駕するだけでなく、出土瓦の型式数や年代幅（＝存続年代）においても圧倒する現象は、各地の国分僧寺でも広く認知できる。日本各地に仏教が根づく上で、国分寺造営が圧倒的な影響力をもった証拠であり、古代仏教史を語る上で国分寺を欠かせない理由でもある。ここで注目すべきは、丹波国分僧寺と観音芝廃寺における軒瓦の年代は重複しても、同文瓦は一〇世紀の軒丸瓦の一部（**図2—5〜7、図6—11**）にすぎない点である。両寺は保津川を隔てているが、同じ旧桑田郡内にあり、直線距離で約五kmしか離れていない。同時期、同地域であるにもかかわらず、軒瓦に同系・同文・同笵関係がとぼしいのは、瓦を供給した寺院造営組織や管理主体が異なることを示す。とくに、国分尼寺（御上人林廃寺）出土瓦（**図2—41〜45**）は僧寺と同系・同笵で、僧・尼寺の造営組織や管理主体が共通していたことは疑いない。これは観音芝廃寺の場合と鮮やかな対照をなしており、国府系瓦の認知に関わる問題となる。この問題は〈「丹波国府系瓦」存否〉項で検討するが、それに先立ち、丹波国分寺の創建瓦の特徴を概観する。

丹波国分寺創建瓦の特色Ⅰ

丹波国分僧寺の発掘報告では、各地区・各建物施設にともなう軒瓦の個体数が総括されておらず、年度ごと次数ごとの成果を寄せ集めて全貌を推定するほかない。金堂・塔・僧房等では、宝相華文軒丸瓦（**図6—1・2**）と柄鏡状中心飾に二分枝した蕨手を左右二転した均整唐草文軒平瓦（**図6—15**）の組み合わせが主体という［亀岡市教委一九八七・二〇〇三］。軒平瓦は平城宮式を単純化した文様と説明できるが、軒丸瓦は丹波国分寺独特の文様である。祖型は特定できないが、対葉花文を花弁状に配した瓦当文様（下総国分寺創建軒丸瓦など）もあるので、図6—1・2が、八世紀の文様意匠世界のなかで生まれたことは間違いない。さほど卓越したデザインではないが、屋根の軒先を飾る文様としては、この程度まで簡素化したほうが有効かも知れない。

丹波国分僧寺創建軒丸瓦に関して重要なのは、製作技術である。大きく

笵傷が生じた図6―2は、半乾燥状態にある丸瓦を、粘土が柔らかい状態の瓦当裏面に接合する「接合式」軒丸瓦で、七世紀代の軒丸瓦成形法と基本的に同じである。ところが、同笵で笵傷の少ない図6―1は、瓦当部と丸瓦部とを同じ柔らかい状態の粘土（とも土）で成形した「横置型一本作り」軒丸瓦［上原一九八六］による製品である。丹波国内でも、国分寺に先行する氏寺の軒丸瓦に「縦置型一本作り」が存在するが（**図2―53**、**図4―1・2**）、「横置型一本作り」は丹波国分尼寺の同笵例（**図2―41**）以外に存在しない。全国的に概観すると、「横置型一本作り」は下野国分僧寺・上野国分僧寺・下総国分僧寺・三河国分僧寺・越中国分僧寺・伊勢国分僧寺（伊勢国府）・讃岐国分僧寺・石見国分僧寺などの創建軒丸瓦においても確認でき、現時点では平城宮瓦編年Ⅱ期後半、つまり七三〇年前後に平城宮で生まれ、国分寺造営を契機に各地に伝播した可能性が高い［上原一九八六・一九九七、奈文研一九九一・二〇一八・二〇一九］。なかでも、下野・讃岐国分僧寺などでは、丹波国分寺と同様、創建当初の軒丸瓦に「横置型一本作り」を採用したのに隆盛せず、接合式に回帰したことがわかる。

すなわち、図6―1・2や図2―41の文様は独特でも、軒丸瓦製作技法において、丹波国分寺造営時に中央の技術的影響があったことになる。ただし、図示したように丹波国分寺の「横置型一本作り」軒丸瓦は、瓦当部・丸瓦部ともに異常に厚手で、他の軒丸瓦と釣り合わない。屋根に葺くにも不具合だったと思う。平城宮跡や地方の国分寺跡などで出土した「横置型一本作り」軒丸瓦を知悉しているわけではないが、厚味などが共伴した他の接合式軒丸瓦と大きく異なる例は少なく、現時点では、伊勢国府（長者屋敷遺跡）系の重圏文軒丸瓦に丸瓦部が異常に厚手の「横置型一本作り」が認められる程度である。しかし、丹波国分寺の「横置型一本作り」が技術的に稚拙なのは、技術的影響の内実を反映しているはずである。

丹波国では国分寺造営以前から造瓦技術が定着しているので、中央の技術的影響には、①中央から派遣された工人が丹波国の既存造瓦工人を指導して、新技術を移植した場合、②丹波国の既存造瓦工人が中央の造営工事に動員され、新技術を取得した場合、の二つのケースが想定できる。前者の場合は、一括製品群において派遣工人と既存工人の技術差が抽出できるはずで、接合式への回帰は派遣工人が帰洛したためと理解できる。後者の場合は、一括製品群において明確な技術差は抽出できず、学んだ新技術が十分発揮できないため接合式に回帰したと解釈できる。十分な分析を経たわけではないが、私見が及んだ範囲では、後者の可能性が高いと考える。

丹波国分寺創建瓦の特色Ⅱ

丹波国分寺で平城京唐招提寺金堂創建瓦（平城六二三六Ｄ―六七二五Ａ）と同笵の軒瓦が使われた事実（**図6―3・18**、**図2―42**）は、山崎信二さんが指摘・検討した［山崎一九九四］。唐招提寺金堂の創建年代については諸説あるが、金堂周辺の発掘で圧倒的多数を占める六二三六Ｄ―六七二五Ａが平城京の西隆寺・西大寺・法華寺・薬師寺でも出土することから、西隆寺が創建された神護景雲元（七六七）年以降、長岡遷都の延暦三（七八四）年以前、宝亀年間（七七〇～七八〇年）でもやや降る時期の瓦と山崎さんは考える。さらに、丹波国分僧寺の同笵品（**図6―3・18**）には多くの笵傷を生じていることから、その実年代は平安時代初期まで降り、「平安京遷都によって地理的・政治的に重要性を増した丹波国分寺造営に際し、（空海が）親交の深い如宝に依頼して、唐招提

寺家に属する瓦工人を派遣させ」たと推論した。なお、山崎さんは図6―3・18が「丹波国分寺の軒瓦で最も出土量が多い」という誤った情報のもとで議論を展開しており、丹波国分僧寺の創建が平安初期まで降るわけではない。

これに対して、清野孝之さんは軒丸瓦六二三六Dの瓦当部接合法や軒平瓦六七二五Aの凸面調整法や顎形態を詳細に分類し、笵傷の進行度合や胎土と連鎖させることで、製品（瓦自体）の移動、瓦笵の移動、瓦工人の移動を厳密に区別しようと試みた。すなわち、平城京内で出土する六二三六D―六七二五Aのほとんどは「唐招提寺の瓦工房、ないし唐招提寺からの製品供給、すなわち瓦自体の移動」、法華寺出土の六七二五Aは「唐招提寺の瓦工房から法華寺の瓦工房へ笵のみが移動」、図6―3・18は「平城京の瓦工房から丹波国分寺の瓦工房へ笵が移動した」ものので、唐招提寺家に属する瓦工人が丹波国分寺に移動した事実はなかったと論定した［清野二〇〇五］。しかし、郵便小包がない時代に、瓦笵だけ移動したとは考えにくい。道具移動の背景には、工人に限らず人間の移動がともなったはずだ。山崎さんも清野さんも、瓦笵や瓦工人の移動を中央つまり平城京から地方への一方向で考えている。前項で述べたように、平城京内の造営事業に地方労働力を徴発することはあり得るので、丹波国の瓦工が平城京に出向して、技術や瓦笵を取得する可能性も含めて類型化すると、事態はさらに複雑になる。

文様や製作技術からみて八～九世紀に属する軒瓦には、図6―1～3・15・18以外に、図6―4～6・16・17・19・20がある。このなかで、図6―17は百済王氏の氏寺である河内百済寺創建瓦H01Bと同笵である。実物同士を照合していないが、百済寺出土例が曲線顎なのに図6―17は段顎で、瓦笵が移動したと理解できる。百済寺創建瓦はM11―H01AとM09―H01Bの二者で、前者が先行する（**図16―1・2**）［枚方市文化財研究調査会二〇一五］。文様や製作法からみて、M11―H01Aは百済王敬福（六九七～七六六年）が河内守になり、拠点を摂津国から河内国に移した七五〇年直後の瓦と推定でき［上原二〇一八］、後出するH01Bの瓦笵が、百済寺造営が一段落したのちに丹波国分僧寺に移動したなら、八世紀後半には納まるだろう。

また、同笵ではないが、図6―16の軒平瓦も左右に反転する蕨手の形状が百済寺H02に酷似する。H02は百済寺ではH01A・H01Bに次ぐ量が出土した。古閑正浩さんは、平城京薬師寺や久世郡平川廃寺・久世廃寺・正道遺跡、百済寺の北に広がる禁野本町遺跡で出土する平城六二九一B―六七〇二G（**図16―3**）がもとになり、百済寺M04・M05―H02（**図16―4**）を経て丹波国分僧寺（**図6―6・16**）へ系譜が連なるとした［古閑二〇一〇］。数量的に組み合わせを証明できないが、文様系譜論として穏当である。つまり、丹波国分僧寺の八世紀後半の瓦は、平城京唐招提寺創建の軒瓦だけでなく、南山城から北河内にかけて分布する諸寺で展開した軒瓦やその文様系譜下にある軒瓦を採用している。なかでも、唐招提寺創建と同笵の軒平瓦（**図6―18**）は、丹波国分僧寺で八～九世紀に独自の展開をとげ（**図6―19・20**）、一〇～一一世紀に至るまでその系譜が続く（**図6―22～24**）。ところが、平城京や南山城・北河内と関係する瓦を含め、丹波国分寺の軒瓦には丹波国内の他の氏寺・在地寺院と同系・同文・同笵関係は認められない。

「丹波国府系瓦」存否

〈丹波国分僧寺の軒瓦〉項で述べたように、同じ桑田郡内にあって、八世紀～一一世紀の同時代に造営・修理工事がなされたにもかかわらず、丹

波国分僧寺と観音芝廃寺の瓦に共通性はほとんどない。図6を図2と比較すれば、丹波国分僧寺の所用軒瓦が瓦当文様の種類において卓越しているにもかかわらず、丹波国分尼寺（**図2—41〜45**）以外の丹波国内の氏寺・在地寺院とほとんど関係していないことは明白である。とくに国分寺創建に前後する時期の観音芝廃寺（**図2—4・14**）・佐伯廃寺（**図2—33・35**）・綾中廃寺（**図2—48・50**）・竜円寺遺跡（**図2—59・60**）・和久寺廃寺（**図3—2〜6**）・寺内廃寺（**図4—5・7**）の瓦当文様は、丹波国分僧寺の瓦と一切関係しない。しかも、佐伯廃寺と綾中廃寺、和久寺廃寺と寺内廃寺のように、郡界を越えて氏寺・在地寺院同士で同文・同笵関係が認められる。加えて、観音芝廃寺では図2—14の文様を継承

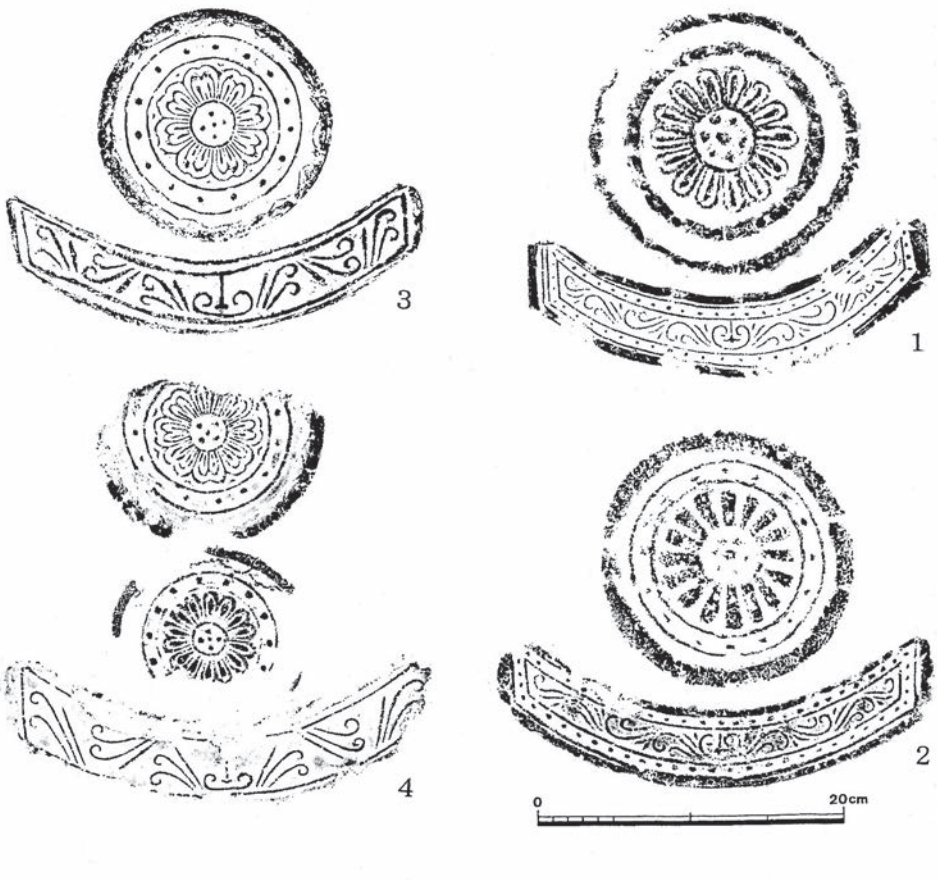

図 16　丹波国分僧寺に連なる河内百済寺の軒瓦系譜 (縮尺 5 分の 1)

[枚方市文化財研究調査会 2015、古閑 2010 を参考に作成]

(1百済寺 M11-H01A　2百済寺 M09-H01B　3平城 6291B-6702G　4百済寺 M04･M05-H02)

河内百済寺跡では、昭和 40 〜 42 年の史跡整備に先立つ発掘調査および平成 17 年以降の再整備に向けた発掘調査で出土した瓦すべてを整理・報告した。出土した軒丸瓦 1413 点と軒平瓦 1046 点の約 6 割を、M11-H01A(1) と M09-H01B(2) が占める。M11-H01A は恭仁宮大極殿造営時の新調瓦 (図 11-5･6) の系譜を引き、聖武天皇が寵愛した百済王敬福 (697 〜 766 年) が河内守となり、百済王氏の拠点を摂津国百済郡から河内国交野郡に遷したのが 750 年頃だという通説を裏付ける [上原 2018]。丹波国分僧寺瓦 (図 6-17) と同笵の H01B は H01A より後出型式だが、出土量から製作開始時は M11 とも組み合っていた推定できるので、8 世紀後半でも末葉まで降ることはないだろう。また、丹波国分僧寺瓦 (図 6-6･16) に近似する百済寺所用瓦 (4) は、平城 6291B-6702G(3) の系譜を引く。(3) は平城宮内ではほとんど出土しないが平城京薬師寺に多く、平城宮瓦編年Ⅲ - 2 期 (749 〜 757 年) に位置づけられている [奈文研 1991]。(3) の同笵瓦は正道遺跡・久世廃寺・平川廃寺や百済寺の北にある禁野本町遺跡などで出土し、山背・河内の在地寺院の修理事業との関与がうかがえる。これも 8 世紀後半でも末葉まで降ることはないだろう。つまり、河内百済寺の文様系譜下にある丹波国分僧寺所用瓦 (図 6-6･16･17) は、創建瓦 (図 6-1･15) を補う製品群だった。

して、八世紀後半〜九世紀の軒瓦も製作されている（**図2―15**）。なお、観音芝廃寺の一一世紀の軒瓦（**図2―8・9・16**）は丹波国分僧寺の同時期の軒瓦（**図6―14**）と同じ篠古窯の製品であるが［上原二〇一〇］、瓦当文様は異なっている。

すなわち、八世紀中葉に着工した丹波国分僧寺所用瓦は、創建時や以後の修理・再建時を含めて、国分寺として独自の瓦を維持し、丹波国内の他の氏寺・在地寺院と関係がない。国分寺創建時の瓦を焼成した三日市遺跡は僧寺・尼寺の北に立地し［京都府埋文センター二〇〇五、石井二〇〇三］、両寺所用の八世紀瓦を焼成したが、他寺に瓦を供給した痕跡はない。国司が造営を推進した国分寺と同系・同文・同笵の瓦は、国によっては同国内の寺院・駅館跡で多用される。これを国府系瓦と呼ぶ。

とくに播磨国府系瓦は、播磨国分寺出土瓦を基準に設定され、播磨国府が置かれた国分僧寺・尼寺をはじめとする旧飾磨郡内の寺院だけでなく、山陽道に沿った播磨国内に顕著に分布する［今里一九九五］。山陽道沿いの播磨国府系瓦には、定額寺などの優遇された氏寺（準官寺）に供給された瓦も想定できるが、多くは駅館所用瓦で、発掘調査でも駅館における瓦葺建物の存在が明らかになった［岸本二〇〇六］。山陽道は大宰府と都を結ぶ第一級の官道で、往来する外国使節にそなえて駅館を瓦葺粉壁にして外観を整えたのだ。駅館の維持管理を担当するのは所在国で、播磨国司が播磨国府系瓦の分布を促進したことは確実である。一方、瓦葺粉壁は山陽道駅館に要請された外観なので、播磨国だけでなく備前・備中・備後・安芸・周防・長門の諸国でも、国府系瓦が普遍的に認知できると期待されていた。

ところが、国分寺所用瓦と同系・同文・同笵の軒瓦が同じ国内に多く分布する傾向は、備後国では明確に認められるが［高橋一九八二、妹尾二〇一四］、他国では必ずしも顕著ではない。とくに備前国分僧寺では、八世紀中葉から鎌倉時代の軒瓦が出土するが、主体をなすのは備前国内にほとんど例のない独特の文様の瓦で、国分寺独自の展開をとげている［赤磐市教委二〇〇九］。それは丹波国分僧寺の軒瓦のあり方に共通する。つまり、備前国や丹波国では、播磨国や備後国と異なり、国司が国分寺所用瓦の生産組織を直接把握し、駅館の造営・維持管理や管下の寺院、とくに定額寺のような準官寺の修理・維持・管理などの事業において、国分寺所用瓦の生産組織を積極的に活用しなかったのである。

国家的寺院造営事業の諸相

そもそも、律令制下の国家的な寺院造営事業に際しては、臨時の役所（造寺司）を置くのが原則である。造寺司は寺院運営組織（＝三綱）とは別組織で、事業が一段落すれば解散もしくは改組するので、正史に組織名や長官名が記載されることはあっても、具体的な組織規模や工人・工房の実態はわからないことが多い。令が記す常設の生産組織は、規模や構成員も規定され、『延喜式』等から具体的作業や必要とする資材も推定できるのと対照的である。唯一、造東大寺司は「正倉院文書」という稀有な史料から、具体的な工人・工房・工事の動向をうかがうことができ、それにもとづく研究成果も多い。東大寺所用の軒瓦は、文様も製作技法も同時代の平城宮所用瓦と異なり、考古学的にも造東大寺司造瓦所が独自の組織であったと論定できる。平安京においても、実態は不分明だが、造東寺司・造西寺司の存在が確認でき、平安宮所用瓦とは異なる文様の東寺・西寺瓦を生産していた。なお、平城宮・平安宮の造営には、造宮省・造宮職等の臨時組織が対応し、事業が一段落したら常設の木工寮などが恒常的な維持・管理をおこなった。

国分寺造営に際して、中央で普遍的な造寺司方式を採用したならば、国分寺造営詔を受けた国は、造国分寺司あるいは造金光明寺司（造国分僧寺司）・造法華寺司（造国分尼寺司）を置いたはずである。史料で造国分寺司等の存在を確認できる国はないが、中央の造寺司と同様、造国分寺司が組織的にも充実した自己完結的な造営組織ならば、出土瓦は国内に広く分布する国府系瓦の形を取らず、備前国や丹波国のように国分寺だけで完結するはずである。しかし、一方で播磨国や備後国のように、国内の駅館や在地寺院と同系・同文・同笵の瓦が「国府系瓦」として確認できる国分寺がある事実は、その造営事業形態がフレキシブルであったことを示す。国分寺造営詔を受け、各国司は国分寺建設プロジェクトを組織したはずだが、組織方式まで中央政府は規定していない。各国の実情を踏まえて、どのような形でプロジェクトを組み、どのように事業を達成するかは国司の裁量だったと想定してよい。これは本章の前半で述べた国分寺の伽藍配置の分析成果とも齟齬しない。

なお、冒頭で、本論文では丹波国の古代寺院の特徴を明らかにするため、隣国である山背国の古代寺院と比較すると述べた。当然、山背国における「国府系瓦」の存否についてふれる必要がある。山背国分僧寺は天平一八（七四六）年に恭仁宮大極殿を施入して成立。出土軒瓦は、Ⅰ群（平城宮から運ばれた軒瓦）、Ⅱ群（恭仁宮造営時に新調した軒瓦）、Ⅲ群（山背国分僧寺施入後の伽藍整備のために新調した軒瓦）、Ⅳ群（山背国分僧寺の修理・再建に用いた軒瓦）に大別できる［京都府教委一九八四］。「山背（城）国府系瓦」があるとすれば、Ⅲ群・Ⅳ群軒瓦が該当する。事実、Ⅲ群・Ⅳ群には、山背国内の在地寺院・氏寺と同笵の軒瓦があり、その系譜下にある軒瓦を「山背国分寺系列」として積極的に評価することも可能である［中島二〇一七］。しかし、Ⅱ群にも在地寺院・氏寺と同笵の軒瓦があり、Ⅲ群・Ⅳ群と同笵の軒瓦は、山背国内だけでなく近江国甲賀寺や近江国庁でも出土している。

さらに、長岡宮の時代に山背国部内諸寺の塔（浮圖）修理に用いた軒瓦は「寺院系長岡宮式軒瓦」と評価する説もある［山中一九八九］。いずれも、都城所在地の在地寺院・氏寺を優遇する政策の現れである。そうした政策は、第二章〈孝徳朝の寺院造営援助と山田寺式軒丸瓦〉項で述べた難波宮遷都にともなう四天王寺優遇策までさかのぼるが、孝徳朝難波宮は瓦を葺いていない。つまり、恭仁宮・信楽（紫香楽）宮・長岡宮・平安宮の造営に関わった造宮省・造宮職管下の中央官衙系瓦屋も関与した山背（城）国内の八・九世紀の軒瓦のあり方は、丹波・播磨・備後・備前国の場合のように一筋縄ではとらえきれない。議論を簡単明瞭にするための比較対象としては、山背国はもはやふさわしくないのである。

第五章　まとめ

以下、本稿で論証・推定した諸点を箇条書きにする。

（1）推古二年二月の三宝興隆詔は仏舎一棟だけでも「寺」と認識しており、推古三二年九月の四六ヶ寺には一堂（一塔）伽藍が含まれていた。そのなかには高麗寺・北野廃寺・広隆寺など山背国の寺院もあったと思われるが、丹波国にはまだ「寺」はなかった。

（2）孝徳朝「寺院造営援助」詔が技術援助を含むなら、それは瓦にも反映されている可能性がある。山背国では、北白川廃寺金堂などが同詔の適用を受けた可能性があるが、丹波国までは及ばなかったようである。

（3）天武・持統朝の「諸国毎家作仏舎」詔を受け、丹波国においても

周山廃寺・桑寺廃寺・佐伯廃寺・寺内廃寺・竜円寺遺跡・三ツ塚廃寺・綾中廃寺・和久寺廃寺などの多くの寺院が建った。與野廃寺・池尻廃寺などの創建も八世紀前葉に納まる。これら七世紀後半～八世紀前葉の丹波国の古代寺院には、当初は一堂（一塔）伽藍で建てられたものが少なくなかったことが、おもに瓦の出土量から推定できる。なお、この時期の古代寺院を郡寺・郷寺と呼ぶのは、単に存在形態を類型化する目的なら妥当だが、国分寺制度に先行する「郡寺」制や「郷寺」制を想定するのは誤りである。

（4）霊亀二年五月詔を「寺院併合令」と呼び、古代寺院跡出土瓦から併合・廃絶した痕跡を抽出する試みは有効ではない。霊亀二年五月詔は、国司や按察使が主導して荒廃した草堂を整備し、僧尼が礼仏・読経に励む環境を整え、檀越の専制を排斥し、寺院経営を健全化することを目標にしている。寺院資財帳の作成や、観音芝廃寺の僧房が、その成果と考えられる。また、丹波国内の七世紀後半～八世紀前葉に創建された観音芝廃寺・周山廃寺・佐伯廃寺・和久寺廃寺（おそらく当初は一堂〈一塔〉伽藍）で、八世紀中葉前後の軒瓦を少なからず使用している事実も、霊亀二年五月詔の一つの成果、すなわち「僧尼莫住、礼仏無聞」を解消して七堂伽藍を整えた成果の可能性がある。

（5）霊亀二年五月詔から、寺名を入れた寺額や幢幡が寺院公認の象徴だったことがわかる。天武八年の「定諸寺名也」は、国大寺・有封寺・一般氏寺のランク付けに先立ち、公認寺院すなわち寺額を掲げる寺院を抽出したのだろう。また、『出雲国風土記』新造院も寺名が定まっていない非公認寺院と理解できる。しかし、僧尼常住や法会施行が寺院の役割として重視されると、寺額や幢幡を寺院の象徴とする観念は薄れる。

（6）丹波国分僧寺・尼寺は一連の計画のもとで、同じ軒瓦で創建された。しかし、僧寺の伽藍配置は法起寺式で、能登・備後国分僧寺以外に類例がない。国分僧寺では、最新の平城京官寺＝興福寺式伽藍配置を採用したものが圧倒的に多く、藤原京最終時の官寺＝大官大寺式伽藍配置を採用したものがこれに次ぐ。国分寺造営詔が七重塔や釈迦三尊の造立を命じても、採用する伽藍配置は、国分寺造営を担当した各国司が組織したプロジェクトの裁量で決まったのだ。丹波国分僧寺の法起寺式伽藍配置も、丹波国司配下の国分寺造営官司＝造丹波国分寺司が採用したと考えざるを得ない。

（7）諸施設を荘厳した瓦も、国分寺造営プロジェクトの裁量で決まった。丹波国分寺では、平城京最新の瓦製作法「横置型一本作り」で丹波独特の瓦当文様をあしらった軒丸瓦を採用。しかし、徴発された丹波の瓦工が平城京で学んだ技法を持ち帰ったためか、製品には欠陥があり、笵傷が進行した同笵瓦は通常の「接合式」に回帰している。やや遅れて採用された平城京唐招提寺金堂創建と同笵の軒平瓦は、以後の丹波国分僧寺で独自の文様展開をとげる。これ以外にも、八世紀中葉に創建された河内百済寺創建瓦と同笵の軒平瓦や同寺の文様系譜下にある軒瓦も僧寺にあり、丹波国分寺の瓦は大和・南山城・北河内の影響下で生産された。

（8）しかし、丹波国分寺の瓦当文様や製作法は、七世紀後半～八世紀前葉に成立した丹波国内の氏寺・在地寺院における修理・再建瓦にまったく影響しておらず、播磨国分寺や備後国分寺で提起された国府系瓦の概念は、備前国分寺と同様に丹波国分寺出土瓦には適用できない。丹波国分僧寺・尼寺が計画的に建てられ、両寺の北で

操業した三日市遺跡で集中的に生産した瓦を限定的に供給されている事実は、造国分寺司と呼ぶべき独自の造瓦機構が両寺の瓦を生産したことを示す。

残る課題

以上の論点を踏まえ、以下の諸点を各地の古代寺院に関わる今後の検討課題として提起したい。

① 『日本書紀』や『出雲国風土記』からわかる一堂（一塔）伽藍は、七世紀から八世紀前葉に至るまで普遍的だった可能性がある。しかし、発掘で解明された古代寺院跡は七堂伽藍の姿をとることが多い。検出遺構・出土瓦を整合的に分析し、七堂伽藍の成立過程を詳細に解明し、地域ごとの古代仏教の定着過程を検討する必要がある。

② ①に関連して、霊亀二年五月詔も「寺院併合令」という視点ではなく、「僧尼莫住、礼仏無聞」状態を克服した七堂伽藍の成立過程としてとらえ直す必要がある。

③ 法起寺式伽藍配置をとる丹波国分僧寺は、造営プロジェクトの裁量結果と判断したが、その検討過程で問題とした「転用国分寺」論は、僧寺に比べて所在地すらわからない国が多い国分尼寺の解明に有効と考える。今後の国分尼寺検討視角として提起したい。

④ 国分寺所用瓦を国府系瓦と評価できる播磨国や備後国に対して、国府系瓦概念が通用しない例として丹波国分寺・備前国分寺を挙げたが、たとえば讃岐国分寺出土瓦にも国府系瓦概念は通用しない。国分寺所用瓦が国府系瓦か否かを知るには、国分寺と同国内の瓦出土遺跡との総合的検討が必要で、各国でその検討を深め比較する作業が要請される。

⑤ 寺院規模や出土瓦の型式数・量、存続年代などから、丹波国分僧寺の造営が、古代丹波国における仏教史・寺院史のなかで圧倒的な意味を持ったことは明らかである。同様の評価は、讃岐国分僧寺など多くの地方国分僧寺にも通用すると考えている。しかし、それが畿内諸国の国分僧寺や近江国分僧寺にも適用できるとは思えない。少なくとも、大和・山背・河内・摂津国などでは、国分寺造営に先行する寺院造営が、その地域の仏教史・寺院史において圧倒的に重要で、国分寺造営の影響力は薄い。同様の現象は、畿外七道諸国でも散見するように思われるが、それは本稿のように古代寺院史を国分寺造営まで各国ごとに紐解くことで証明できるはずである。

⑥ 丹波国分僧寺・尼寺は亀岡市教育委員会の発掘で古代の姿が明らかになったが、天橋立を眼下に一望できるの景勝地に立地する国史跡丹後国分寺跡に残る礎石は、中世に再建された丹後国分寺の姿を伝えるもので[永井一九七五、吹田二〇一〇]、古代の丹後国分寺については明らではない。しかし、丹後国分寺出土と言われる軒瓦（**図5―5・6**）や尼寺跡と推定される中野遺跡で出土した軒瓦（**図5―7・8**）は丹波国分僧寺・尼寺と様相を異にする。丹後国は和銅六年に丹波国から分立するが、律令制下の国の分立は他にもある。分立後の差が具体的な形で表れるのが、中央から命じられた国分寺造営だという視点で、丹波・丹後国分寺を比較する必要がある。

参考文献

赤磐市教育委員会　二〇〇九年『備前国分寺跡』赤磐市文化財調査報告第三集

飛鳥資料館　一九八三年『渡来人の寺―檜隈寺と坂田寺―』図録第一冊

芦辺町教育委員会　一九九一・九三・九四年『壱岐嶋分寺Ⅰ～Ⅲ』芦辺町文化財調査報告書五・七・八

綾部市教育委員会　一九八一年「綾中廃寺第一次・第二次発掘調査概報」『綾部市文化財発掘調査報告』第八集

石井清司　二〇〇六年「丹波国分寺の創建瓦窯」『京都府埋蔵文化財論集』第五集、京都府埋蔵文化財調査研究センター（後に『宮都の窯業生産―古代生産遺跡概説―』二〇一三年所収）

石田茂作　一九五九年『東大寺と国分寺』至文堂（日本歴史新書）

石田茂作・三宅敏之　一九五九年「丹波国周山廃寺」『考古学雑誌』第四五巻第二号、日本考古学会（後に石田茂作『佛教考古學論攷一』寺院編、思文閣出版一九七八年所収）

市島町　一九七三・七五・八一・二〇〇〇年『丹波三ッ塚遺跡』Ⅰ～Ⅳ、丹波三ッ塚遺跡発掘調査団編

井上　薫　一九六六年『奈良朝仏教史の研究』吉川弘文館

今井晃樹　二〇一四年「藤原宮出土の鬼瓦と面戸瓦」『奈良文化財研究所年報二〇一四』

磐田市教育委員会　二〇一六年『特別史跡 遠江国分寺跡（本編）』

今里幾次　一九九五年『播磨古瓦の研究』真陽社

上原眞人　一九八六年「仏教」『岩波講座　日本考古学』第四巻、祭祀と集落、岩波書店

上原眞人　一九九五年「畿内からみた豊前の古瓦―顎面施文軒平瓦に関する予察―」『古文化談叢』第三四集、九州古文化研究会

上原眞人　一九九七年『瓦を読む』歴史発掘一一、講談社

上原眞人　二〇〇〇年「三宅廃寺が意味するもの」（三月二五日開催の豊岡市出土文化財管理センター主催歴史講演会配付資料）

上原眞人　二〇〇一年「東大寺法華堂の創建―大養徳国金光明寺説の再評価―」『考古学の学際的研究』濱田青陵賞受賞者記念論文集Ⅰ、昭和堂

上原眞人　二〇一〇年「摂関・院政期の京都における丹波系軒瓦の動向」『佛教藝術』三〇八号、毎日新聞社

上原眞人　二〇一四年『古代寺院の資産と経営―寺院資財帳の考古学―』すいれん舎

上原眞人　二〇一五年「歴史情報源としての瓦」『瓦・木器・寺院―ここまでの研究 これからの考古学―』すいれん舎

上原眞人　二〇一七年a「斑鳩文化圏存否―大和における法隆寺式軒瓦の分布―」『考古学・博物館学の風景―中村浩先生古稀記念論文集―』芙蓉書房出版

上原眞人　二〇一七年b「古代の国境・境界の分析視角―石清水八幡宮前身寺院と山崎橋をめぐって―」『古代の坂と堺』古代東国の考古学四、高志書院

上原眞人　二〇一八年「瓦からみた百済寺の創建年代」『百済王氏とその時代』

上原眞人　市制施行七〇周年記念事業・枚方歴史フォーラム実行委員会　二〇一九年「燈籠始原―石が先か、木が先か―」『辻尾榮市氏古稀記念 歴史・民族・考古学論攷』郵政考古学会

上原眞人　二〇二〇年『古代寺院の生き残り戦略―資財帳が語る平安時代の広隆寺―』柳原出版

上原眞人　未刊「国分寺の伽藍配置」『国分寺の総合的研究』第三巻、史・資料編（須田勉編）、高志書院

梅原末治　一九三九年「高麗寺阯の調査」『京都府史跡名勝天然記念物調査報告』第一九冊、京都府

梅原　猛　一九七二年『隠された十字架―法隆寺論―』新潮社

大垣市教育委員会　二〇〇五年『史跡美濃国分寺跡』

大槻真純　一九八七年「和久寺の瓦」『京都府埋蔵文化財論集第一集』（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター

大脇　潔　一九八九年「七堂伽藍の建設」『古代史復元八古代の宮殿と寺院』講談社

岡崎晋明ほか　一九九九年「北近畿地方の古代寺院の研究」『佛教文化研究所紀要』第三八集、龍谷大学

小川貴司　二〇〇四年『古代地方都市の成立―天智・天武期の美濃国各務評を中心に―』美濃百踏記第三巻、言叢社

小笠原好彦　二〇〇五年『日本古代寺院造営氏族の研究』東京堂出版

岡本東三　一九八三年「法隆寺天智九年焼亡をめぐって」『文化財論叢―奈良文化財研究所創立三〇周年記念論文集―』
小野市　一九九七年『小野市史』第四巻（史料編Ⅰ）小野市史編纂専門委員会
梶原義実　二〇一〇年『国分寺瓦の研究―考古学からみた律令期生産組織の地方的展開―』名古屋大学出版会
亀岡市　二〇〇〇年『新修亀岡市史』資料編第一巻（亀岡市史編さん委員会編）
亀岡市教育委員会　一九八七年『史跡丹波国分寺跡発掘調査』亀岡市文化財調査報告書第一六集
亀岡市教育委員会　一九八八年『観音芝廃寺発掘調査報告』亀岡市文化財調査報告第二〇集
亀岡市教育委員会　二〇〇〇年「国営農地再編整備事業関連遺跡発掘調査―坊主塚古墳・池尻廃寺・池尻遺跡・時塚遺跡―」『市内遺跡発掘調査報告書』市文化財調査報告書第五五集
亀岡市教育委員会　二〇〇三年『丹波国分寺跡発掘調査報告書Ⅱ』亀岡市文化財調査報告書第六二集
亀岡市教育委員会　二〇〇四年『丹波国分尼寺跡発掘調査報告書Ⅱ』亀岡市文化財調査報告書第七〇集
軽部慈恩　一九七〇年「三島市伊豆国分寺址」『伊豆半島（北伊豆及び沼津）の古代文化』軽部慈恩博士追悼特集、駿豆考古学会
岸本直文・岡田正太郎・黒川博美・彦坂めぐみ・坂井田耕司・嶋岡香　二〇〇五年「和泉国分寺跡と出土瓦」『市大日本史』第八号、大阪市立大学日本史学会
岸本道詔　二〇〇六年『山陽道駅家跡』日本の遺跡一一、同成社
木津川市教育員会　二〇一一年『史跡高麗寺跡　―史跡整備事業に伴う発掘調査報告―』津川市埋蔵文化財調査報告書第一〇集
木津川市教育員会　二〇一四年『神雄寺跡（馬場南遺跡）発掘調査報告書』木津川市埋蔵文化財調査報告書第一六集
京都大学文学部考古学研究室　一九八二年『丹波周山瓦窯址』
京丹後市史　二〇一〇年『京丹後市の考古資料』（京丹後市史編さん委員会）
京都市埋蔵文化財調査センター　一九八五年『ケシ山窯跡群発掘調査概要報告』
京都府教育委員会　一九七九年「周山瓦窯跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報一九七九』
京都府教育委員会　一九八四年『恭仁宮跡発掘調査報告　瓦編』
京都府教育委員会　一九九三年「府営農業基盤整備事業関係遺跡平成四年度発掘調査概要「堤谷窯跡群」」『埋蔵文化財発掘調査概　報一九九三』
京都府埋蔵文化財調査研究センター　一九八五年「千代川遺跡第六・七次」『京都府遺跡調査概報』第一四冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　一九九二年「池尻遺跡」『京都府遺跡調査概報』第四八冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　一九九四年「池尻遺跡第二次」『京都府遺跡調査概報』第五八冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　二〇〇五年「三日市遺跡第三次」『京都府遺跡調査概報』第一一四冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　二〇〇九年「俵野廃寺第二・三次」『京都府遺跡調査概報』第一三二冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　二〇一〇年「馬場南遺跡第二次」『京都府遺跡調査概報』第一三八冊
京都府埋蔵文化財調査研究センター　二〇一九年「佐伯遺跡第7～9次」『京都府遺跡調査報告書』第一七八冊
倉吉市教育委員会　二〇〇一年『史跡伯耆国府跡　法華寺畑遺跡環境整備事業報告書』倉吉市文化財調査報告書第一〇六集
古閑正浩　二〇一〇年「河内百済寺の造瓦組織と王権」『ヒストリア』第二二一号、大阪歴史学会
小林行雄　一九六四年「造瓦所経営」『続古代の技術』第Ⅳ章「屋瓦」、塙書房
小山雅人　一九八七年「丹波綾中廃寺の創建年代」『京都府埋蔵文化財論集』第一集、京都府埋蔵文化財調査研究センター
斎藤　忠　一九六七年「国分僧寺と国分尼寺との距離及び方位に関する一考察」『末永先生古稀記念古代学論叢』（後に『日本古代遺跡の研究　論考編』吉川弘文館一九七六年所収）
坂本太郎　一九六六年「天智朝の史料批判」『日本古代史の基礎的研究（上）文献篇』東京大学出版会
佐川正敏　一九八九年「東院創建の軒平瓦について」『特別展観　法隆寺昭和資財帳調査秘宝展図録五』法隆寺

佐久間竜　一九八〇年「律令国家の氏寺対策―寺院併合令をめぐる問題―」『仏教の歴史と文化』同朋舎出版
静岡県教育委員会　二〇〇三年『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』静岡県文化財調査報告書第五七集
四天王寺文化財管理室　一九八六年『四天王寺古瓦聚成』柏書房
島根県教育委員会　二〇〇二年『来美廃寺（「山代郷新造院」推定地発掘調査報告書）』風土記の丘地内発掘調査報告書一三
島根県教育委員会　二〇〇七年『山代郷北新造院跡（史跡出雲国山代郷遺跡群北新造院跡（来美廃寺）発掘調査報告書』
吹田直子　二〇一〇年「中世再興後の丹後国分寺の寺地移動について―寺蔵資料の記事を中心に―」『京都府埋蔵文化財論集』第六集（創立三〇周年）府埋蔵文化財調査研究センター
清野孝之　二〇〇五年「何が動いたのか―唐招提寺創建軒瓦および同笵瓦の再検討―」『待兼山考古学論集―都出比呂志先生退任記念―』大阪大学考古学研究室
妹尾周三　一九九四年「横見廃寺式軒丸瓦の検討―いわゆる「火焔文」軒丸瓦の分布とその背景―」『古代』第九七号、早稲田大学考古学会
妹尾周三　二〇一四年「備後における奈良時代の軒瓦―「備後国府系古瓦」の再検討―」『考古学雑誌』第九八巻第三号、日本考古学会
泉南市教育委員会　一九八七年『海会寺―海会寺遺跡発掘調査報告書―』
高橋美久二　一九七〇年「山城国葛野・乙訓両郡の古瓦の様相」『史想』第一五号、京都教育大学考古学研究会
高橋美久二　一九八二年「古代の山陽道」『考古学論考（小林行雄博士古稀記念論文集）』平凡社
瀧音能之　一九九四年「古代出雲の寺と新造院」『出雲国風土記と古代日本』雄山閣出版
竹原伸仁　二〇一〇年「南山城の顎部施文瓦」『南山城の古代寺院』同志社大学歴史資料館調査研究報告第九集
田中嗣人　一九八三年『日本古代仏師の研究』吉川弘文館
丹南町　一九九四年『丹南町史』上巻（丹南町史編さん委員会編）
角田文衛編　一九三八年『国分寺の研究（上）（下）』考古学研究会
坪井清足　一九五八年「大宅廃寺の発掘」『佛教藝術』三七、毎日新聞社
永井規男　一九七五年「丹後国分寺本堂建武再興金堂の成立背景」『橿原考古学研究所論集（創立三五周年記念）』吉川弘文館
中島　正　二〇一七年『古代寺院造営の考古学―南山城における仏教の受容と展開―』同成社
七尾市教育委員会　一九七三年『能登国分寺跡発掘調査報告』
七尾市教育委員会　一九八六年『能登国分寺跡―第四次発掘調査報告書―』七尾市埋蔵文化財調査報告第六集
七尾市教育委員会　一九八九年『史跡能登国分寺跡―第五・六・七次発掘調査報告書―』七尾市埋蔵文化財調査報告第一〇集
七尾市教育委員会　一九九〇年『史跡能登国分寺跡―第八次発掘調査報告書―』七尾市埋蔵文化財調査報告第一一集
奈良県教育委員会　二〇〇〇年『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書』
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館　一九九八年『大和考古資料目録 第二三集』飛鳥・奈良時代寺院出土の軒瓦
奈良国立文化財研究所　一九五八年『飛鳥寺発掘調査報告』学報第五冊
奈良国立文化財研究所　一九九一年『平城宮発掘調査報告ⅩⅢ 内裏の調査Ⅱ』学報第五〇冊
奈良国立文化財研究所　一九九三年『平城宮発掘調査報告ⅩⅣ 第二次大極殿院の調査』学報第五一冊
奈良文化財研究所　二〇〇二年『山田寺発掘調査報告』創立五〇周年記念学報第六三冊
奈良文化財研究所　二〇〇三年『吉備池廃寺発掘調査報告―百済大寺跡の調査―』創立五〇周年記念学報第六八冊
奈良文化財研究所　二〇〇七年『法隆寺若草伽藍跡発掘調査報告』学報七六冊
奈良文化財研究所　二〇一八・一九年『八世紀の瓦づくりⅦ・Ⅷ―一本づくり・一枚づくりの展開―』第一八・一九回古代瓦研究会シンポ発表要旨
新倉　香　一九九八年「瓦当文様にみる技術伝播・交流の一様相」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』一
蓮本和博　二〇〇一年「白鳳時代における讃岐の造瓦工人の動向」『（財）香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要Ⅸ』
八賀　晋　一九六九・七〇・七一年『史跡美濃国分寺跡発掘調査報告』Ⅰ～Ⅲ、大垣市教育委員会

八賀　晋　一九七三年「地方寺院の成立と歴史的背景―美濃の川原寺式軒丸瓦の分布―」『考古学研究』第二〇巻第一号、考古学研究会
八賀　晋　一九七八年「国分寺建立における諸様相」『日本古代の社会と経済（下）』彌永貞三先生還暦記念会編、吉川弘文館
原田憲二郎　二〇一六年「国分寺造営期における中央と国分寺の同笵瓦」『日本古代考古学論集』須田勉編、同成社
兵庫県教育委員会　一九八四年『丹波王地瓦窯』兵庫県文化財調査報告第二五冊
枚方市文化財研究調査会　二〇一五年『特別史跡　百済寺跡』枚方市文化財調査報告第八〇集
福知山市教育委員会　一九八三年『和久寺跡第一次発掘調査概報』福知山市文化財調査報告書第五集
福知山市教育委員会　一九八五年ａ『和久寺跡第二次発掘調査概報』福知山市文化財調査報告書第六集
福知山市教育委員会　一九八五年ｂ『和久寺跡』福知山市文化財調査報告書第八集
福山敏男　一九三四年「飛鳥寺の創立に関する研究」『史学雑誌』第四五巻第一〇号（後に「飛鳥寺の創立」と改題して『日本建築史研究』墨水書房一九六八年所収）
藤沢一夫　一九四一年「摂河泉出土瓦の研究」『佛教考古學論叢』考古學評論第三輯、東京考古學會
法隆寺昭和資財帳編集委員会　一九九二年『法隆寺の至寶　瓦』昭和資財帳第一五巻、小学館
星野猷二　二〇〇〇年『鹽澤家蔵瓦図録』伏見城研究会
堀　大輔　二〇一〇年『飛鳥白鳳の甍―京都市の古代寺院―』京都市文化財ブックス第二四集
間壁葭子　一九七〇年「官寺と私寺」『古代の日本』第四巻（中国・四国）角川書店（後に「吉備と中・四国の古代寺院」と改題して『吉備古代史の基礎的研究』学生社一九九二年所収）
松本学博　二〇一三年「河守北遺跡とその周辺について」『古代寺院と律令体制下の京都府～なぜそこに寺はあるのか～』第一九回京都府埋蔵文化財研究会発表資料集
松山市教育委員会　一九九六年『来住廃寺―第一九次調査―』松山市文化財調査報告書第五六集
三重県の古瓦刊行会　一九九六年『三重県の古瓦』
水野柳太郎　一九九三年『日本古代の寺院と史料』吉川弘文館
三舟隆之　一九八七年「霊亀二年の寺院併合令について」『明治大学大学院紀要』第二四集（四）（後に『古代地方寺院の成立』吉川弘文館二〇〇三年所収）
三舟隆之　二〇〇三年「畿内系瓦当文様の分布の背景―山田寺・川原寺式軒瓦を中心として」『古代地方寺院の成立』吉川弘文館
宮津市　一九九六年『宮津市史』史料編第一巻（宮津市史編さん委員会）
森下　衛　一九九一年「南丹波の古代末期瓦生産の一様相」『京都府埋蔵文化財論集』第二集、府埋蔵文化財調査研究センター
山崎信二　一九九四年「平城宮・京と同笵の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察」一九九三年度文部省科学研究費一般研究Ｃ成果報告（後に『古代瓦と横穴式石室の研究』同成社二〇〇三年所収）
山崎信二　一九九五年「藤原宮造瓦と藤原宮の時期の各地の造瓦」『文化財論叢Ⅱ』奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集、同朋舎出版（後に前掲『古代瓦と横穴式石室の研究』所収）
山城町教育委員会　一九八九年『史跡高麗寺跡』京都府山城町埋蔵文化財調査報告書第七集
山中　章　一九八九年「長岡宮式軒瓦と寺院の修理―延暦一〇年の山背国の浮圖の修理をめぐって―」『古瓦図考』廣田長三郎編・木村捷三郎監修、ミネルヴァ書房
山本忠尚　一九八四年「西院創建瓦とその系譜―瓦からみた再建年代―」『特別展観　法隆寺昭和資財帳調査秘宝展図録』二
吉川真司　二〇一一年『飛鳥の都』シリーズ日本古代史三、岩波新書
李　銀眞　二〇一九年『周山廃寺』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告二〇一八―六